

山口県地球温暖化対策実行計画 (第2次計画) ※改定版

2023年(令和5年)2月
山口県

目次

第1章	計画策定の背景と目的	1
第1節	計画の基本的事項	1
第2節	気候変動の影響	8
第3節	気候変動対策に関する動向	12
第2章	地域特性	14
第1節	自然的特性	14
第2節	社会的・経済的特性	18
第3章	目指す2050年の将来像	22
第4章	温室効果ガス排出量等の状況と課題	24
第1節	温室効果ガス排出量の算定方法	24
第2節	温室効果ガス排出量・吸収量の状況と課題	25
第3節	再生可能エネルギーの導入状況と課題	35
第5章	2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標等	38
第1節	温室効果ガス排出量の将来予測	38
第2節	温室効果ガス排出量の削減目標	40
第3節	再生可能エネルギーの導入目標	42
第4節	地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定に関する環境配慮基準	43
第6章	削減目標を達成するための施策（緩和策）	44
第1節	各主体の取組の方向性	44
第2節	各主体の取組指標	51
第3節	施策の展開	53
第4節	重点プロジェクト	63
第7章	産業分野における脱炭素化の取組	70
第1節	産業分野における温室効果ガス排出量の削減目標〔再掲〕	70
第2節	やまぐち産業脱炭素化戦略〔概要〕	70
第8章	気候変動の影響への適応の推進（適応策）	74
第1節	背景	74
第2節	分野別の影響と適応の方向性	78
第3節	適応の推進	86
第9章	推進体制と進行管理	87
第1節	推進体制	87
第2節	進行管理	88
第10章	県庁の温室効果ガス排出量の削減の取組（エコ・オフィス実践プラン）	89
第1節	基本的事項	89
第2節	温室効果ガス排出量の現況	90
第3節	目標と主な削減取組	91
第4節	推進と点検評価	93

第1章 計画策定の背景と目的

第1節 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨及び目的

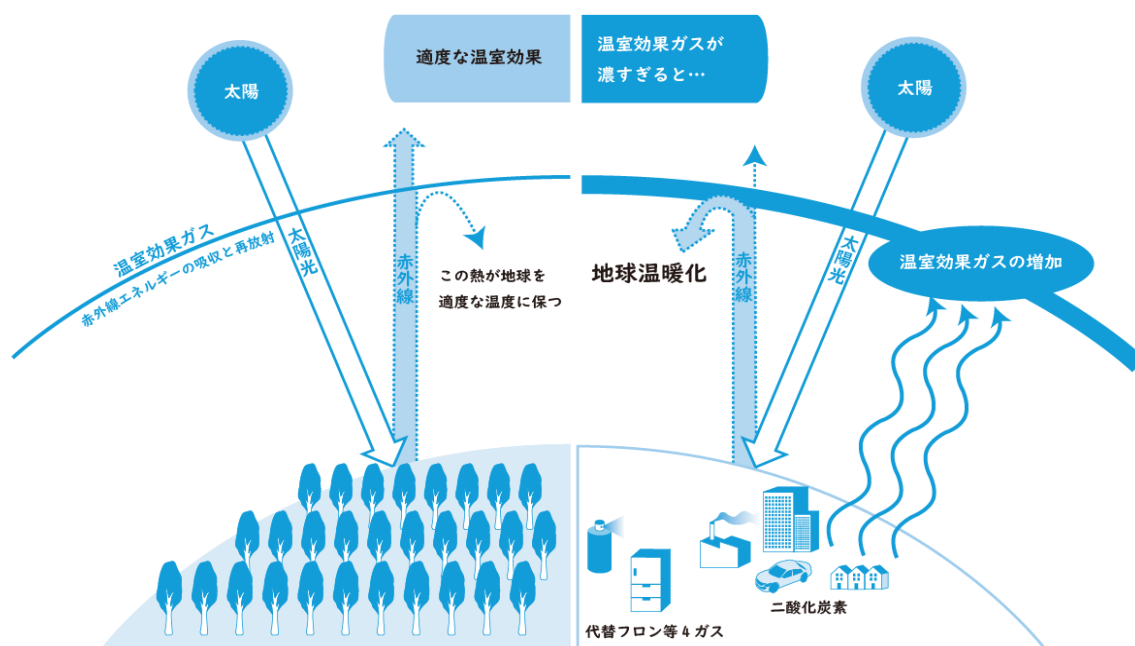
(1) 地球温暖化とは

地球の表面には、窒素や酸素などの気体から構成される大気を取り巻いています。太陽から地球に届いた日射エネルギーの大半は、地表面で熱エネルギーに転換されて地表面を温めており、温められた地表面は、赤外線（熱）を宇宙に放出して冷えていきます。こうした中、大気中の二酸化炭素（以下「CO₂」）などの「温室効果ガス」が、地表面から放射される熱を吸収・再放射することにより、地球を適度な温度に保っています。とりわけ大気中のCO₂の割合はわずかですが、地球の平均気温を14℃程度に保つのに大きな役割を果たしています。

18世紀後半の産業革命以降、人間は、石炭や石油などの化石燃料を燃やしてエネルギーを取り出し、経済を成長させてきました。一方で、化石燃料を燃やすことによりCO₂が発生するなど、大気中のCO₂濃度は、1750(寛延3)年の278ppm¹から2020(令和2)年の413ppmと49%も増加しています。

大気中のCO₂などの温室効果ガスが増えると、温室効果がこれまでよりも高まり、地球の平均気温が上昇する「地球温暖化」につながります。

地球温暖化による気候変動により、大雨の頻度の増加や動植物の分布域の変化、農作物の品質低下、熱中症リスクの増加など様々な影響が現れはじめています。



出典：経済産業省「フロン排出抑制法e-ラーニングシステム」をもとに作成

図 1-1 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

¹ ppm: parts per million の略。濃度を示す単位の一つで、100万の1 (10⁻⁶) を意味します。400ppm=0.04%を示します。

(2) 計画策定の背景

地球温暖化による気候変動は、人類の生存基盤に係る世界共通の最も重要な課題の一つであり、これらの解決には、資源やエネルギーを効率よく利用するとともに、あらゆる主体の参加による、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の見直しが求められています。

2014(平成26)年度公表の「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)²の第5次評価報告書」においては、「気候システムの温暖化には疑う余地がない」とし、温室効果ガスの継続的な排出により、人類や生態系にとって、深刻で広範囲にわたる影響を生じる可能性が高まると予測されています。

さらに、2021(令和3)年8月公表の「IPCC第6次評価報告書の第1作業部会報告書」において、「人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」などの内容が示されています。

気候変動に対処するため、世界全体では、2015(平成27)年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)³において、2020(令和2)年以降の地球温暖化対策の新たな法的枠組みとして「パリ協定⁴」が採択されました。

パリ協定では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑えることを追求する」を目標として掲げ、今世紀後半において、人間活動による温室効果ガス排出量を森林などによる吸収量などとバランスをとり、実質ゼロにする方針が打ち出されています。

これを受けて、国は、2015(平成27)年7月に、「2030(令和12)年度に2013(平成25)年度比で26.0%減とする温室効果ガス削減目標」とする約束草案を国連に提出、目標達成に向けた具体的施策として、2016(平成28)年5月には国の総合計画である「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」を推進してきました。

その後、2020(令和2)年10月には、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会(カーボンニュートラル)の実現を目指す」ことを宣言し、2021(令和3)年4月には、気候サミットにおいて、「日本の2030年度の温室効果ガス排出を2013(平成25)年度から46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向け、挑戦を続ける。」ことを表明しました。これを受け、2021(令和3)年5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「地球温暖化対策推進法」)が改正され、同年10月には、「地球温暖化対策計画」、エネルギー需給に関する国の中長期的政策の基本指針である「エネルギー基本計画」及び「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を改定しました。

また、2021(令和3)年6月には、「国・地方脱炭素実現会議」において、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等を示した、「地域脱炭素ロードマップ」が策定され、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、2025(令和7)年度までに地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつける方針を示しました。

加えて、大雨などによる災害の頻発など、既に現れている気候変動に対して、2018(平成30)年12月に「気候変動適応法」を施行し、中長期的に避けられない気候変動の影響による被害の防止・軽減を図る「適応策」を法的に位置付けるとともに、2021(令和3)年10月には「気候変動適応計画」を改定し、「適応策」を推進しています。

² 気候変動に関する政府間パネル(IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change): 人為起源による気候変動、影響、適応及び緩和策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として設立された組織のこと。国際的な対策に科学的根拠を与える重みのある文書となり、国際交渉に強い影響力を持ちます。

³ 国連気候変動枠組条約締約国会議(COP: Conference of the Parties): 気候変動枠組条約に参加する国により温室効果ガスの排出削減等を協議する会議のことです。

⁴ パリ協定: 協定では、条約加盟の196か国・地域が自主的な温室効果ガスの削減目標を国連に提出するとともに、削減目標の達成に向けた国内対策を行うことなどが義務付けられています。

したがって、今後の温暖化対策の推進に当たっては、わたしたちの生活環境の確保や、経済・社会の持続可能な発展を図るために、「緩和策」はもちろんのこと「適応策」も含めて、多様な関係者の連携のもと、一丸となった取組を進めることが求められています。

(3) 計画策定の趣旨及び目的

県では、2014(平成26)年8月に策定した「山口県地球温暖化対策実行計画」に基づき、再生可能エネルギー(以下「再エネ」)の導入促進やCO₂削減県民運動など、本県の地域特性等を踏まえた重点プロジェクトや各種施策を展開し、2016(平成28)年度時点で削減目標を達成するなど一定の成果を上げています。

一方、脱炭素社会の実現に向け、国内の動向やこれまでの取組を踏まえ、県民、事業者、NPO等民間団体、行政が一丸となって、「緩和策」と「適応策」を両輪とする気候変動対策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

このため、県では、「緩和策」の一層の強化に加えて、気候変動の影響に対する「適応策」を盛り込んだ「山口県地球温暖化対策実行計画(第2次計画)」を2021(令和3)年3月に策定したところですが、その後の国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、同計画を改定することとしました。

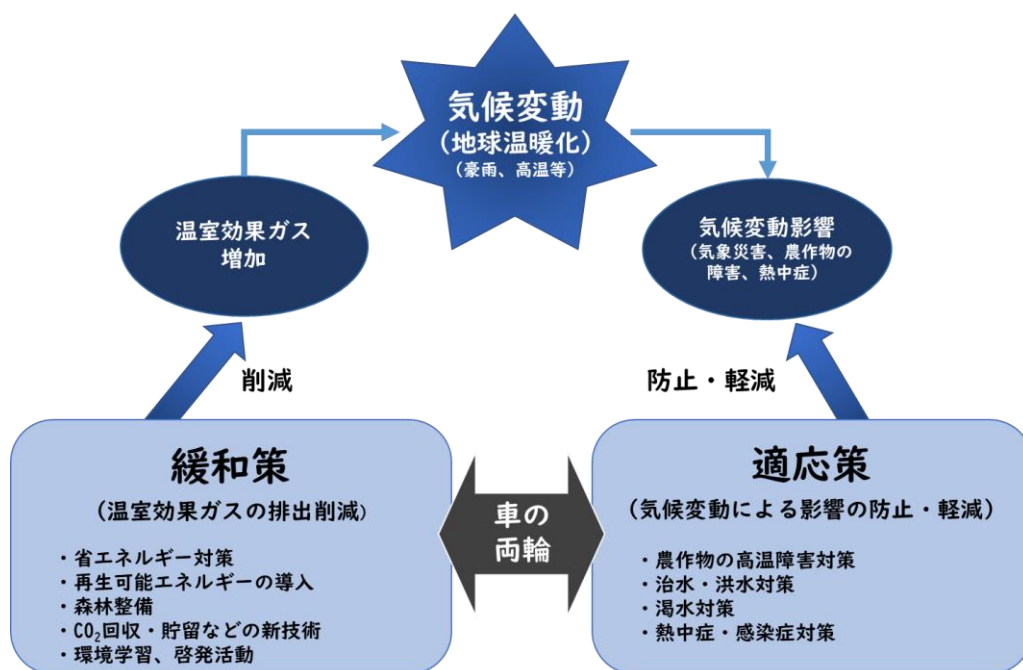


図 1-2 緩和策・適応策の関係

2 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」、同条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条に基づく「地域での気候変動適応計画」として位置付けます。

また、県の環境政策の基本となる「山口県環境基本計画（第4次計画）」の個別計画として位置付けるほか、県の総合計画である「やまぐち未来維新プラン」、地方創生の実現に向けた「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」、その他関連する県の計画等を踏まえて策定します。なお、本計画のうち、産業分野における事業者の脱炭素化の取組を促進するものが「やまぐち産業脱炭素化戦略⁵」であり、その核となるものが「やまぐちコンビナート低炭素化構想⁶」です。

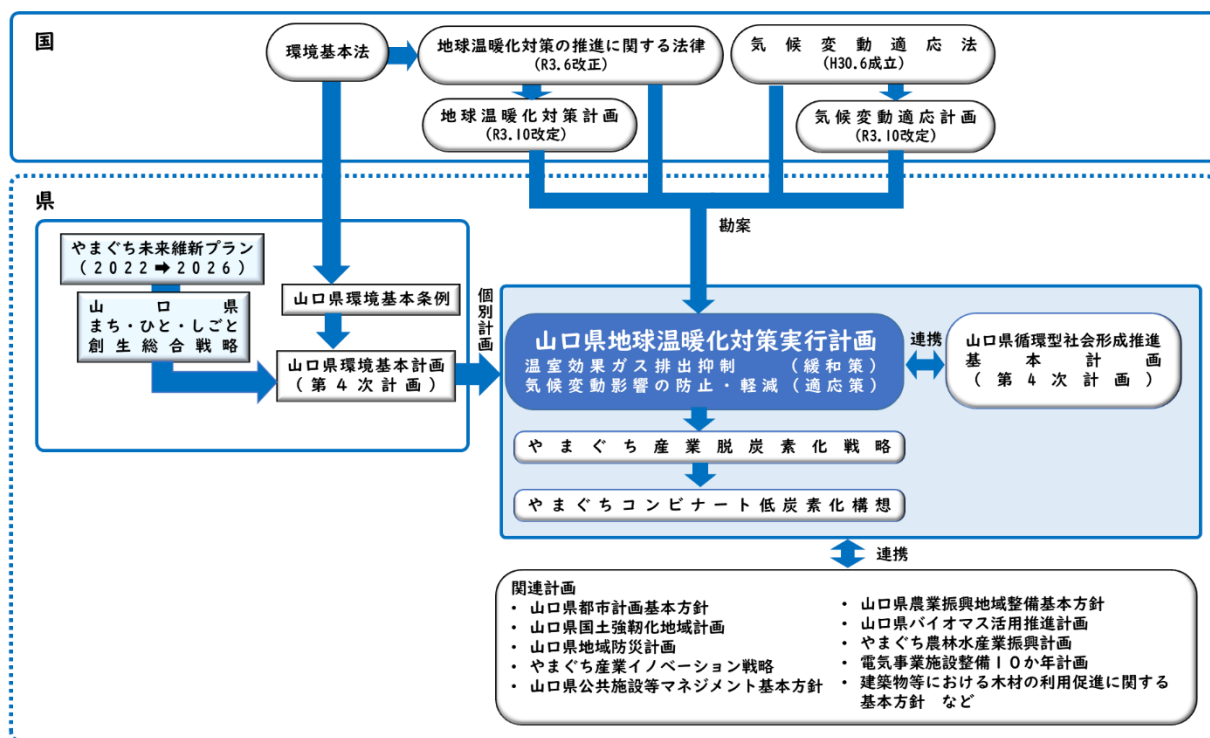


図 1-3 本計画の位置付け

⁵ やまぐち産業脱炭素化戦略:産業分野における事業者の脱炭素化の取組を促進するための総合戦略とアクションプランです。

⁶ やまぐちコンビナート低炭素化構想:産業分野の中でも温室効果ガスの排出割合が大きいコンビナート企業の脱炭素化に向けた取組を進めるための構想です。

3 計画の期間

2021(令和3)年度から2030(令和12)年度までの10年間とします。

なお、本計画は、今後の国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

4 計画の基準年度

基準年度⁷は、2013(平成25)年度とします。

5 計画の概要等

(1) 計画の構成

本計画は、本章を含む全10章から構成しています。

表 1-1 本計画の構成

章	概要
第1章 計画策定の背景と目的	計画策定の趣旨や目的などの基本的事項及び気候変動の影響や国内外の動向を示しています。
第2章 地域特性	県の気象条件等の自然的特性、人口や世帯数、産業構造などの社会的・経済的特性について紹介しています。
第3章 目指す2050年の将来像	2050(令和32)年の脱炭素社会の実現に向けて目指す将来像を示しています。
第4章 温室効果ガス排出量等の状況と課題	県の温室効果ガス排出量・吸収量の状況と課題、再エネの導入状況等を整理しています。
第5章 2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標等	温室効果ガス排出量の削減目標や再エネの導入目標を示しています。
第6章 削減目標を達成するための施策(緩和策)	温室効果ガス削減目標を踏まえた各主体の取組の方向性、県の施策体系や取組内容、重点プロジェクトを示しています。
第7章 産業分野における脱炭素化の取組	産業分野の温室効果ガス削減目標の設定の考え方や「やまぐち産業脱炭素化戦略」の内容を示しています。
第8章 気候変動の影響への適応の推進(適応策)	気候変動に対する適応の必要性や県への影響の可能性とその対策の方向性について整理しています。
第9章 推進体制と進行管理	計画の進行管理等について説明しています。
第10章 県庁の温室効果ガス排出量の削減の取組(エコ・オフィス実践プラン)	県庁自らの温室効果ガス削減の取組について、2030(令和12)年度における目標設定や取組内容を示しています。

⁷ 基準年度:温室効果ガスの削減に関し、基準となる年度のこと。例えば、日本は、パリ協定の目標達成に向け、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減するとしています。

(2) 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に基づき、次の7種類とします。

表 1-2 温室効果ガスの種類、地球温暖化係数(GWP)⁸と特徴

名称		地球温暖化係数	人為的な発生源	主な対策例	
二酸化炭素	エネルギー起源CO ₂	1	家庭や事業所などにおける石油、石炭、ガソリンなどの化石燃料の燃焼によって発生	エネルギーの高効率利用やライフスタイルの見直し	
	非エネルギー起源CO ₂		セメント製造の際の石灰石の使用など、工業プロセスから主に発生	クリンカに高炉スラグ等を混合した「混合セメント」の普及	
その他ガス	メタン(CH ₄)		25	稲作(水田)や家畜のげっふ、廃棄物の埋立処分場から排出	稲わらすき込みから、たい肥施用への転換や廃棄物埋立量の削減
	一酸化二窒素(N ₂ O)		298	化石燃料や廃棄物の燃焼、化学製品の製造過程、病院での麻酔剤(笑気ガス)として排出	廃棄物や下水汚泥の焼却時における燃焼温度の上昇
	代替フロン ⁹ 等4ガス	ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	12~14,800	スプレーの噴射剤や冷蔵庫、エアコンなどの冷媒、半導体の洗浄剤として使用時に排出	回収や破壊の促進、ノンフロン・低GWP型指定製品の普及促進
		パーフルオロカーボン類(PFCs)	7,390~17,340	主に半導体の洗浄ガスとして使用時に排出	半導体製造プロセスでの回収
		六ふっ化硫黄(SF ₆)	22,800	主に半導体の洗浄や電気絶縁ガスとして使用時に排出	半導体製造プロセスでの回収や機器点検・廃棄時の絶縁ガス回収
		三ふっ化窒素(NF ₃)	17,200	半導体の製造分野でドライエッチング剤として使用時に排出	半導体製造プロセスでの回収

⁸ 地球温暖化係数(GWP:Global Warming Potential):温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を表す値で、CO₂を「1」として相対的に表しています。地球温暖化対策推進法施行令第4条において温室効果ガスごとに定められています。なお、三ふっ化窒素(NF₃)は「地球温暖化対策推進法」の改正(平成25年3月15日閣議決定・平成27年4月1日施行)により、新たに温室効果ガスの種類として追加されました。

⁹ 代替フロン:オゾン層破壊効果の大きい特定フロン(CFC類)に替わり生産されているフロン類のことをいいます。いずれも温室効果が極めて高く、地球温暖化対策を進めていくうえで削減対象のガスとなっています。

(3) 温室効果ガス吸収量の算定対象

温室効果ガス吸収量¹⁰の算定対象は、森林吸収、農地への植物残渣やたい肥のすき込みによる土壌への吸収及び都市緑化による吸収です。

このうち、森林吸収量の算定対象は、「森林計画対象森林」とし、基準に定めた年次から報告対象年までの森林蓄積の変化量から計画期間中の炭素蓄積を算定し、CO₂の吸収量として推計します。

(4) 再生可能エネルギーの定義

再生エネとは、太陽光や風力、地熱といった資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となるCO₂をほとんど排出しないエネルギーのことです。

日本では、2009(平成21)年8月施行の「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(エネルギー供給構造高度化法)において、(1) 太陽光、(2) 風力、(3) 水力(中小水力を含む)、(4) 地熱、(5) 太陽熱、(6) 大気中の熱その他の自然界に存在する熱(地中熱など)、(7) バイオマス(動植物に由来する有機物)¹¹の7種類が規定されています。



出典:NEDO「新エネルギー¹²ガイドブック2008」をもとに作成

図 1-4 再生エネの種類例

¹⁰ 吸収量:吸収量には、樹木によるものや土壌によるものがあります。樹木は、光合成を行うことで、大気中のCO₂を吸収して炭水化物をつくり、これをもとに幹・根・枝葉を作って成長していきます。また、土壌中に存在する有機物はもとも光合成によってCO₂を吸収した植物の遺体が含まれます。そのため、土壌の炭素量の増加は、大気中のCO₂の低減につながります。

¹¹ バイオマス:植物の成長過程における光合成によるCO₂の吸収量と、その焼却によるCO₂の排出量が相殺されるとされ、燃やしてもCO₂の排出をカウントしないとされています。

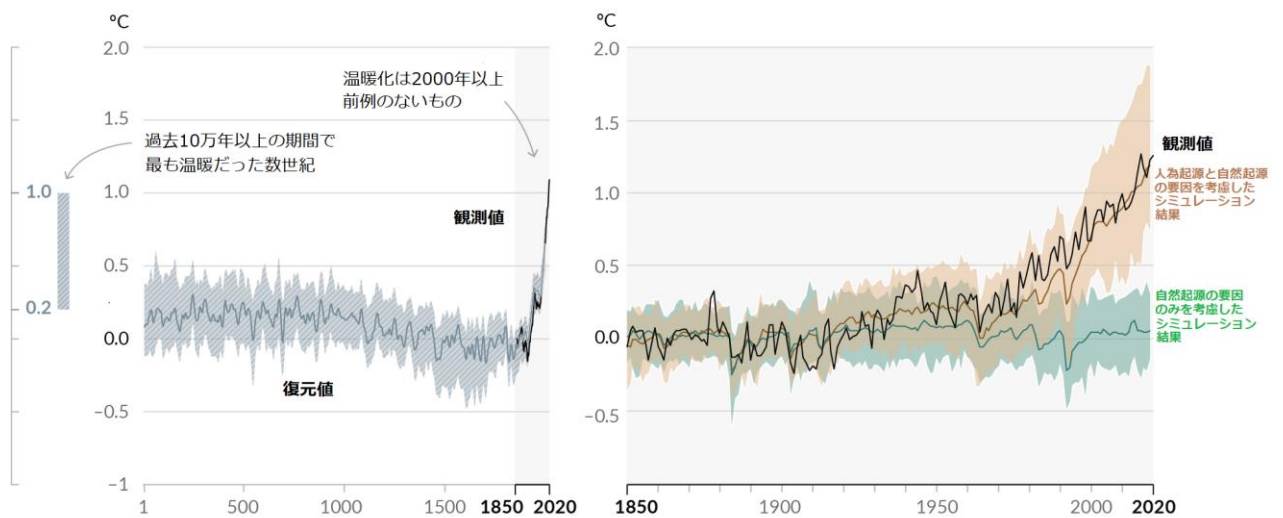
¹² 新エネルギー:「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」で、新エネルギーとは「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、非化石エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されています。特に、普及のための支援が必要な風力、太陽光、地熱(バイナリー発電に限る)、中水力(1000kW以下)、バイオマスなど自然環境から得られ、再生可能なエネルギーを示します。

第2節 気候変動の影響

1 世界の気候変動の状況

IPCC第6次評価報告書によると、最近40年間のうちどの10年間も、それに先立つ1850年以降のどの10年間よりも高温であったとされています。

21世紀最初の20年間(2001年~2020年)における世界平均気温は、1850~1900年の気温よりも0.99℃高く、2011~2020年は1.09℃高くなりました。人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないとされ、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていることが報告されています。

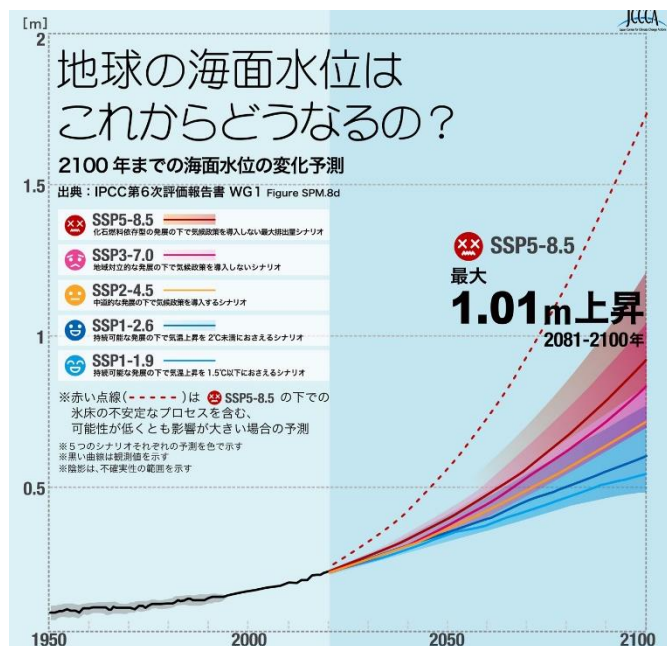


出典：気象庁「IPCC第6次評価報告書WG1報告書政策決定者向け要約」

図 1-5 1800年~1900年を基準とした世界平均気温の変化

地球温暖化の進行により、世界平均海面水位は、1995~2014年の平均と比べて、2100年までに、温室効果ガス排出が非常に多いシナリオ(SSP5-8.5)の下で「0.63~1.01m上昇する」可能性が示されています。

また長期的に、海洋深層の温暖化と氷床の融解が続くため、海面水位は数百年から数千年にかけて上昇することは避けられないことが報告されています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図 1-6 2100年までの海面水位の変化予測

2 国内の気候変動の状況

国内でも、近年の夏季の気温上昇による熱中症搬送者数の増加や大雨頻度の増加等、気候変動などによるとと思われる影響が全国で発生し、これらの影響は、今後、さらに長期にわたり拡大していくことが予測されています。

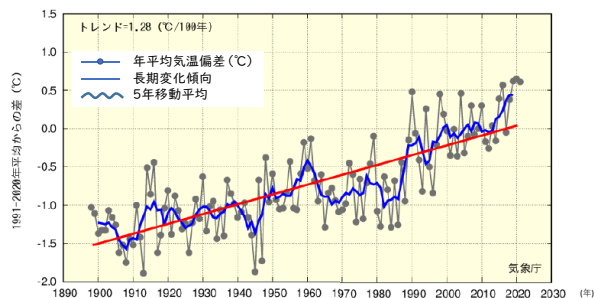
気象庁の「地球温暖化予測情報第9巻」を中心に、国内の気候変動の将来予測の概要を以下に示します。なお、将来予測の前提条件は次のとおりです。

- ・20世紀末(1980~1999年)から21世紀末(2076~2095年)までの変化を予測
- ・年平均気温等の将来予測は、温室効果ガス排出量が最も大きくなるシナリオ「RCP8.5」をもとに予測

(1) 年平均気温

年平均気温は、変動を繰り返しながらも上昇傾向にあり、長期的には100年当たり1.28℃の割合で上昇しています。

21世紀末の年平均気温は、全国平均で4.5℃上昇するなど、全国的な上昇が予測され、地域別に見ると、西日本地域の日本海側、太平洋側ともに4.1±0.5℃上昇することが予測されています。



出典:気象庁「気候変動監視レポート2021」

図 1-7 年平均気温偏差

表 1-3 21世紀末の年平均気温の予測

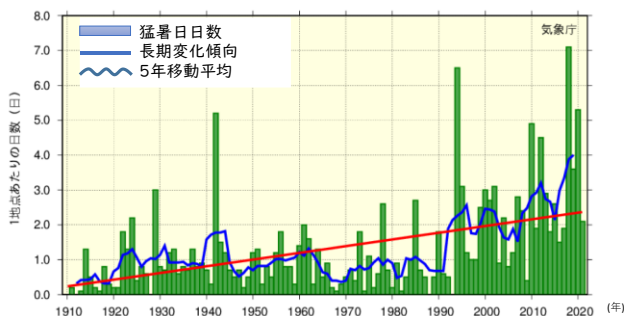
地域	現在の平均気温との差
全国	4.5 ± 0.6
西日本日本海側	4.1 ± 0.5
西日本太平洋側	4.1 ± 0.5

出典:気象庁「地球温暖化予測情報 第9巻」

(2) 猛暑日

猛暑日(日最高気温35℃以上の日)の年間日数は、増加傾向にあり、特に1990年代半ばを境に大きく増加しています。

21世紀末の猛暑日日数は、全国的に増加することが予測されており、特に西日本太平洋側では、現在より約30日増加することが予測されています。



出典:気象庁「気候変動監視レポート2021」

図 1-8 猛暑日の年間日数の長期変化

表 1-4 21世紀末の猛暑日の年間日数の予測

地域	現在の日数との差
全国	19.1 ± 5.2
西日本日本海側	26.5 ± 7.4
西日本太平洋側	28.9 ± 7.5

出典:気象庁「地球温暖化予測情報 第9巻」

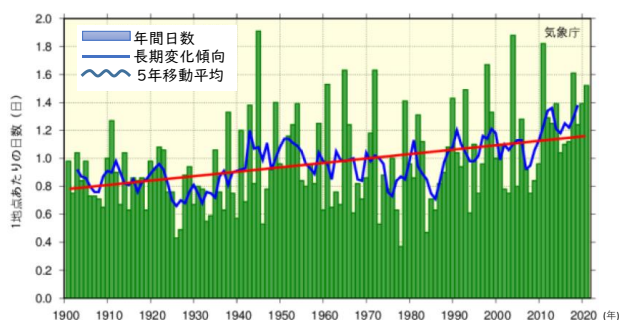
(3) 降水量

① 大雨の日数(日降水量及び短時間強雨)

年ごとの変動は大きいですが、1970年代以降の日降水量100mm以上の年間日数は増加しています。

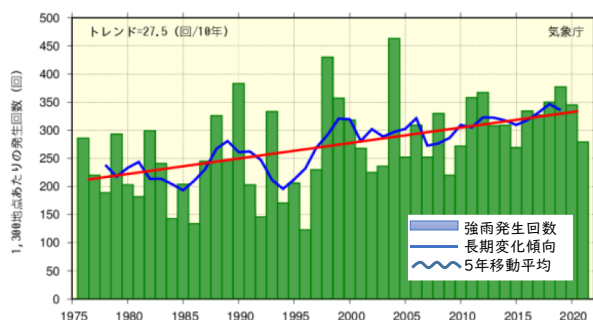
また、過去40年余りでは、短時間強雨を示す1時間降水量50mm以上(滝のように降る雨)の年間発生回数は、増加傾向にあります。

21世紀末の日降水量100mm以上の発生回数や1時間降水量50mm以上の短時間強雨の発生回数は、ほぼ全国的に増加することが予測され、これは、気温の上昇に伴って、大気中の水蒸気量が増加するためと考えられています。



出典:気象庁「気候変動監視レポート2021」

図 1-9 日降水量100mm以上の年間日数の長期変化



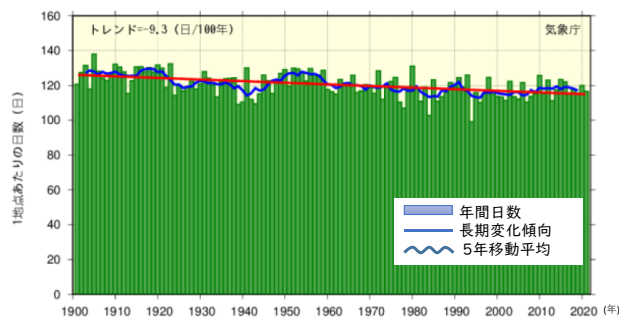
出典:気象庁「気候変動監視レポート2021」

図 1-10 時間降水量50mm以上の年間発生回数の長期変化

② 無降水日(雨の降らない日)

日降水量1.0 mm以上の年間日数は減少しており、大雨の頻度が増える一方で、弱い降水を含めた降水の日数は減少する傾向を示しています。

21世紀末の日降水量1.0 mm未満となる無降水日は、全国的に増加することが予測されており、西日本地域では約10日増加することが予測されています。



出典:気象庁「気候変動監視レポート2021」

図 1-11 日降水量1.0mm以上の年間日数の長期変化

表 1-5 21世紀末の無降水日の年間日数の予測

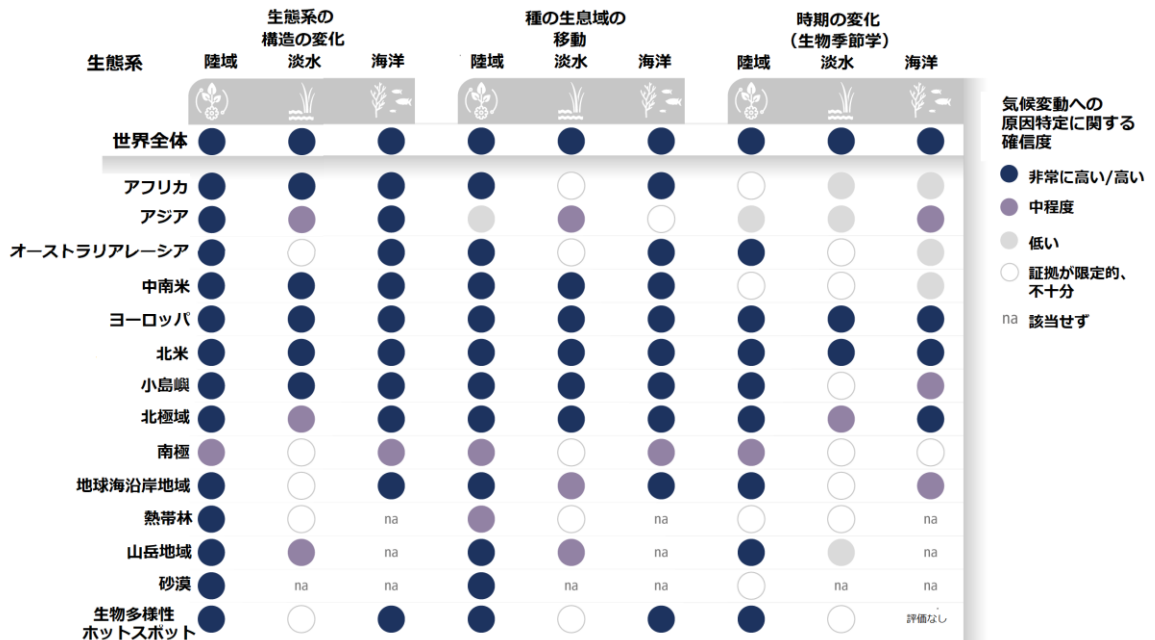
地域	現在の日数との差
全国	8.2 ± 5.2
西日本日本海側	12.1 ± 8.0
西日本太平洋側	9.9 ± 7.7

出典:気象庁「地球温暖化予測情報 第9巻」

3 気候変動の影響とリスク

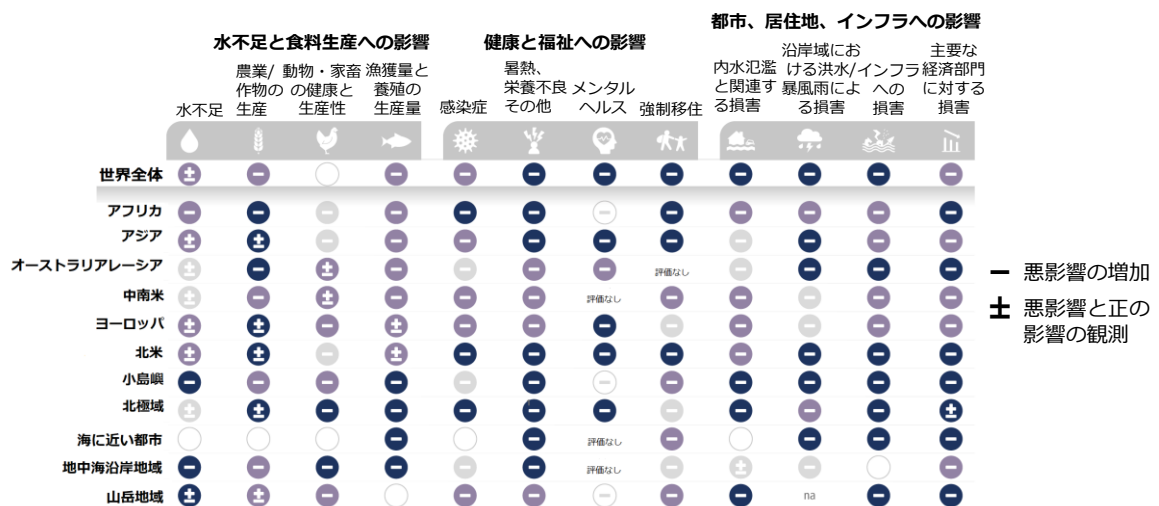
IPCC第6次評価報告書によると、ここ数十年、気候変動は、世界中で自然及び人間社会に影響を与えているとされています。

また、日本を含むアジアでの河川や湖等の洪水や干ばつ、陸域及び海洋生態系の変化は、高い確信度で気候変動が原因であるとされています。



出典:IPCC第6次評価報告書 第2作業部会

図 1-12 生態系において観測された気候変動影響



出典:IPCC第6次評価報告書 第2作業部会

図 1-13 人間システムにおいて観測された気候変動影響

2040年より先、地球温暖化の水準に依存して、気候変動は自然と人間のシステムに対して数多くのリスクをもたらすとされており、127のリスクが特定されています。また、それらについて評価された中期的及び長期的な影響は、現在観測されている影響の数倍までの大きさになると予測されています。

第3節 気候変動対策に関する動向

国内外の気候変動対策に係る主な法制定や計画策定等は、以下のとおりです。

本県では、国内外の動向を踏まえつつ、各種取組を強化しています。

表 1-6 国内外の気候変動対策の動向と県の取組(その1)

年度	世界の動向	国内の動向	県の取組【県庁の取組】
1992 (平成4)	気候変動に関する国際 連合枠組条約の採択 地球温暖化防止に向けた 条約		
1993 (平成5)		環境基本法の制定 日本の環境保全の基本理念を示した法律	
1994 (平成6)		環境基本計画の策定 環境保全に関する基本的な計画	
1995 (平成7)			山口県環境基本条例の制定 環境保全の基本理念や、施策の基本事項を設定
1997 (平成9)	京都議定書の採択 先進国に対して法的拘束 力のある温室効果ガスの 削減目標を設定		やまぐち環境創造プラン(山口県環境基本計画)の策定 環境保全の基本理念や施策の基本となる事項を 設定。重点プロジェクトに「地域からの地球環境保 全(CO ₂ 等排出抑制等)」を設定 山口県庁エコ・オフィス実践プランの策定 県庁の事務・事業に係る省資源・省エネルギー、 ごみ減量化等に係る率先実行計画
1998 (平成10)		地球温暖化対策推進大綱の策定 2010年に向けた地球温暖化対策の指針 地球温暖化対策推進法の制定 温暖化対策の各主体の連携・協力等の 基本方針を定めた法律	山口県地球温暖化防止行動プログラムの策定 県民・NPO等民間団体・事業者・行政の地球温暖 化防止のための行動指針
1999 (平成11)			山口県新エネルギー導入ビジョンの策定 新エネルギー導入のための指針を設定
2000 (平成12)			山口県地球温暖化対策実行計画の策定 県庁の事務・事業に係る省資源・省エネルギーの ための法定計画
2001 (平成13)			山口県地球温暖化防止活動推進センターの指定 山口県省エネルギービジョンの策定 各部門の役割や省エネルギーに向けた取組方針を 設定
2002 (平成14)		エネルギー政策基本法/ 電気事業者による新エネルギー等の利用 に関する特別措置法(RPS法)の制定	山口県庁エコ・オフィス実践プランの改定 山口県庁エコ・オフィス実践プランと 山口県地球温暖化対策実行計画を統合。 最新は2020年度改正
2003 (平成15)		エネルギー基本計画の制定 日本のエネルギー政策の基本的な方向性を 示す計画。最新は2021年に第6次基本計画 を策定	山口環境創造プラン(山口県環境基本計画 改定)の策定(第2次計画) 重点的推進目標(エコ・プロジェクト)に「ストッ プ・地球温暖化」を設定
2005 (平成17)		京都議定書目標達成計画の策定 京都議定書の日本の約束達成に向けた措置 を規定(2008から2012年までの約束期間 に1990年度比6%減)	山口県地球温暖化対策地域推進計画の策定 産業、民生、運輸部門など区域における部門ごとの 温暖化対策を推進するための計画
2009 (平成21)		太陽光発電の余剰電力買取制度開始	

表 1-6 国内外の気候変動対策の動向と県の取組(その2)

年度	世界の動向	国内の動向	県の取組
2010 (平成22)	カンクン合意の採択 各国の2020年までの削減目標を提出	東日本大震災の発生	
2011 (平成23)		電気事業者による再エネ電気の調達に関する特別措置法(FIT ¹³ 法)の制定	
2012 (平成24)		再エネの固定価格買取制度(FIT)の開始 当面の地球温暖化対策に関する方針の決定 目標:2020年度に2005年度比3.8%減	山口県再生可能エネルギー推進指針の策定 再エネ導入目標を設定
2013 (平成25)			山口県環境基本計画(第3次計画)の策定 柱の一つに「再エネの導入促進・地球温暖化対策の推進」を位置付け
2014 (平成26)			山口県地球温暖化対策実行計画の策定 国の削減目標や社会情勢を踏まえ、対策を強化
2015 (平成27)	パリ協定の採択 国連持続可能な開発サミット「持続可能な開発目標(SDGs) ¹⁴ 」の採択 環境、政治、経済の課題に取組む普遍的目標を策定	日本の約束草案の提出 2030年度温室効果ガスの排出削減目標を国連へ提出 気候変動の影響への適応計画の策定	
2016 (平成28)		地球温暖化対策計画の策定 2030年度目標:2013年度比26%減 長期低炭素ビジョンの策定 温室効果ガス長期大幅削減に向けた方針	
2018 (平成30)		気候変動適応法の制定 気候変動適応に関する計画の策定、情報基盤整備の実施等を定めた法律 気候変動適応計画の策定 気候変動の影響への取組を推進するための法定計画	
2019 (平成31)		パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の策定/ 新型コロナウイルス感染症の発生	
2020 (令和2)		FIT法の再エネ電気の利用の促進に関する特別措置法への改正 2050年カーボンニュートラル宣言 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略の策定 環境と経済が好循環する「グリーン社会」を目指すための産業政策を示した戦略(2022年6月18日内容の具体化)	山口県環境基本計画(第4次計画)の策定 山口県地球温暖化対策実行計画(第2次計画)の策定 山口県再生可能エネルギー推進指針との統合気候変動適応策を設定
2021 (令和3)	米国主催気候サミット グラスゴー気候合意の採択 国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)において気温上昇を産業革命前の1.5度以内に抑える努力を追求	米国主催気候サミットでの表明 温室効果ガスの46%削減、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けることを表明 地域脱炭素ロードマップの策定 地球温暖化対策推進法の改正(2022年4月1日施行) 地球温暖化対策計画の改定 エネルギー基本計画の改定 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の改定 気候変動適応計画の改定	

¹³ FIT: Feed-in Tariffの略。再エネの電気を、国が定める一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける制度です。

¹⁴ 持続可能な開発目標(SDGs): SDGsはSustainable Development Goalsの略。2015年9月の国連サミットで採択された国際目標で、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すとしています。

第1節 自然的特性

1 地形

本県は、本州の西端に位置し、内陸部には、中国山地の支脈が東西に走り、三方が瀬戸内海、日本海、響灘と異なった特色を有する三つの海に開け、海岸線は約1,500km（全国6番目）の長さに及んでいます。高峻な山が少ない割には全般的に山地が多く、400～500m程度の丘陵性山地が広く散在しています。県土の面積は約6,110km²で、その大部分を森林が占めています。

また、国内最大級のカルスト台地と鍾乳洞を持つ「秋吉台国定公園」、原生林と渓谷美の「西中国山地国定公園」などの景勝地があります。

河川は、山脈を分水嶺として南北の海に注ぎ、比較的大きな河川としては、瀬戸内海側には佐波川、日本海側には阿武川などがあります。河口付近を除けば海沿いに平地は少なく（特に日本海側）、内陸部の川沿いを中心に盆地が点在しています。



出典：国土地理院「デジタル標高地形図」をもとに県作成

図 2-1 山口県の地形

2 気候

本県は、山間部、瀬戸内海側、日本海側で気候が異なります。

本県の気候による地域区分ごとの特徴は以下のとおりです。



出典：日本地誌研究所「日本地誌第17巻 岡山県・広島県・山口県」

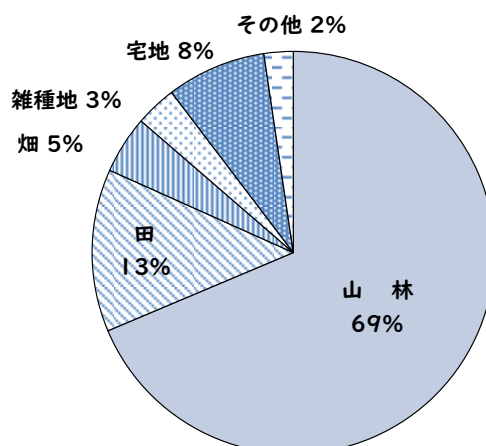
図 2-2 気候による地域区分

表 2-1 山口県の気候の特徴

地域区分	各区分の気候の特徴
山間部	Ia: 夏に降水量が多い。風は弱い。 Ib: 夏に雨が多く、小雨が降る日数・降水日数がやや多く、局地的に冬には低温となる。
瀬戸内海側	IIa: 冬暖かく、夏は多雨。東よりの風、または西よりの風が卓越する。 IIb: 冬暖かく、夏・冬ともに雨が少ない。
日本海側	IVa: 夏の降水量は多い。冬は暖かい。島や海岸はとくに温暖である。 冬の季節風はやや強い

3 土地利用

本県の土地利用区分では、県全体の民有地面積のうち、69%が山林であり、次いで田が13%、宅地が8%となっています。



※ その他: 原野、池沼、牧場、鉱泉地 出典: 山口県統計年鑑

図 2-3 2020(令和2)年度地目別民有地面積の状況

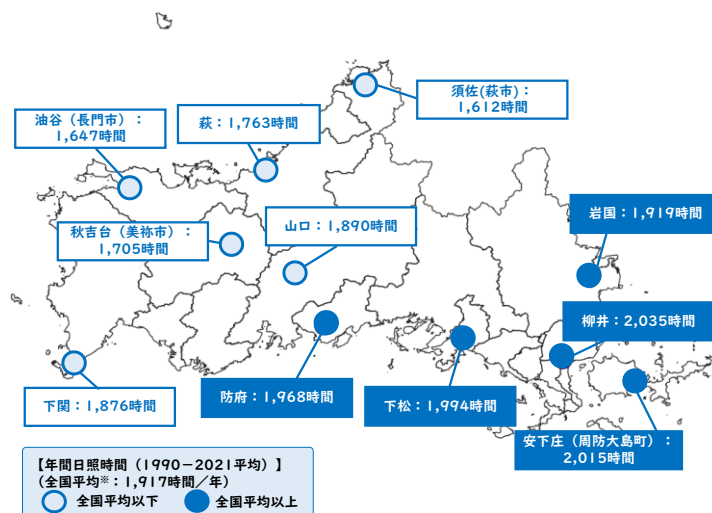
4 再エネ資源の状況

本県は、瀬戸内海側に豊富な日射量、また日本海側は風況の良好な地域を有し、森林資源なども豊富な自然環境にあります。

また、県内には、太陽光パネルや太陽熱温水器などの製造メーカーをはじめ、再エネに関連する先端的な技術を有する企業が集積しており、再エネ導入を進展できる高いポテンシャルを有しています。

(1) 日射量

県内の主な気象観測所における1990(平成2)年~2021(令和3)年までの年間の日照時間は、柳井、安下庄、下松などの瀬戸内海沿岸地域の観測地点で長い傾向にあります。



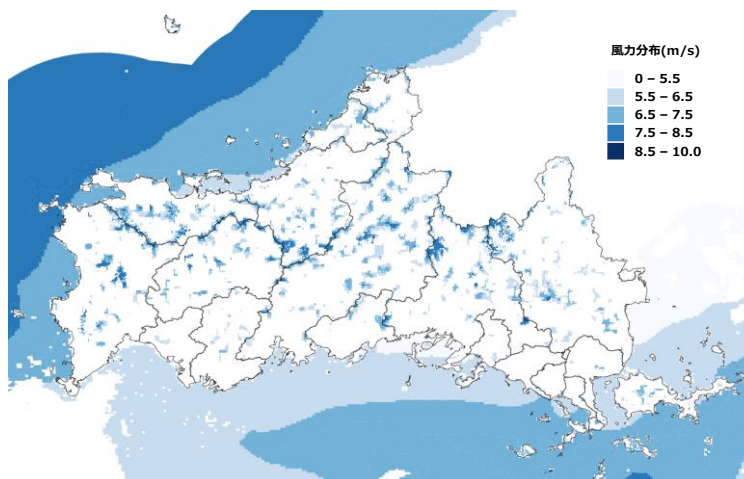
※ 全国平均:47都道府県の県庁所在地に位置する観測所の1990年から2021年までの月別データから平均値を算出

出典:気象庁「過去の気象データ検索」

図 2-4 年間日照時間

(2) 風況

環境省の「再エネ情報提供システム (REPOS)」(以下「REPOS」)によると、本県の風力発電の導入ポテンシャル(洋上・陸上)は、日本海側の洋上に風速6.5m/s以上のエリアが広く分布し、陸上では各市町に風況の良好なエリアが点在しています。

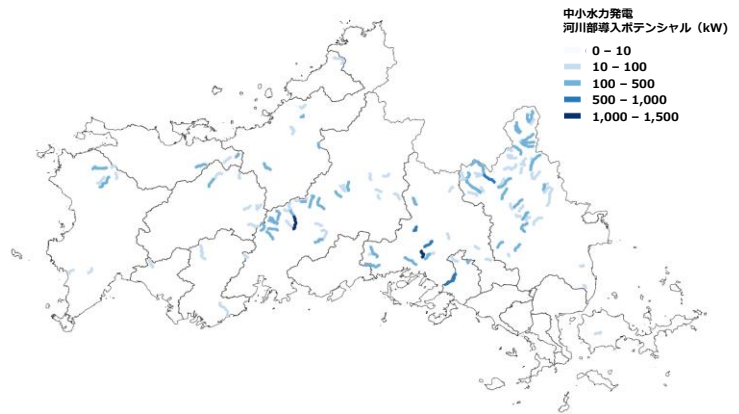


出典:環境省「再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)」
 陸上風力令和3年度、洋上風力令和元年度推計結果

図 2-5 風況(洋上・陸上)

(4) 中小水力

環境省のREPOSによると、本県の中小水力発電のポテンシャルは、県東部や中央部などに設備容量1,000kWを超える導入ポテンシャルの高い河川が存在しています。



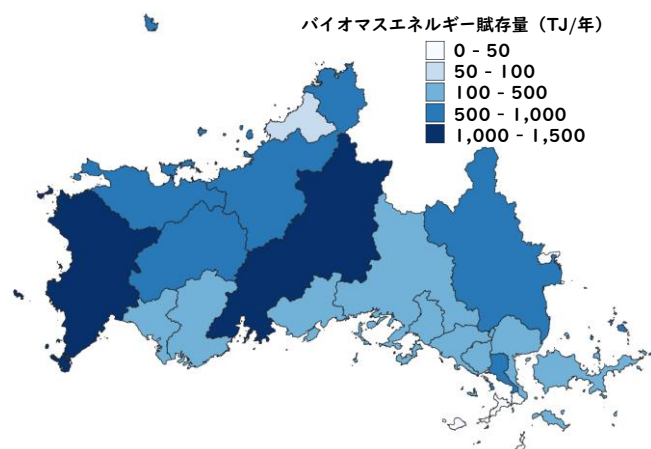
出典：環境省「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)」
R元年度推計結果

図 2-6 水カポテンシャル(河川)

(4) バイオマス資源

本県の森林面積は、437千haで、総土地面積611千haの71%を占め、森林率は全国平均を上回っています。

これら森林資源に加え、その他の木質系、農業系、畜産系を合わせたバイオマス賦存量は、8,582 TJ¹⁵となっています。

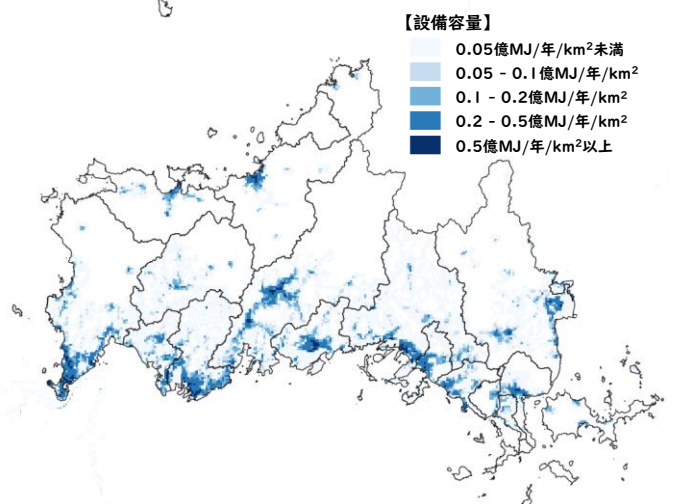


出典：中国経済産業局「新エネルギー自給・活用社会基盤づくり推進 調査報告書(2009)」

図 2-7 バイオマス賦存量

(5) 地中熱

環境省のREPOSによると、県内には、瀬戸内海沿岸域を中心に、設備容量0.5億MJ/年/km²以上の導入ポテンシャルの高いエリアも存在しています。



出典：環境省「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)」
平成27年度推計結果

図 2-8 地中熱導入ポテンシャル

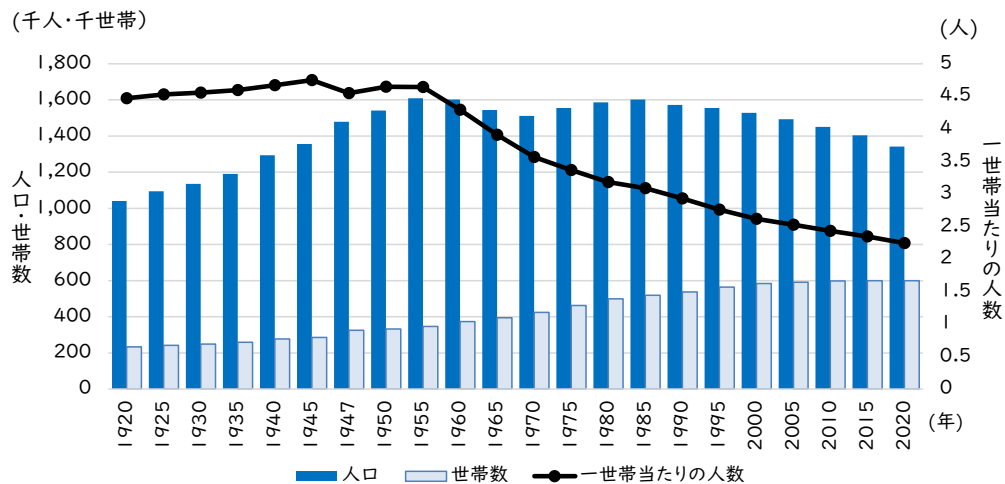
¹⁵ J(ジュール)：エネルギーの単位。1KJ(キロジュール)=10³J、1MJ(メガジュール)=10⁶J、1GJ(ギガジュール)=10⁹J、1TJ(テラジュール)=10¹²Jとなります。例えば、1GJは、ガソリンで30L分に相当します。

第2節 社会的・経済的特性

1 人口

(1) 人口と世帯数

本県の人口は、1985(昭和60)年をピークに減少に転じています。また、一世帯当たりの人数が減少傾向にある一方で、世帯数は増加傾向にあります。これは、核家族化の進行や、単身世帯の増加に起因するものと考えられます。

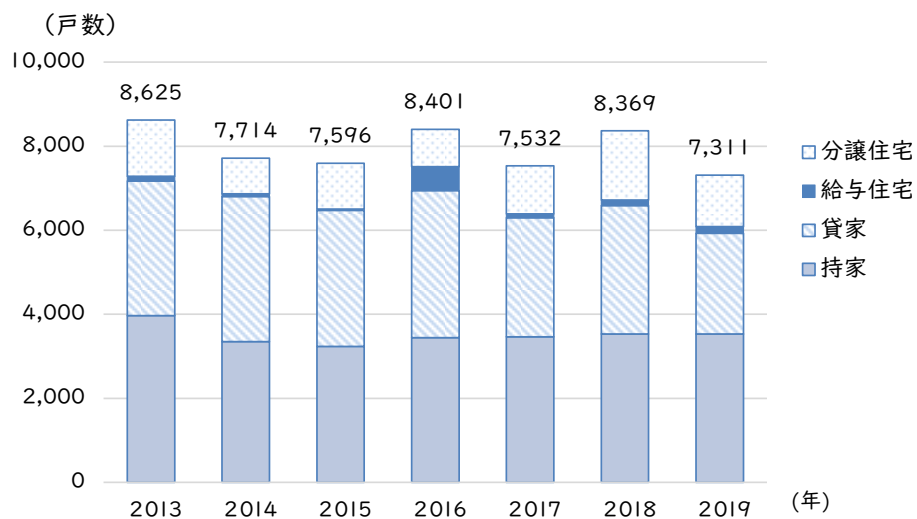


出典：山口県統計年鑑

図 2-9 県の人口動態及び世帯数

(2) 新築住宅着工件数

本県の新築住宅着工件数は、2013(平成25)年以降、ほぼ横ばいで推移しています。そのうち、持家の割合は、2014(平成26)年に一旦減少していますが、その後、毎年件数が増加してきています。また、貸家の件数は減少傾向にある一方で、分譲住宅は増加してきています。



出典：山口県統計年鑑

図 2-10 利用関係別新築住宅戸数

2 産業

(1) 県内総生産

2019(令和元)年度の県内総生産(実質)は、6.4兆円となっており、第2次産業と第3次産業で約99%を占めています。

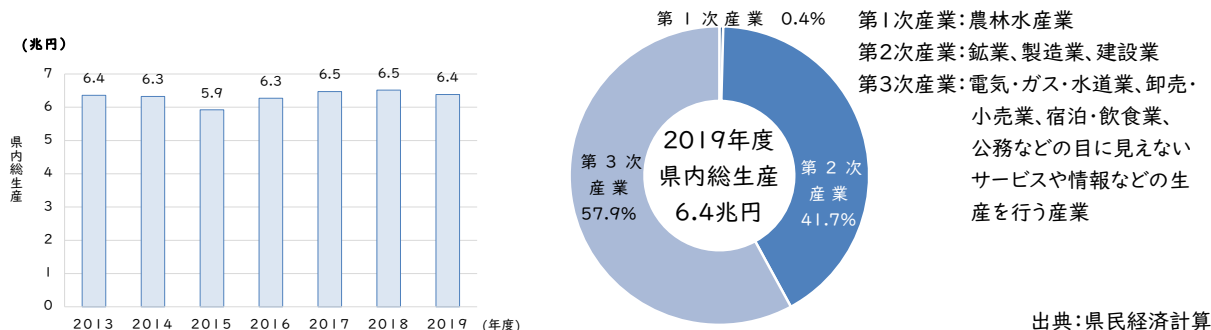
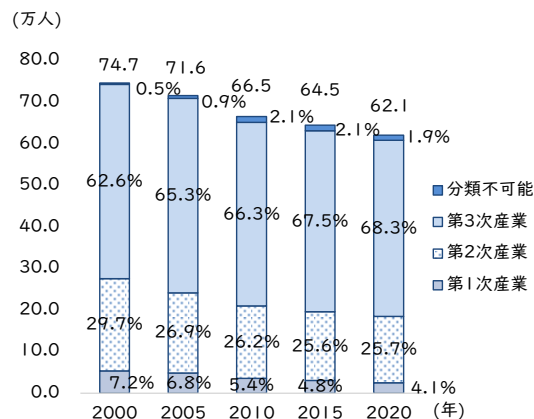


図 2-11 県内総生産の推移及び産業別割合

(2) 産業別就業者数

本県の産業別就業者数は、第1次産業、第2次産業が全国的な推移と同じく減少傾向にあります。

産業別就業者数の割合は、第3次産業が最も高く、2020(令和2)年には全就業者数の約68%を占めています。



※ グラフ上の数値は就業者数。パーセンテージは各就業者の割合
 出典: 総務省国勢調査

図 2-12 産業別就業者数

(3) 製造品出荷額等

本県の従業員4人以上の製造品出荷額等は、2016(平成28)年から増加していましたが、2019(令和元)年に減少しています。また、事業所数は、減少傾向にあります。

2019(令和元)年の工業における製造品出荷額等は、6.6兆円となっており、化学工業、輸送用機械器具製造業、石油製品・石炭製品製造業、鉄鋼業で約70%を占めています。

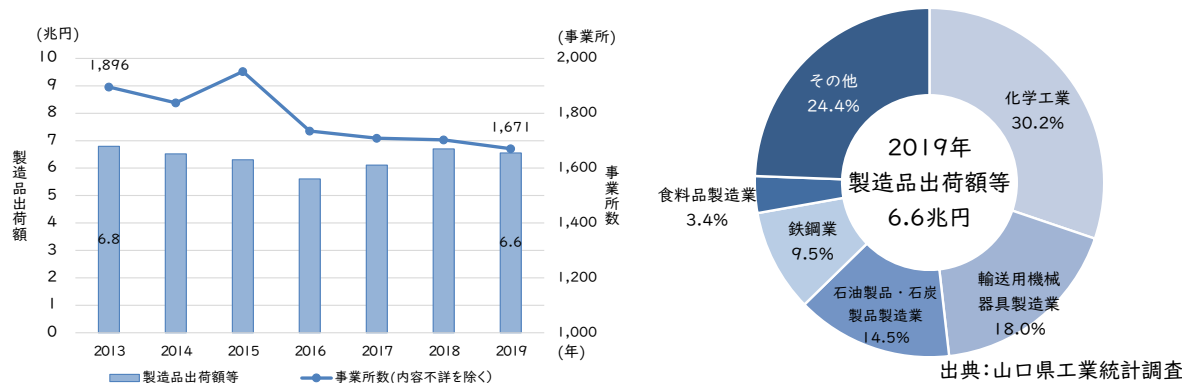
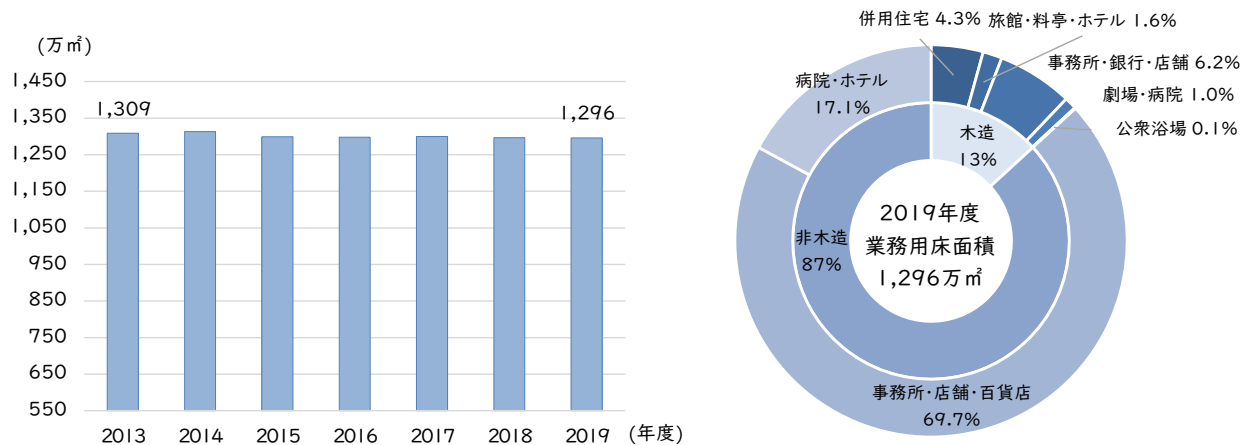


図 2-13 事業所数及び製造品出荷額等

(4) 業務用床面積

県内の業務用床面積は、おおむね横ばいで推移しています。

業務用床面積は、非木造の事務所・店舗・百貨店で全体の約7割を占めています。



出典：総務省「固定資産の価格等の概要調査」をもとに県作成

図 2-14 県内の業務用床面積

3 交通

(1) 交通網

本県は、幹線道路として、中国縦貫自動車道や山陽自動車道、市街地と高速交通拠点(空港、新幹線駅、インターチェンジ)を結ぶ道路網を有しています。

主な鉄道は、東西を走るJR山陽新幹線を軸として、瀬戸内側にJR山陽本線、JR宇部線、JR小野田線、日本海側にJR山陰本線、内陸側に山口線、岩徳線、美祢線が走っています。

空港は、山口宇部空港及び岩国錦帯橋空港の2つの空港があり、港湾は、2つの国際拠点港湾(下関港、徳山下松港)及び4つの重要港湾(岩国港、三田尻中関港、宇部港、小野田港)があります。



出典：山口県企業立地推進課「山口県企業立地ガイド」

図 2-15 交通網図

(2) 自動車保有状況

県内の車種別自動車登録台数のうち、乗用車（普通・小型）の台数は微減傾向にありますが、一方で、軽乗用車の台数は増加傾向にあり、2021(令和3)年度は、2013(平成25)年度比で1割程度増加しています。

また、世帯当たりの自動車普及台数は、全国平均値では微減の傾向にありますが、本県ではおおむね横ばいで推移しており、2021(令和3)年は、1世帯当たり1.24台となっています。

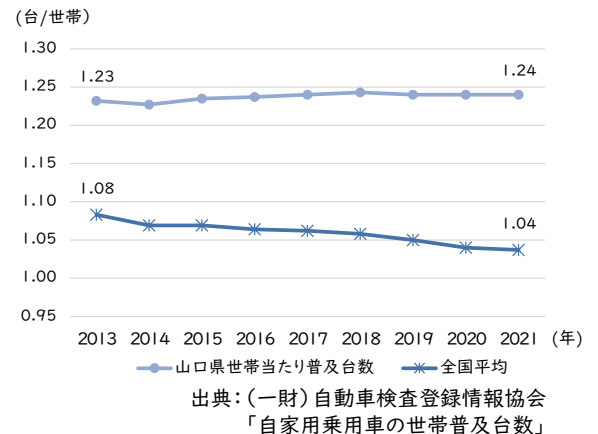
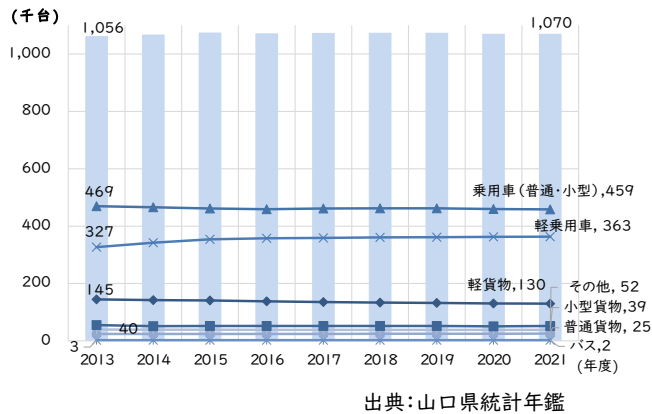


図 2-16 車種別自動車登録台数

図 2-17 世帯当たりの自動車普及台数

4 資源循環

本県の一般廃棄物¹⁶の排出量は、2008(平成20)年度以降、減少傾向を示しています。リサイクル率は2013(平成25)年度以降は30%付近で推移し、2020(令和2)年度は33.0%になっています。

また、産業廃棄物¹⁷の排出量は、2008(平成20)年度以降は、ほぼ横ばいに近い微減傾向で、2018(平成30)年度では約7,941千t+になっています。リサイクル率は、2008(平成20)年度までは上昇傾向にありましたが、2008(平成20)年度以降は55%付近で推移しています。

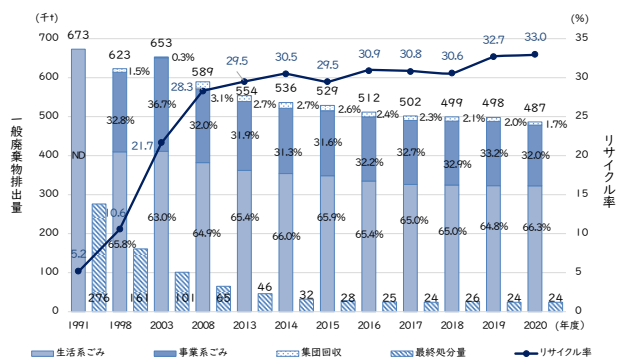


図 2-18 一般廃棄物の処理状況

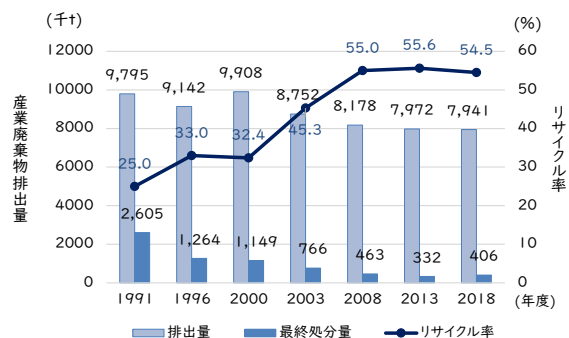


図 2-19 産業廃棄物の処理状況

¹⁶ 一般廃棄物：日常生活に伴って発生するごみ・し尿や、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち事務所等から発生する紙くずなど、産業廃棄物以外のものをいいます。

¹⁷ 産業廃棄物：工場、事業場などで事業活動に伴って生じた汚泥、廃油、廃プラスチック等「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められた廃棄物をいいます。

第3章

目指す2050年の将来像

本県の豊富な日射量、森林資源などの地域特性や、環境・エネルギー、水素関連の先端技術を有する企業が集積しているなどの産業特性を活かし、「温室効果ガス排出量実質ゼロ¹⁸」の社会(脱炭素社会)の実現を目指します。

2050年までに山口県の温室効果ガス排出量の 実質ゼロを目指します。

なお、2050年の脱炭素社会では、水素やアンモニア等の脱炭素燃料¹⁹や、バイオマス燃料や合成燃料等のカーボンニュートラル燃料²⁰へのエネルギー転換が図られるとともに、それぞれの地域に適した再エネやデジタル技術を用いたスマート化が導入されています。

住宅や事務所はネット・ゼロ・エネルギー・ハウス²¹(以下「ZEH」)やネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング²²(以下「ZEB」)仕様となり、電気を「買う」時代から「創る」時代に変化し、これらの創エネと蓄電池や電気自動車(以下「EV」)の蓄電機能との組み合わせによる自立分散型電源がネットワーク化することで、統合制御(需給調整)に活用され、地域全体でのエネルギー供給バランスが最適に保たれています。また、日々の暮らしや仕事等においても、エネルギーの効率的な使用や、環境負荷の少ない製品・サービスを選択する考え方やスタイルが定着しています。

移動手段としては、EVバスや合成燃料を活用したバスが普及し、交通ネットワークが再構築され、公共交通を軸としたコンパクトなまちが形成されています。

なお、やむなく排出される温室効果ガスは、健全に整備された森林等により吸収されるとともに、今後、開発・導入が進むカーボンリサイクル技術によって、CO₂の回収・貯留、利活用等がされています。

一方、脱炭素社会の実現に向けて「緩和策」を着実に推進し、気温上昇を1.5℃程度に抑えられたとしても、大雨等の変化は避けられないことから、将来予測される被害を回避・低減するため、多様な関係者の連携・協働の下、「適応策」にも一丸となって取り組んでいます。

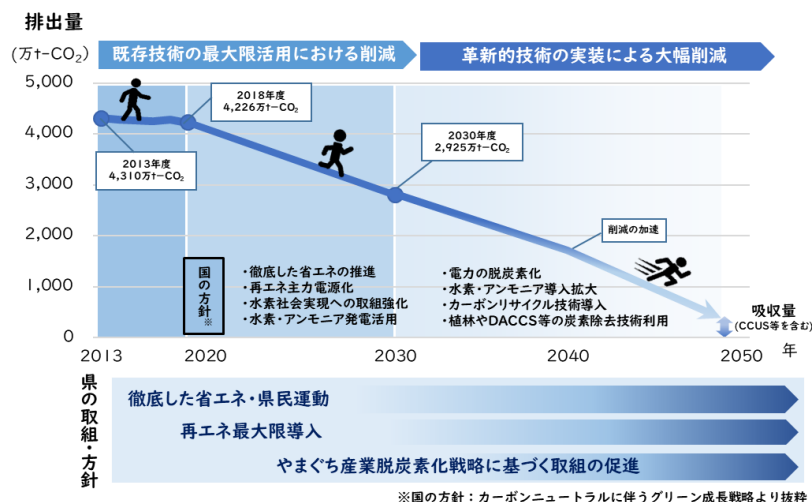


図3-1 温室効果ガスの削減イメージ

¹⁸ 温室効果ガス排出量実質ゼロ:温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた値をゼロとすることをいいます。

¹⁹ 脱炭素燃料:本計画では、炭素を含まず燃焼時にCO₂を排出しない燃料のことをいいます。なお、この他にも「燃料製造の工程なども含めたCO₂を排出しない燃料」など様々な定義があります。

²⁰ カーボンニュートラル燃料:本計画では、燃焼時にCO₂が排出されるものであるが、大気中のCO₂濃度に影響を与えない燃料のことをいいます。なお、この他に水素、アンモニア等も含めて定義する場合などもあります。

²¹ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH):再エネ、高断熱性能、高性能設備機器等との組み合わせにより、年間の一次エネルギー消費量(空調・給湯・照明・換気)が正味(ネット)で概ねゼロとなる住宅をいいます。

²² ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング(ZEB):再エネ、高断熱性能、高性能設備機器等との組み合わせにより、年間の一次エネルギー消費量(空調・給湯・照明・換気)が正味(ネット)で概ねゼロとなる建築物をいいます。



図3-2 2050年の将来像

第4章

温室効果ガス排出量等の状況と課題

第1節 温室効果ガス排出量の算定方法

本計画では、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（2022（令和4）年3月）を参考にして、部門・分野ごとに排出量を算定しています。

表 4-1 温室効果ガス排出の部門・分野と主な排出元、算定方法（吸収量含む）

ガスの種類		部門・分野		主な排出元	算定方法（一例）
二酸化炭素	エネルギー起源CO ₂	産業部門	農林水産業	産業での燃料・電力の使用等に伴うもの	(製造業)温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の実績値等
			建設業・鉱業		
			製造業		
		業務その他部門		事務所・ビル、商業・サービス業等施設での燃料・電力の使用等に伴うもの	産業部門の製造業に同じ
		家庭部門		家庭(住宅)での電力やガスの使用に伴うもの	電気消費量×排出係数等
		運輸部門	自動車	運輸での燃料・電力の使用等に伴うもの	自動車燃料消費量×排出係数等
	鉄道				
	船舶				
	航空				
	エネルギー転換部門		発電や石油精製などでの自家消費(所内利用等)に伴うもの	産業部門の製造業に同じ	
非エネルギー起源CO ₂	工業プロセス部門		セメント製造工程における石灰石の焼成によるCO ₂ 発生等、製造プロセスでの工業材料の化学変化に伴うもの	活動量×排出係数	
	廃棄物部門	焼却処分	一般廃棄物、産業廃棄物の焼却・埋立てや下水道処理に伴うもの、廃棄物を原燃料として使用する場合に発生するもの	廃棄物処理量×排出係数	
		埋立処分			
		排水処理			
原燃料使用等					
その他ガス	メタン(CH ₄)		炉での燃料の燃焼や自動車の走行、耕作や家畜の飼養及び排せつ物管理、排水処理等に伴い発生するもの	自動車の走行キロ×排出係数等	
	一酸化二窒素(N ₂ O)		工業プロセスや炉での燃料の燃焼、自動車の走行、家畜の排せつ物管理、排水処理等に伴い発生するもの	自動車の走行キロ×排出係数等	
	代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)		ハイドロフルオロカーボン類の製造、冷凍空調器の製造、使用、廃棄に伴うもの	フロン類漏えい量の算定・報告の集計結果の実績値等
		パーフルオロカーボン類(PFCs)		アルミニウムの製造、パーフルオロカーボン類の製造、半導体素子等の製造等に伴うもの	県内に対象事業所がないため算定除外
		六ふっ化硫黄(SF ₆)		マグネシウム合金の製造、六ふっ化硫黄の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出に伴うもの	全国の排出量の按分
		三ふっ化窒素(NF ₃)		三ふっ化窒素の製造や半導体素子等の製造に伴うもの	事業所アンケートの実績値
	吸収量		植物の成長や枯死・伐採による損失、土壌中の炭素量の変化に伴うもの(吸収及び排出)	森林材積量×炭素含有率×炭素からCO ₂ への換算係数等	

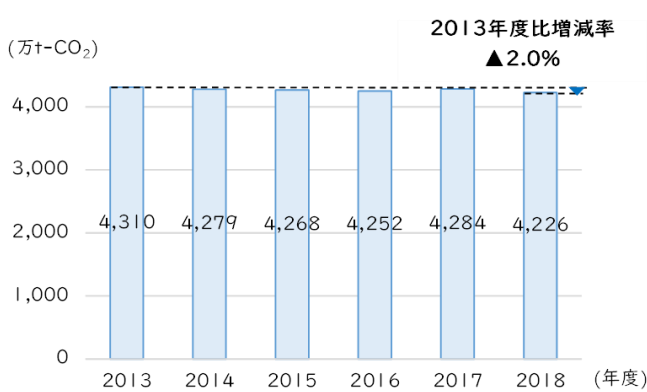
第2節 温室効果ガス排出量・吸収量の状況と課題

1 温室効果ガス排出量・吸収量の状況

(1) 温室効果ガス排出量・吸収量

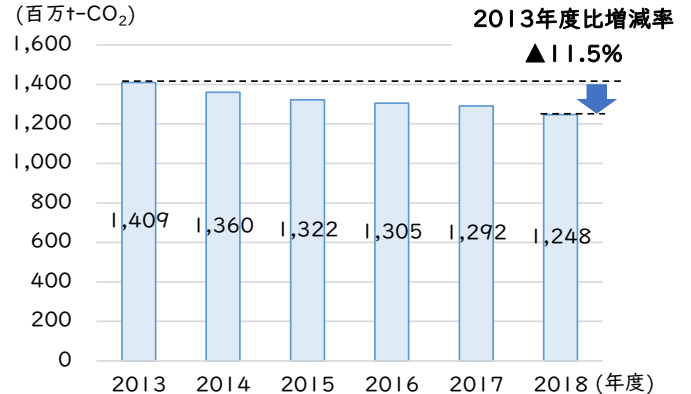
① 温室効果ガスの排出量

本県における2018(平成30)年度の温室効果ガス総排出量は4,226万t-CO₂で、全国の総排出量1,248百万t-CO₂の約3.4%となっています。



出典:山口県環境政策課

図 4-1 山口県の温室効果ガス排出量の推移



出典:温室効果ガスインベントリオフィス

図 4-2 全国の温室効果ガス排出量の推移

② 温室効果ガスの吸収量

本県における2018(平成30)年度の温室効果ガスの吸収量は約171.8万t-CO₂となり、全国の吸収量55.1百万t-CO₂の約3.1%となっています。この吸収量は、2018(平成30)年度の温室効果ガス排出量(4,226万t-CO₂)の4.1%に相当し、吸収量を考慮した本県の温室効果ガス排出量は4,054万t-CO₂となります。

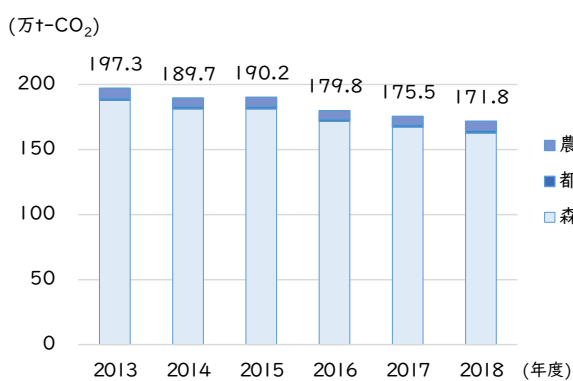
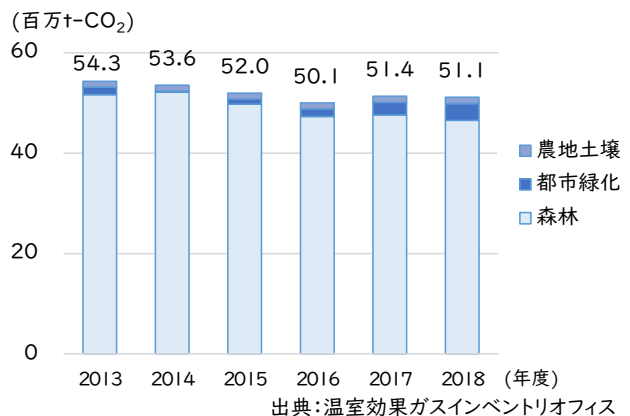


図 4-3 山口県の温室効果ガス吸収量の推移

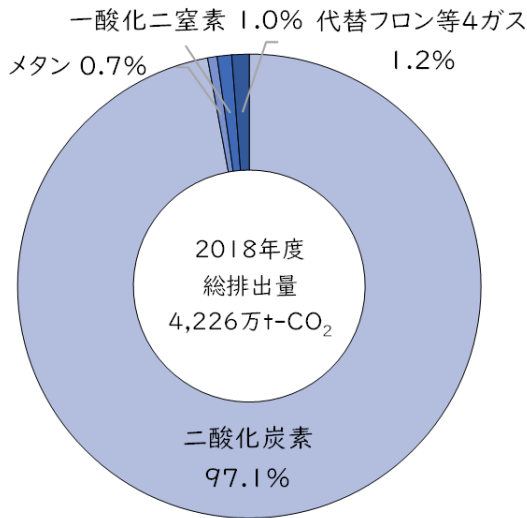


出典:温室効果ガスインベントリオフィス

図 4-4 全国の温室効果ガス吸収量の推移

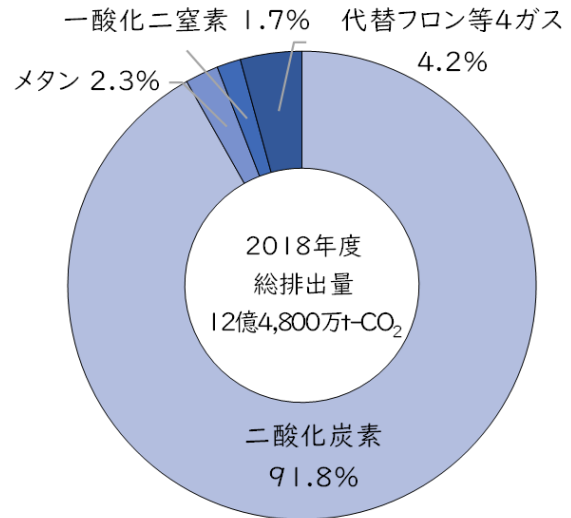
(2) 温室効果ガスの種類別排出構成

温室効果ガスの種類別排出構成は、大部分を二酸化炭素(CO₂)が占めており、全国の構成とほぼ同じ傾向となっています。



出典:山口県環境政策課

図 4-5 山口県の温室効果ガスの種類別排出構成



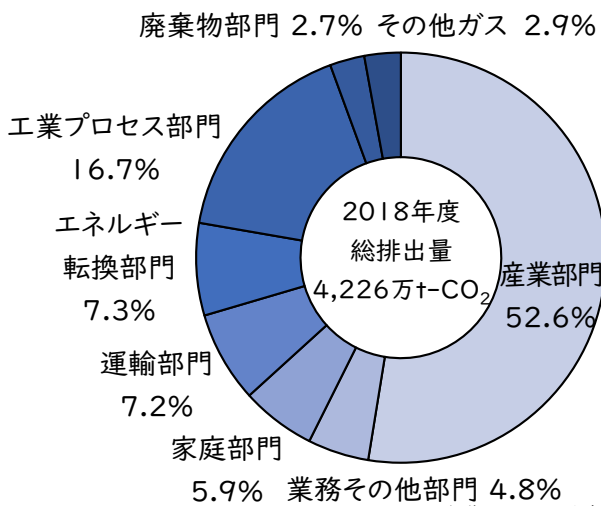
出典:温室効果ガスインベントリオフィス

図 4-6 全国の温室効果ガスの種類別排出構成

2 部門別の温室効果ガス排出量の状況

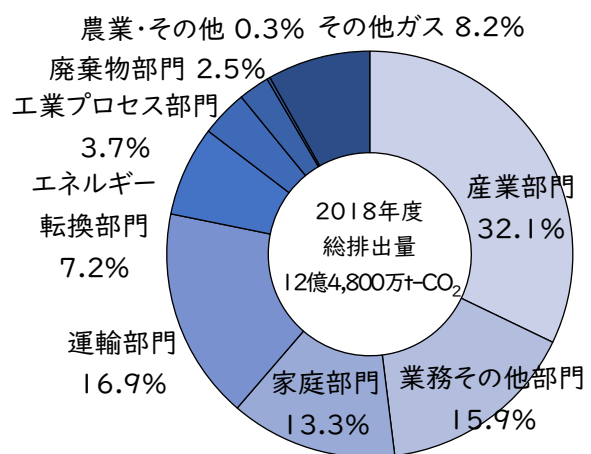
県内には、化学工業、鉄鋼業、石油石炭製品製造業などのエネルギーを多く必要とする産業や、製造過程で非エネルギー起源CO₂が発生する窯業土石業(セメント製造業等)が多く立地していることから、産業部門、工業プロセス部門等、二次産業、特に製造業の排出量が多い状況にあります。

また、本県と全国の部門別の排出構成を比較すると、本県では、産業部門及びこれに関連する工業プロセス部門の合計の占める割合が約69%と、全国の約36%に比べ高い割合を占めています。



出典:山口県環境政策課

図 4-7 山口県の部門別排出構成



出典:温室効果ガスインベントリオフィス

図 4-8 全国の部門別排出構成

2018(平成30)年度のCO₂排出量を2013(平成25)年度と比較すると、多くの部門・分野において温室効果ガスの排出量は減少しています。一方で、産業部門が2013年度と比較して7.0%増加しており、当部門の全体に占める割合が大きいことから、全体としては2.0%の減少にとどまっています。

CO₂以外のその他ガスでは、三ふっ化窒素は減少傾向にあります。ハイドロフルオロカーボン類が52.5%増加していることから、全体としては2013(平成25)年度よりも0.8%増加しています。

表 4-2 山口県の温室効果ガス排出量の推移

(万t-CO₂)

部門・分野		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2013年度比増減
二酸化炭素	産業部門	2,076	2,165	2,198	2,203	2,241	2,221	7.0%
	業務その他部門	248	240	228	221	213	204	▲17.9%
	家庭部門	360	332	298	288	283	249	▲30.9%
	運輸部門	326	322	328	304	311	303	▲7.1%
	エネルギー転換部門	365	289	280	295	294	307	▲15.7%
	非エネルギー起源CO ₂	814	806	811	816	818	820	0.7%
	工業プロセス部門	705	697	702	699	703	705	▲0.1%
	廃棄物部門	109	109	109	117	115	115	6.2%
	小計	4,190	4,154	4,142	4,128	4,160	4,104	▲2.0%
その他ガス	メタン	32	31	29	28	27	28	▲12.3%
	一酸化二窒素	44	43	44	44	44	43	▲3.0%
	代替フロン等4ガス	45	51	53	52	53	51	13.7%
	ハイドロフルオロカーボン類	14	16	17	19	18	22	52.5%
	パーフルオロカーボン類	-	-	-	-	-	-	-
	六ふっ化硫黄	1	1	0	1	1	1	▲1.3%
	三ふっ化窒素	30	35	36	32	34	29	▲4.5%
	小計	120	125	126	124	124	121	0.8%
合計	4,310	4,279	4,268	4,252	4,284	4,226	▲2.0%	

※1 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

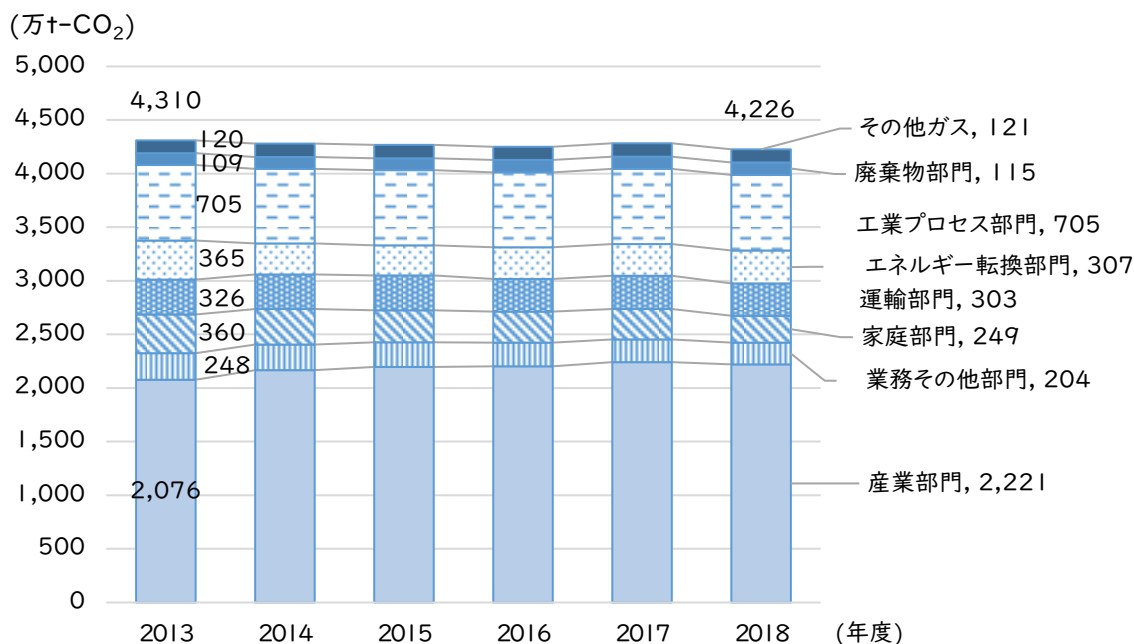


図 4-9 山口県の部門別温室効果ガス排出量の推移

3 部門別の温室効果ガス排出量等の現状と課題

(1) 部門別の温室効果ガス排出量の現状と課題

これまでの取組の成果や課題を踏まえ、2013(平成25)年度から2018(平成30)年度までの主な部門別の活動量や温室効果ガスの排出量の増減を比較・分析し、課題を整理しました²³。

なお、排出量は次の式などにより算出しています。

$$\text{排出量} = \text{活動量}^{\ast} \times \text{活動量当たりエネルギー種別消費量} \times \text{エネルギー種別排出係数}$$

※活動量：製造品出荷額（産業部門）、自動車保有台数、走行キロ（運輸部門）など

① 産業部門

産業部門の業種別CO₂排出構成は、全体の約99%を製造業が占め、その中でも化学工業等（含石油石炭製品）が約66%を占めています。また、エネルギー種別消費割合は、原油・石油製品が最も高くなっています。

■ 現状と課題

2018(平成30)年度のCO₂排出量は2,221万t-CO₂であり、2013(平成25)年度の排出量（2,076万t-CO₂）と比較して約7.0%増加しています。

一方で、低炭素社会実行計画²⁴等に基づく事業者の自主的な省エネルギー（以下「省エネ」）²⁵ 対策等の着実な推進などの削減努力を背景に、2018(平成30)年度の製造業の付加価値額当たりのエネルギー消費量は、2013(平成25)年度と比較して13.7%減少しています。

今後は、2022(令和4)年3月に公表されたカーボンニュートラル行動計画（P29コラム参照）や、やまぐち産業脱炭素化戦略に基づき、各業界における取組（燃料転換やサプライチェーン全体での脱炭素化など）の推進を図るとともに、近年の国内での再エネへのニーズの高まりを踏まえ、今後、再エネ等の環境価値をクレジットとして取引するJ-クレジット制度²⁶等の活用を推進するための支援が必要と考えられます。

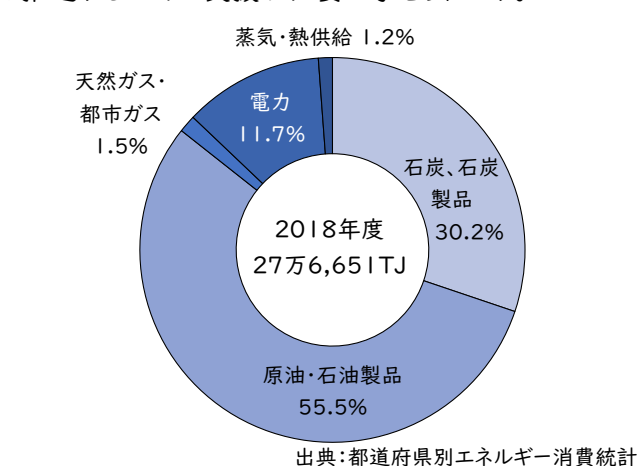
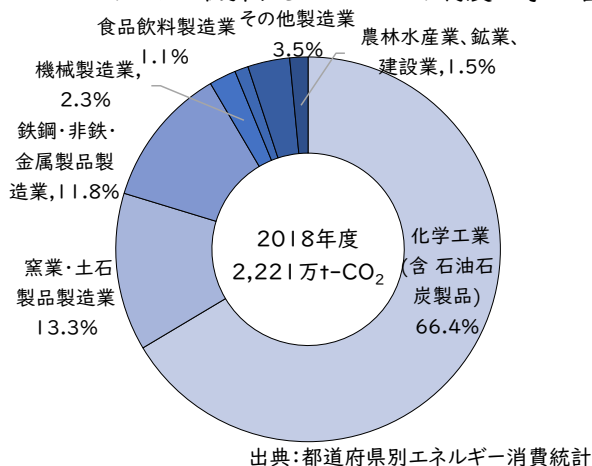


図 4-10 山口県の産業部門の業種別CO₂排出構成

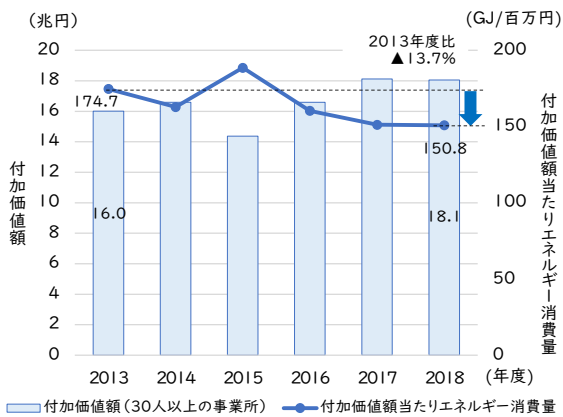
図 4-11 山口県の産業部門のエネルギー種別消費割合

²³ エネルギー転換部門は、その多くが電力会社など、石油、石炭等の一次エネルギーを産業、家庭や運輸部門などで消費される最終エネルギーに転換する部門（発電、ガス、石油精製等）であり、エネルギーの供給側に当たります。県外へのエネルギー需給による影響を受ける部門のため、本県だけでの評価を行っていませんが、事業者において、転換効率の向上や再エネの導入などにより、電気・ガスの単位供給量当たりの排出量を削減するよう努められています。

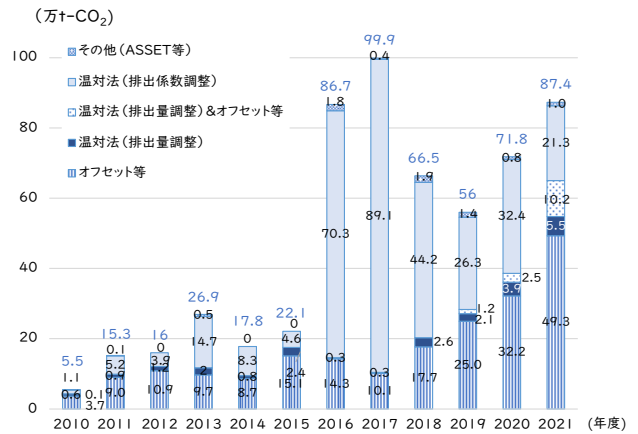
²⁴ 低炭素社会実行計画：（一社）日本経済団体連合会が、地球温暖化防止に向けて主体的かつ積極的な取組を進めるため2015年4月6日に策定した計画（2019年4月26日改訂）です。

²⁵ 省エネ：石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことをいいます。

²⁶ J-クレジット制度：省エネ機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のことをいいます。



出典：都道府県別エネルギー消費統計、山口県統計年鑑



※1 クレジットの無効化・償却とは、企業・自治体等が自らのCO₂排出量をオフセットするためにクレジットを利用することを意味します。

※2 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

出典：J-クレジット制度事務局

図 4-12 山口県の製造業付加価値額当たりのエネルギー消費量

図 4-13 全国のJ-クレジット目的別無効化・償却量の推移

コラム 経団連カーボンニュートラル行動計画 (2022年3月30日)

(一社)日本経済団体連合会が、2050年カーボンニュートラル(以下「CN」)の実現を今後目指すべき最も重要なゴールと新たに位置づけ、2015年に策定した低炭素社会実行計画を改めたものです。

「低炭素社会実行計画(フェーズI)」の成果では、産業・エネルギー転換・業務・運輸の全部門合計のCO₂排出量は、7年間で21.6%削減(産業▲20.8%、エネルギー転換▲23.3%、業務▲35.1%、運輸▲21.0%)を達成しており、この実績のもとに「2050年CNの実現に向けて、最大限の取り組みを行っていく」とされています。

表 4-3 2050年CNに向けた各業界のビジョン(一部抜粋)

部門	ビジョン(基本方針等)	
産業部門	化学	「化学」の潜在力を顕在化させることで、地球規模の課題を解決し持続可能な社会の成長に貢献するイノベーションの創出を推進・加速するとの方針の下、原料の炭素循環(CO ₂ の原料化、廃棄プラスチック利用等)、省エネ達成に向けた技術革新(膜分離プロセス等)などに取り組む
	鉄鋼	ゼロカーボン・スチールの実現に向けて、「COURSE50やフェロコックス等を利用した高炉のCO ₂ 抜本的削減+CCUS」、「水素還元製鉄」といった超革新的技術開発への挑戦に加え、スクラップ利用拡大などあらゆる手段を組み合わせ、複線的に取り組む
	製紙	生産活動における省エネ・燃料転換を推進するとともに、独自性のある取組として、木質バイオマスから得られる環境対応素材(セルロースナノファイバー等)の開発・利用によるライフサイクルでのCO ₂ 排出量削減、植林によるCO ₂ 吸収源としての貢献拡大を進める
	電気・電子	次世代の省エネ・脱炭素化技術の革新(スマートグリッド、水電解水素製造、パワー半導体、急速充電・ワイヤレス充電等)、高度情報活用ソリューション(自動運転支援システム、スマートファクトリー、高精度気象観測等)の社会への実装に取り組む
エネルギー転換部門	電力	S+3Eの同時達成を果たすエネルギーミックスを追求しつつ、「電気の低・脱炭素化」(再エネ:次世代太陽光、超臨界地熱等、原子力:再稼働、小型モジュール炉、核融合炉等、火力:水素・アンモニア発電、CCS/CCU/カーボンリサイクル等)と「電化の促進」(EV・PHVの充電インフラの開発・普及、IoT・AI技術の活用、ワイヤレス送電・給電等)に取り組む
	石油	事業活動に伴うCO ₂ 排出の実質ゼロを目指すとともに、供給する製品の低炭素化を通じて社会全体のCNの実現に貢献するとの方針の下、革新的な脱炭素技術(CO ₂ フリー水素、合成燃料e-fuel、CCS/CCU等)の研究開発・社会実装や、CO ₂ フリー水素のサプライチェーン構築、製油所におけるCNの実現等に取り組む
	ガス	ガスのCN化を目指すとの方針の下、徹底した天然ガスシフト・天然ガスの高度利用、ガス自体の脱炭素化(メタネーションや水素利用等)、CCS/CCUに関する技術開発等に取り組む

出典：(一社)日本経済団体連合会

② 業務その他部門

業務その他部門の業種別CO₂排出構成は、卸売業、小売業が約25%、次いで、医療、福祉が約15%を占めています。また、エネルギー種別消費割合は、電力が約78%と最も高くなっています。

■ 現状と課題

2018(平成30)年度のCO₂排出量は204万t-CO₂であり、2013(平成25)年度の排出量(248万t-CO₂)と比較して約17.9%減少しています。

2018(平成30)年度の業務用床面積当たりのエネルギー消費量は、2013(平成25)年度と比較して22.3%減少しており、その要因は、高効率空調機器の導入、OA機器の省エネ化やビルの断熱効率の改善等が進んでいることが考えられます。加えて、電力の排出係数²⁷は、2013(平成25)年度と比較すると約10%小さくなっていることから、このような排出係数による効果も削減に寄与していることが考えられます。

CO₂排出量の更なる削減に向けて、PPA事業²⁸等による自家消費型の再エネの導入拡大を図るとともに、セミナー開催等による実践行動の促進、省エネ性能の高い建築物と機器の組合せによる、ZEB等の普及や導入支援による徹底した省エネの取組等が必要と考えられます。

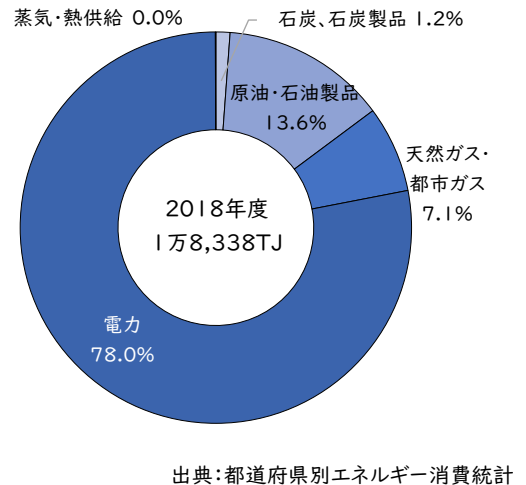
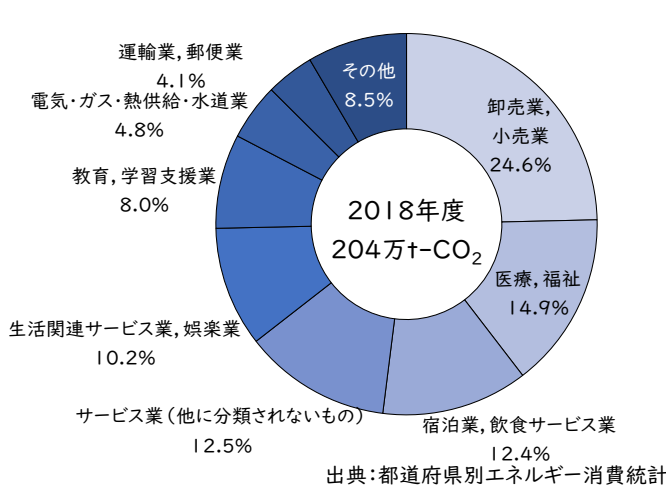


図 4-14 山口県の業務その他部門の業種別 CO₂排出構成

図 4-15 山口県の業務その他部門のエネルギー種別消費割合

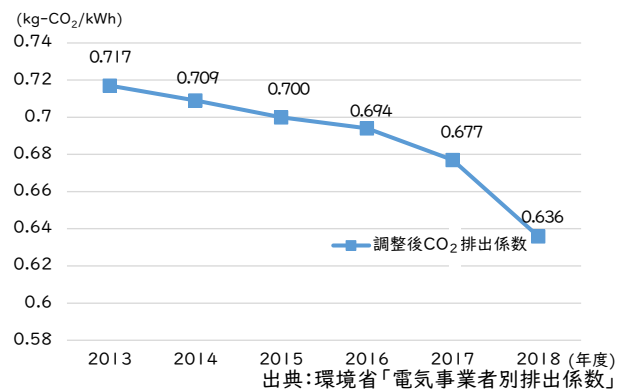
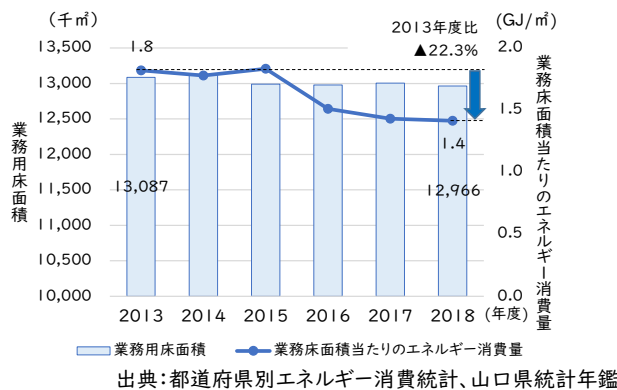


図 4-16 山口県の業務用床面積当たりエネルギー消費量の推移

図 4-17 中国電力(株)の排出係数の推移

²⁷ 電力の排出係数: 電気1kWh当たりのCO₂排出量を示す数値のことです。本計画の電力からの排出量算定には、「調整後排出係数(J-クレジット制度やFITに伴う調整等が反映された係数)」を用いています。

²⁸ PPA(Power Purchase Agreement)事業: 電力販売事業者が太陽光発電システムを顧客の敷地や屋根に無償で設置し、発電した電力を売電して事業を行うことです。顧客は電力消費分を電力販売業者に支払い、契約期間終了後、電力販売事業者は太陽光発電システムを顧客に無償譲渡するなどの様々な手法があります。

③ 家庭部門

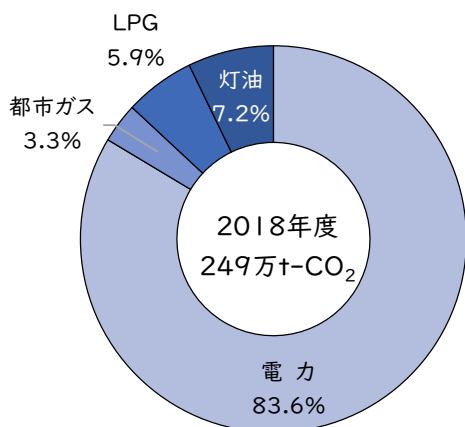
家庭部門のエネルギー種別CO₂排出構成は、電力が約84%と最も多くを占めています。

■ 現状と課題

2018(平成30)年度のCO₂排出量は249万t-CO₂であり、2013(平成25)年度の排出量(360万t-CO₂)と比較して約30.9%減少しています。

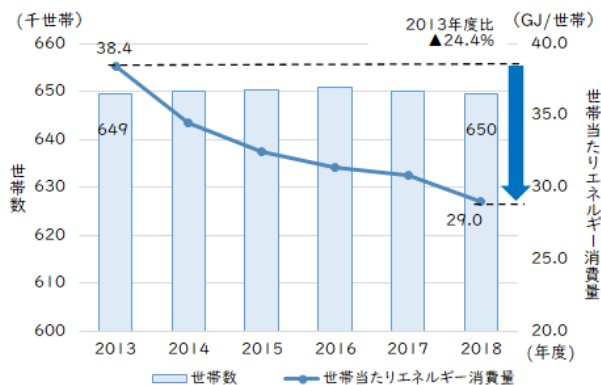
2018(平成30)年度の世帯当たりのエネルギー消費量は、2013(平成25)年度と比較して24.4%減少しており、県内の世帯数がほぼ横ばい傾向にある中でも、家庭部門のCO₂は減少しています。この要因として、県民の意識向上による省エネ・節電の実施、省エネ家電等や太陽光発電の普及等による、購入電力量の減少が考えられます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴うテレワークの定着等により、今後、家庭部門における排出量の増加も見込まれることから、排出量の削減に向けて、引き続き、省エネ性能の高い住宅の普及や再エネの導入拡大を図るとともに、再エネと蓄電池などとの組み合わせによるエネルギーの自家消費の促進を図ることが必要と考えられます。また、地球温暖化防止活動推進員による家庭におけるストップ温暖化診断(以下「温暖化診断」)や環境学習等の啓発強化による実践行動の促進、省エネ性能の高い住宅と機器の組合せによる、ZEH等の導入支援による省エネに対する取組の推進が必要と考えられます。



出典：山口県環境政策課

図 4-18 山口県の家庭部門のエネルギー種別CO₂排出構成



出典：山口県環境政策課

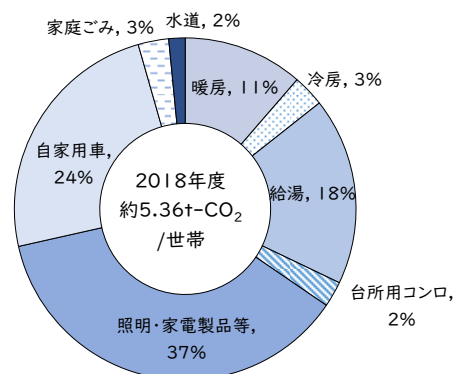
図 4-19 山口県の世帯当たりのエネルギー消費量の推移

コラム 家庭全体から排出されるCO₂の特徴

家庭全体としては、家庭部門(電気の使用、ガスや灯油の利用)に加え、運輸部門(自家用車の利用)、廃棄物部門(家庭ごみの処理)、及び業務その他部門(水道の利用)により、CO₂が排出されます。

このうち、約半分は電気の使用に伴うものです。家電製品の種類も多様化しており、不要な時はこまめに電源を切るなど、適切な使い方が求められます。

また、本県の特徴として、自家用車からの排出が多く、CO₂削減に向けては、ガソリン車から電動車²⁹への転換や、エコドライブなど日頃からの取組も大切です。



出典：環境省「平成30年度 家庭部門のCO₂排出実態統計調査(確報値)」, 家計調査等をもとに県作成

図 4-20 山口県の家庭全体からの用途別CO₂排出量

²⁹ 電動車：電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車等のことです。このうち、燃料電池自動車は、車載の水素と空気中の酸素を化学反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車のことで、燃料となる水素は水素ステーションで補給します。

④ 運輸部門

運輸部門のCO₂排出構成は、自動車が約77%と最も多くを占めています。

また、エネルギー種別では、ガソリンや軽油の消費量、鉄道の電力の使用量が減少した一方で、航空のジェット燃料消費量が増加しています。

■ 現状と課題

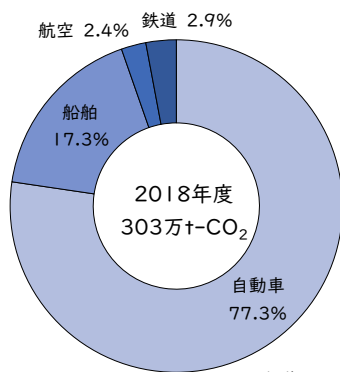
2018(平成30)年度のCO₂排出量は303万t-CO₂であり、2013(平成25)年度の排出量(326万t-CO₂)と比較して約7.1%減少しています。

2013(平成25)年度以降の自動車1台当たりのCO₂排出量は減少傾向を示しており、主な要因は、ハイブリッド自動車など電動車の普及や燃費の向上などが寄与していると考えられます。

鉄道での電力消費量の減少は、2013(平成25)年度以降の乗降者数が全国的に減少傾向にある影響によるものと考えられます。

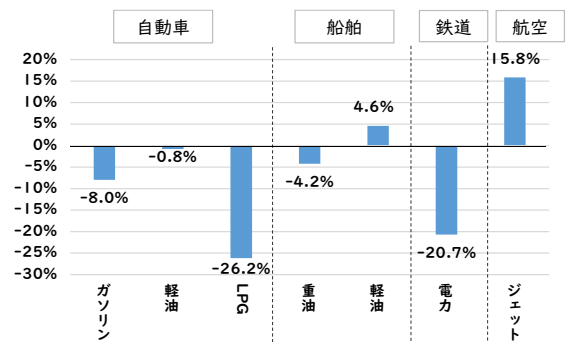
また、航空でのジェット燃料消費量の増加は、2012(平成24)年度に開港した岩国錦帯橋空港の便数増加の影響によるものと考えられます。

本県の自動車保有台数は横ばい傾向にあり、引き続き、電動車の普及強化や、徒歩や自転車、公共交通機関の利用促進が必要と考えられます。また近年、オンラインでの通信販売の伸びとともに宅配便の取扱個数は増加しており、これに伴い発生する再配達抑制などの取組も必要と考えられます。



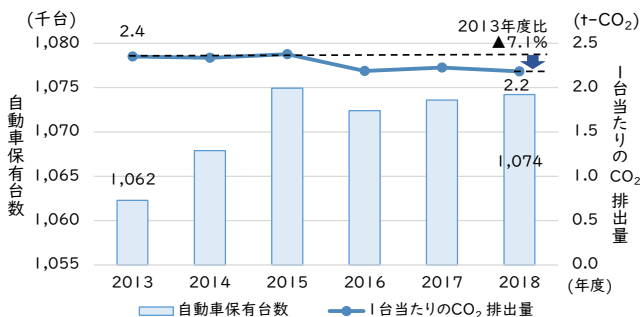
出典：山口県環境政策課

図 4-21 山口県の運輸部門のCO₂排出構成



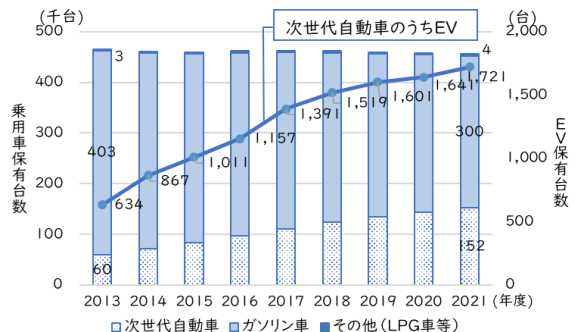
出典：山口県環境政策課(2013年度比2018年度)

図 4-22 山口県の運輸部門のエネルギー消費量変化



出典：山口県統計年鑑

図 4-23 山口県の自動車保有台数及び1台当たりのCO₂排出量の推移



※ 軽乗用車の台数を含まない

出典：中国運輸局山口運輸支局「山口県の自動車台数」

図 4-24 山口県の乗用車保有台数及びEV保有台数の推移

⑤ 非エネルギー起源CO₂ (工業プロセス部門、廃棄物部門)

■ 現状と課題

非エネルギー起源CO₂のうち、工業プロセス部門の2018(平成30)年度のCO₂排出量は705万t-CO₂であり、2013(平成25)年度の排出量(705万t-CO₂)と同等になっています。

一方、廃棄物部門は2018(平成30)年度に115万t-CO₂と、2013(平成25)年度のCO₂排出量(109万t-CO₂)と比較して約6.2%増加しています。これは、セメント製造業等におけるごみ固形燃料(RPF等)などの廃棄物の原燃料使用が約27%増加しているとともに、産業廃棄物の廃プラスチック焼却量が約16%増加していることなどに起因しているものと考えられます。今後も、廃プラスチックの排出抑制やリサイクルなどによる単純焼却³⁰量の削減が求められます。

また、廃棄物が減量化されるよう、耐久性の高い製品や詰替え製品を選択するなど、県民の消費行動の変容を図っていく必要があると考えられます。

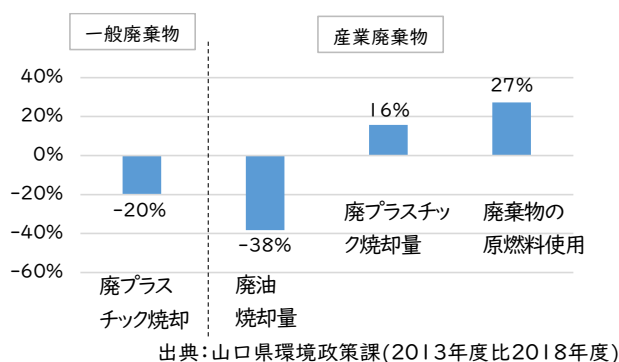


図 4-25 山口県の廃棄物焼却量の増減

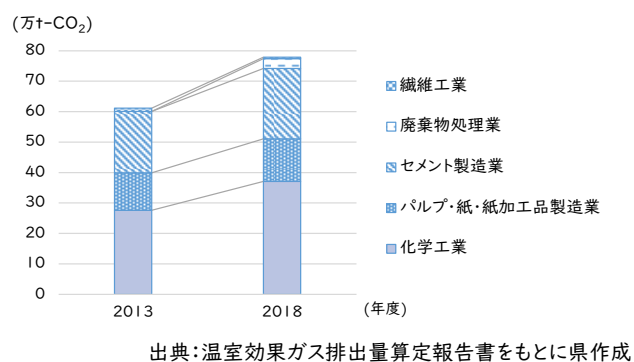


図 4-26 山口県の廃棄物原燃料使用等の業種別増減割合

⑥ その他ガス (CO₂以外の温室効果ガス)

その他ガスの排出構成の内訳を見ると、一酸化二窒素が約35%を占めています。

■ 現状と課題

2018(平成30)年度の排出量は121万t-CO₂であり、2013(平成25)年度の排出量(120万t-CO₂)とほぼ同等です。

このうち、メタンは、農地面積の減少や、し尿汚泥の直接埋立から焼却への移行等により減少傾向にあります。一方、フロン類は、冷凍空調機器等に使用される冷媒が、オゾン層破壊効果の高い特定フロンから、代替フロンへの移行が進んだことによる利用量の増大で、今後も排出量が増加する見込みであり、引き続き、フロン類の適正な管理・充填・回収及び処理を推進していくとともに、温室効果の小さい冷媒やノンフロン製品への転換促進を図っていく必要があると考えられます。

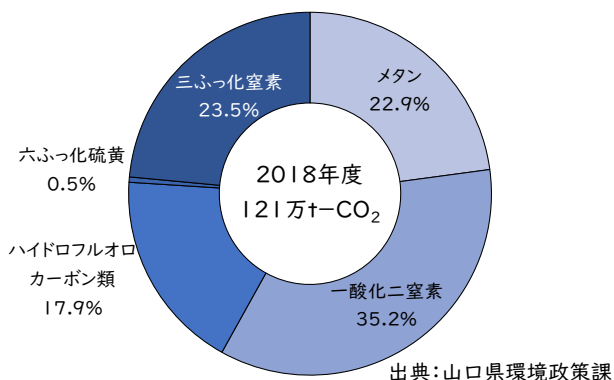


図 4-27 山口県のおもな温室効果ガス排出構成

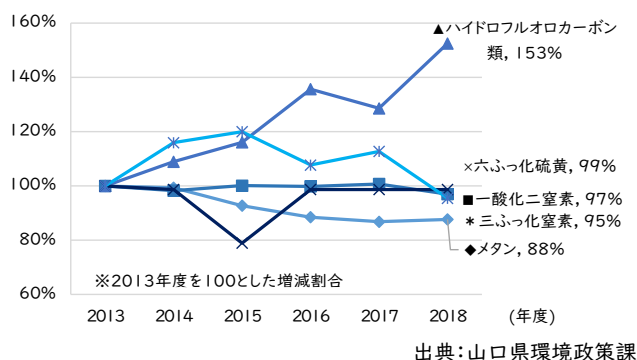


図 4-28 山口県のおもな温室効果ガスの種類別増減割合

³⁰ 単純焼却：再生利用(熱回収を含む)を行わず、単純に焼却されることをいいます。

(2) 温室効果ガス吸収源対策の状況と課題

森林は大気中のCO₂吸収能力がありますが、県土面積の約4分の1を占めるスギ・ヒノキ人工林の59%が主伐期を迎えた10齢級(46年生)以上であり、吸収能力の低下が懸念されます。

引き続き荒廃した人工林を整備するとともに、低コストで生産性の高い搬出間伐や伐採後の再造林を推進し、県産木材の利用促進による木材生産の大幅な向上と併せて、健全な森林づくりによる吸収能力の維持向上に取り組む必要があります。

また、海洋へのCO₂の固定化と海藻・海草類の有効利用を目的とした、ブルーカーボン(海洋生態系による炭素貯留)について、国において温室効果ガスの吸収・固定量の算定方法の研究やブルーカーボン・オフセット・クレジット制度の構築に向けた検討等の取組が進められており、ブルーカーボンとしても機能する藻場・干潟の保全に取り組む活動への支援を強化する必要があります。

(3) 新たな課題

① 国の政策との整合

地球温暖化対策推進法及び同法に基づく国の地球温暖化対策計画(2021(令和3)年10月閣議決定)並びに気候変動適応法及び同法に基づく気候変動適応計画(2021(令和3)年10月閣議決定)を踏まえた施策を講じるとともに、地域レベルでの「緩和策」や「適応策」に関する施策を組み込んでいく必要があります。

また、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(2021(令和3)年6月策定)で示された政策を踏まえた取組を行っていく必要があります。

② 社会経済情勢の変化への対応

パリ協定の締結や気候変動等に関する持続可能な開発目標(SDGs)の国連での採択などを契機に、ESG投資³¹もあいまって、脱炭素化を企業経営に取り込む動きが世界的に進展しています。

この動きを前進させるために、電力システム改革、地域循環共生圏³²の形成や、カーボンリサイクル³³などの科学技術の進展などの取組が期待されています。一方で、少子高齢化や人口減少、2019(令和元)年に発生した新型コロナウイルス感染症など、社会情勢は常に変化しています。

特に、感染症対策として急速に拡大したテレワークやオンライン教育、ウェブ会議システムの利用などは、移動等に伴うCO₂排出量を削減できるものもあり、デジタル技術の進化などによる持続可能で自立分散型の強靱な経済社会づくりに期待が高まっています。

今後もこうした動向を踏まえ、状況に応じた対策を講じていく必要があります。

コラム 持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(SDGs)は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際目標です。

SDGsは貧困や飢餓、教育、都市問題、生態系保全など17のゴールと169のターゲットで構成されています。

図にあるように、ゴール13には、気候変動が挙げられており、その他、ゴール7(クリーンエネルギー)、11(持続可能な都市)、12(持続可能な生産・消費)、14(海洋)、15(生態系・森林)など地球温暖化と関連が深いゴールも含まれています。

SDGsはそれぞれのゴールが相互に関連していることが強調されており、一見すると地球温暖化に関わりが浅いと思われるゴールも、分野を越えて取り組むことが必要とされています



図 4-29 SDGs 17のゴール

³¹ ESG投資:環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)要素も考慮した投資のことです。

³² 地域循環共生圏:地域が自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補充し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方をいいます。

³³ カーボンリサイクル:CO₂を炭素資源(カーボン)と捉え、これを分離・回収し、多様な炭素化合物として再利用(リサイクル)していくことです。

第3節 再生可能エネルギーの導入状況と課題

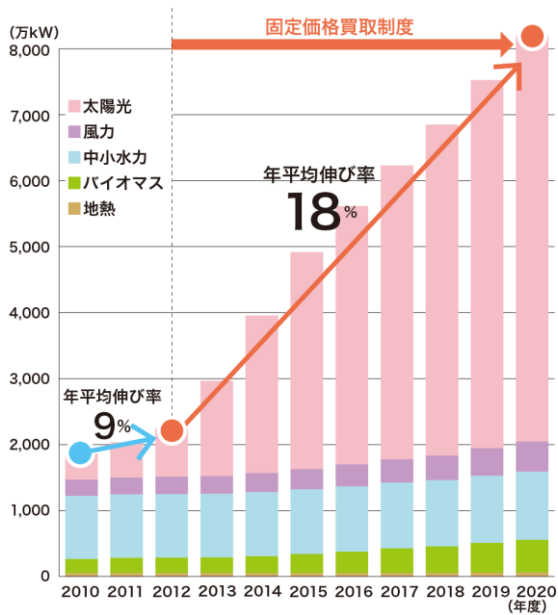
1 国内の状況等

(1) 導入状況

国内では、2012(平成24)年7月の固定価格買取制度(FIT)の導入以降、再エネの導入量は制度開始前と比較して年平均伸び率が9%から18%になるなど、急速に導入が拡大し、2019(令和元)年度の電源構成における再エネの割合は、全体の18%を占めています。

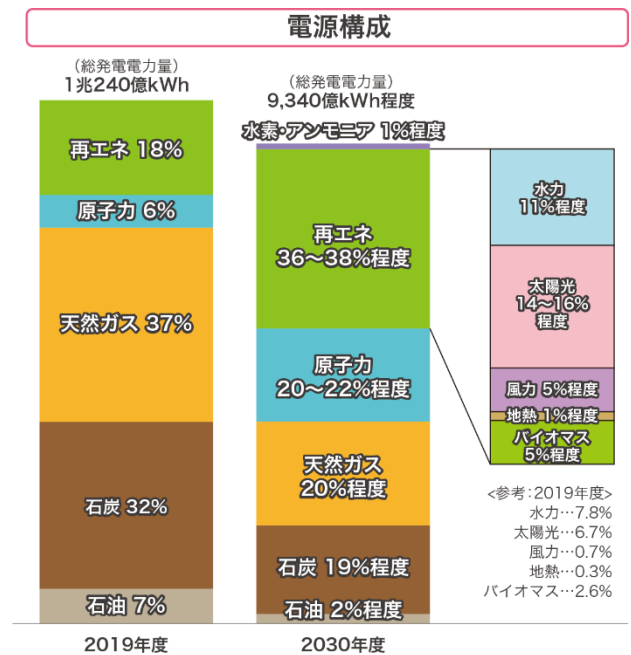
また、パリ協定以降、脱炭素化の機運の高まりから、RE100³⁴などの国際イニシアティブ³⁵を採用する企業等、再エネを積極的に調達する事業者も増加し、投資額も増加しています。

国は、2021(令和3)年10月に策定された「第6次エネルギー基本計画」においても、エネルギー政策の基本視点として、安全性を大前提に、エネルギー自給率の向上、エネルギーの脱炭素化、エネルギーコストの可能な限りの引き下げを掲げています。この原則の下、再エネの割合を36~38%程度とする2030(令和12)年度のエネルギー需給の野心的な見通し(エネルギーミックス)を実現するため、再エネの主力電源化や水素社会実現に向けた取組の抜本的強化を行っています。



出典:経済産業省「日本のエネルギー2021」

図 4-30 全国の再エネ設備容量の推移



出典:経済産業省「日本のエネルギー2021」

図 4-31 2030年度のエネルギー需給の野心的な見通し

³⁴ RE100(Renewable Energy 100%の頭文字): 事業活動に伴う電力を100%再エネで調達することを目指すものです。この他にも、事業活動に用いる自動車を100%EV等にするを目指す「EV100」や企業に科学的根拠に基づくCO₂排出量の削減目標を求める「SBT」などがあります。

³⁵ 国際イニシアティブ:2015年のパリ協定で合意された気候変動への目標達成を推進するため、企業が先導して政策や取組を進めること。国際イニシアティブに加盟することで、企業は気候変動への目標設定や情報開示を行い、投資家は企業の気候変動への取組状況を把握し、ESG投資の判断基準の一つにする動きが出てきています。

(2) 課題

従来から、再エネについては、気象条件による発電量の変動や設備のコスト高が課題として挙げられています。加えて、これらに対する国民負担（再エネ賦課金）の増大、安全面、防災面、自然環境や景観への影響、将来の設備廃棄等に対する地域の不安やFIT制度終了後の持続的な再エネ導入拡大の停滞への懸念などの課題が顕在化してきています。

再エネの種類別では、太陽光の導入が急激に拡大し、バイオマスについても、FITの認定量が増加しています。一方、立地制約の強い風力、水力等の電源の導入は限定的です。

今後、法規制への対応に加え、自然環境の保全や景観保持等の地域との共生を促しつつ、立地制約の強い電源も含めたバランスの取れた再エネの導入が求められます。

(3) 取組状況

国は、再エネの主力電源化に向けたFITの見直し議論の中で、再エネ導入の促進を図るため、発電に係るコストダウンの加速化やFITからの自立化などの検討を進めています。

こうした検討を踏まえ、競争力のある電源への成長が見込まれる大規模太陽光発電等の「競争電源」については、新たに市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付するFIP制度が2022(令和4)年4月から開始されるとともに、地域において活用されるバイオマスや小水力発電等の「地域活用電源」については、災害時における活用やエネルギーの地産地消に資するものとして評価・活用する仕組みの構築などが進められています。

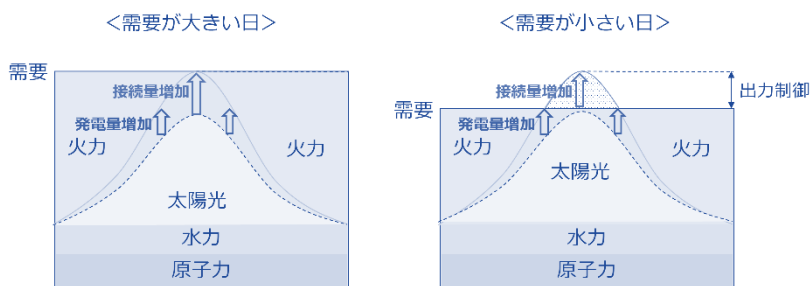
また、2022(令和4)年4月1日に施行された改正地球温暖化対策推進法では、地域の再エネを活用した地域脱炭素化事業を推進するための計画・認定制度が創設されています。

コラム 再エネ電源の変動と調整方法

電気は、需要と供給のバランスが崩れると、大規模な停電などを起こす恐れがあるため、常に発電所の発電量（出力）のバランスが保たれるよう調整が行われています。

太陽光発電などの一部の再エネの発電量は、季節や天候に影響を受けて変動するため、供給過剰となる場合、電力需給のバランスをとるため、発電量を抑える「出力制御」が行われることがあります。

こうした中、地域の太陽光発電や蓄電池、EVの「動く蓄電池」としての利用などの分散型エネルギー³⁶をIoT³⁷で統合的に制御して調整力として活用する「バーチャルパワープラント（VPP）」や電力を水素に変換して貯蔵する技術などの将来に期待が寄せられています。



出典：資源エネルギー庁

図 4-32 再エネ等の発電量と出力調整のイメージ

³⁶ 分散型エネルギー：太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電池など、比較的小規模で、地域に分散しているエネルギーのことです。

³⁷ IoT：Internet of Thingsの略。様々な「モノ」がインターネットに接続され、情報交換することで相互に制御する仕組みのことです。

2 県内の状況等

県では、これまで2013(平成25)年に策定した山口県再生可能エネルギー推進指針や同指針の内容を盛り込んだ山口県地球温暖化対策実行計画に2020(令和2)年度の導入目標を設定し、①地球温暖化防止、②産業振興、③地域振興、④災害時対応等に寄与する再エネの導入施策を展開してきました。

導入目標の達成状況は、目標11項目のうち、太陽光発電の導入量など6項目が「達成」であり、風力発電の導入量など残りの5項目については、「取組促進が必要」となっています。

引き続き、本県の有する地域特性や産業特性を活かした再エネの導入に取り組むとともに、国土強靱化³⁸、電力システム改革、水素利活用技術の進展など、社会環境の変化を踏まえ、導入する再エネの種類や手法を検討していく必要があります。

表 4-4 山口県の再エネ導入状況

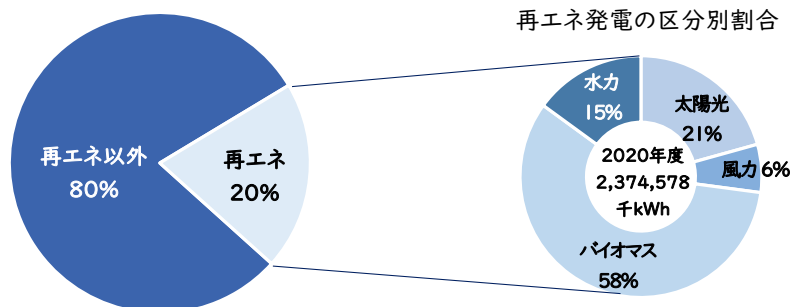
区分		基準 ^{※1}	導入状況	導入目標	達成状況 ^{※2}	
		2011年度	2020年度	2020年度		
発電	太陽光発電	一般家庭等	73,861 kW	623,306kW	225,000 kW	○
		メガソーラー	0 kW	529,573kW	100,000 kW	○
	風力発電	113,450 kW	118,950kW	220,000 kW	△	
	中小水力発電	107,225 kW	108,253kW	108,344 kW	○	
	バイオマス発電	80,166 kW	106,612kW	84,146 kW	○	
熱利用等	バイオマス熱利用	103件	154件	148件	○	
	太陽熱利用	10,231件	17,159件	20,000件	△	
	地中熱利用	227件	283件	500件	△	
	水素(水素ステーション)	0か所	1か所	4か所	△	
	電動車(新車に占める割合)	13%	36.9%	50%	△	
	EV急速充電器	12基	145基	130基	○	

※1 「山口県再生可能エネルギー推進指針」における基準年度

※2 表の進捗状況欄の記号は「○:達成」、「△:取組促進が必要」

出典:山口県環境政策課

電力需要に対する再エネ発電の割合



※1 県内で発電された再エネが県内ですべて使用されたと仮定

※2 太陽光発電は、10kW未満の設備に対し、自家消費分を加算

出典:資源エネルギー庁「都道府県別発電実績」をもとに県作成

図 4-33 山口県の再エネ発電実績

³⁸ 国土強靱化:大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進することです。再エネの導入促進による災害時の電力供給が可能な体制構築が進められています。

第5章 2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標等

第1節 温室効果ガス排出量の将来予測

1 将来推計の考え方

2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量は、2018(平成30)年度以降の世帯数や経済成長率（新型コロナウイルス感染症による社会経済情勢への長期的な影響を加味）等の活動量の増減傾向を踏まえて算定しています。

算定に当たっては、原則、現状以上の追加的な対策を講じないこと、つまり、エネルギー消費原単位とエネルギー種別排出係数※は現状のまま推移すると仮定しています（以下「現状すう勢ケース」）。

※ 電力の排出係数は、基準年度で固定

2 将来推計結果

将来推計の考え方に基づき算定した2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量の現状すう勢ケースは、4,046万t-CO₂となり、基準年度（2013(平成25)年度）と比べ6.1%の減少、現状（2018(平成30)年度）と比べ4.3%の減少となると見込まれます。

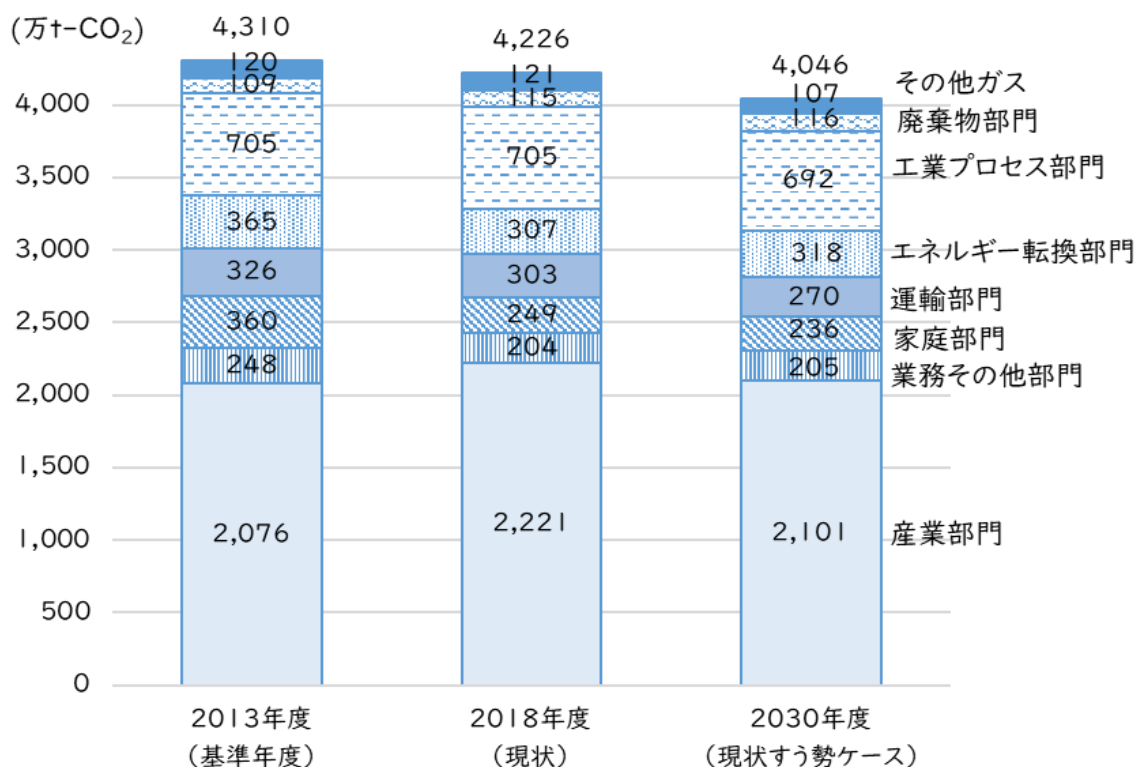


図 5-1 温室効果ガス排出量の現状と将来予測（現状すう勢ケース）

なお、部門別の将来推計方法の概要は、以下のとおりです。

表 5-1 部門別の将来推計方法及び増減傾向

ガスの種類		部門	将来推計方法	増減傾向	
二酸化炭素	エネルギー 起源CO ₂	産業	農林水産業	・「従業者数」のトレンドに基づき推計	→
			建設・鉱業	・「建築物着工面積」のトレンドに基づき推計	→
			製造業	・「製造品出荷額」のトレンドに基づき推計	→
		業務その他		・「業務用床面積」のトレンドに基づき推計	→
		家庭		・ 山口県人口ビジョンの将来推計値に基づき推計	↓
		運輸	自動車	・ 主要項目のトレンド「①ガソリン・LPG:各乗用車保有台数」 「②軽油:普通貨物車保有台数」に基づき推計	①↓ ②→
			鉄道	・ 山口県人口ビジョンの将来推計値に基づき推計	↓
			船舶	・ 主要項目のトレンド「①旅客:船舶乗員人数」「②貨物:港湾取扱貨物量」に基づき推計	①↑ ②↓
			航空	・ 「県内2空港の利用者数」のトレンドに基づき推計	↑
		エネルギー転換		・ 2030年度までの経済成長率に基づき推計※ (2016-2020:年率-0.95%、2021-2025:年率:1.4%、 2026-2030:年率0.2%)※	↑
	非エネルギー 起源CO ₂	工業プロセス		・ 「セメント製造量」のトレンドに基づき推計	→
		廃棄物	一般廃棄物	・ 焼却処理量のうち「廃プラスチック及び合成繊維量」のトレンドに基づき推計	→
			産業廃棄物	・ 減量化量のうち「廃油・廃プラ量」のトレンドに基づき推計	↓
廃棄物原燃料化			・ 「廃棄物の原燃料使用等」のトレンドに基づき推計	→	
その他 ガス	メタン		・ 主要項目のトレンド「①燃料の燃焼」「②一般廃棄物直接埋立 量、水田面積、肉牛・乳牛頭数」に基づき推計	①→ ②↓	
	一酸化二窒素		・ 主要項目のトレンド「①産業廃棄物(汚泥等)焼却量」「②自動 車走行距離、耕地面積、肉牛・乳牛頭数」に基づき推計	①→ ②↓	
	代替フロン 等4ガス	ハイドロフルオロカーボン類		・ 排出量のトレンドに基づき推計	↑
		パーフルオロカーボン類		- (県内での排出がない)	-
		六ふっ化硫黄		・ 排出量のトレンドに基づき推計	→
		三ふっ化窒素		・ 排出量のトレンド及び事業者ヒアリングに基づき推計	↓
	吸収量			・ 吸収源活動のトレンドに基づき推計	→

※(公財)日本経済研究センター「中期経済予測データ」をもとに県算定

第2節 温室効果ガス排出量の削減目標

1 目標設定の考え方

脱炭素社会の実現に向けて、国と県を対応させた省エネ対策や再エネの導入促進などの排出削減対策による2030(令和12)年度の温室効果ガス削減量及び、森林整備の推進などの吸収源対策による温室効果ガス吸収量から温室効果ガス排出量の削減目標を設定します。

なお、県の排出削減対策による各部門の温室効果ガス削減量の見込みは、国の地球温暖化対策計画に対応した取組による削減量として、県の活動量(製造品出荷額、業務延床面積、世帯数等)で按分した値に、県内の再エネ導入状況、国の第6次エネルギー基本計画で示されている電源構成を見据えた供給源対策や、やまぐち産業脱炭素化戦略の取組などの県内の動向等を踏まえて試算しています。

2 削減目標

本県の温室効果ガス排出量の削減目標を、以下のとおり設定します。

**温室効果ガス排出量を2030(令和12)年度において、
2013(平成25)年度レベルの35.1%削減を目指します。**

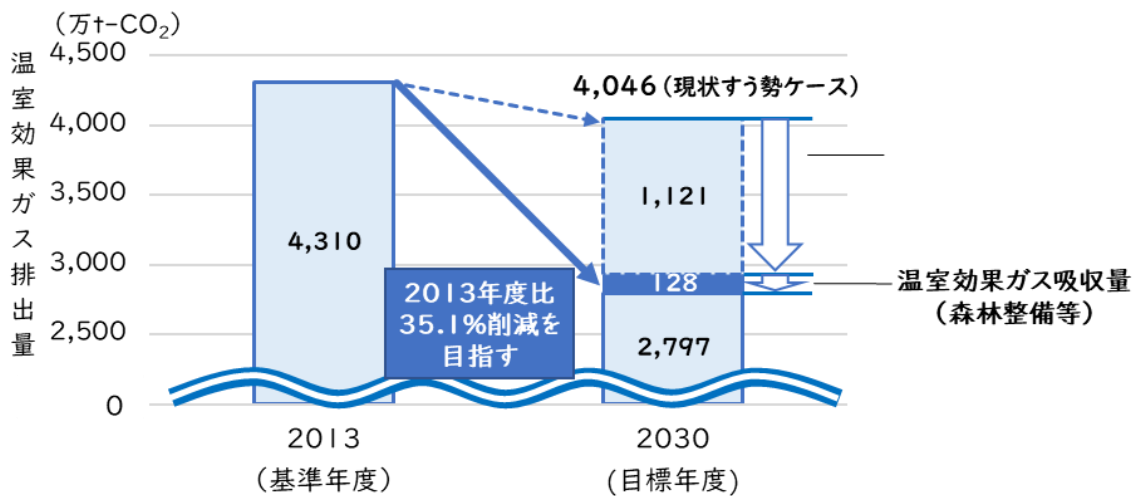


図 5-2 温室効果ガス削減目標

削減目標については、基準年度である2013(平成25)年度の排出量(4,310万t-CO₂)と、2030(令和12)年度における温室効果ガス削減量(1,121万t-CO₂)・吸収量(128万t-CO₂)の見込みを現状すう勢ケース(4046万t-CO₂)から差し引いた排出量(2,797万t-CO₂)とを比較した削減割合(35.1%)です。

また、温室効果ガス排出量全体に対する各分野の削減割合等目安は次のとおりです。

表 5-2 2030年度の各部門の温室効果ガス排出量等の目安

(単位:万t-CO₂)

部門・分野	2013年度 (基準年度) ①	2018年度 (現状)	2030年度排出量の目安				国の地球温暖化 対策計画で示され ている削減割合			
			現状 すう勢 ケース	国の地球温暖化対策 計画に対応した取組 の対策後 ②	②+県内の動 向等を踏まえた 対策後 ③	基準年度比 (③/①-1)× 100				
二酸化炭素	エネルギー 起源CO ₂	産業部門	2,076	2,221	2,101	1,651	(▲20.5%)	1,523	▲26.7%	▲38%
		業務その他部門	248	204	205	119	(▲52.1%)	118	▲52.5%	▲51%
		家庭部門	360	249	236	121	(▲66.4%)	120	▲66.7%	▲66%
		運輸部門	326	303	270	194	(▲40.7%)	192	▲41.2%	▲35%
		エネルギー転換部門	365	307	318	240	(▲34.2%)	192	▲47.4%	▲47%
	非エネルギー 起源CO ₂	工業プロセス部門	705	705	692	691	(▲2.1%)	619	▲12.3%	▲15%
		廃棄物部門	109	115	116	91	(▲16.1%)	89	▲18.1%	▲11%
その他 ガス	メタン	32	28	22	20	(▲37.8%)	20	▲36.7%	▲17%	
	一酸化二窒素	44	43	40	39	(▲11.5%)	39	▲11.4%	▲44%	
	代替フロン等4ガス	45	51	45	13	(▲70.7%)	13	▲70.9%	▲42%	
計	4,310	4,226	4,046	3,179	(▲26.3%)	2,925	▲32.2%	-		
吸収源対策	-	-	-	▲127	-	▲128	-	-	▲46%	
合計	4,310	4,226	4,046	3,051	(▲29.2%)	2,797	▲35.1%	▲46%		

※1 県の目標設定に対する吸収源対策として、基準年度には排出量のみをカウントし、目標年度には排出量から吸収分を差し引く、国と同様の計算方法(グロスネット方式)を採用しています。

※2 県の削減目標は、本県で高い排出割合を占めている産業部門及び工業プロセス部門(非エネルギー起源CO₂)の削減割合が、他の部門と比べて低く設定されていることにより、国目標(46%)よりも低い値となっています。
(26ページの部門別温室効果ガス排出量の状況を参照)

※3 四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

表 5-3 各部門の温室効果ガス削減量・吸収量の見込み

対策項目/部門	各部門の主な対策	削減量 (万t-CO ₂)	
排出削減 対策	産業部門	・高効率な省エネ機器の導入、普及 ・カーボンニュートラル行動計画の取組の実施 ・やまぐち産業脱炭素化戦略の推進 等	578
	業務その他部門	・高効率な省エネ機器の導入、普及 ・トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上 ・省エネ診断 ³⁹ やBEMS ⁴⁰ の活用によるエネルギー管理の徹底 等	87
	家庭部門	・住宅の省エネ化の推進 ・高効率な省エネ機器の普及 ・HEMS ⁴⁰ ・スマートメーター ⁴¹ 等のエネルギーの「見える化」による管理の実施 等	117
	運輸部門	・電動車の導入促進 ・鉄道・船舶輸送に転換するモーダルシフトの促進 ・公共交通機関及び自転車の利用促進 等	78
	エネルギー転換部門	・火力発電の高効率化 等	126
	工業プロセス部門	・セメント製造時のCO ₂ 排出原単位の減少 等	73
	廃棄物部門	・廃棄物処理における取組 等	27
	その他ガス (CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃)	・農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策 ・ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進 ・フロン類の漏えい防止や廃棄時の回収推進 等	35
	小計		1,121
吸収源対策	吸収源対策	・森林吸収源対策 等	128
合計		1,249	

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

³⁹ 省エネ診断:ビルなどの施設を省エネの専門家が診断し、現状把握と光熱費やCO₂を削減する改善提案を行うことをいいます。

⁴⁰ BEMS、HEMS:EMSはEnergy Management Systemの略で、センサーやICTの技術を活用して、エネルギー管理を行い、省エネを行うシステムのことをいいます。BEMS(ベムス)は「ビル(Building)」、HEMS(へムス)は「家庭(Home)」を管理することを示します。

⁴¹ スマートメーター:電気使用量をリアルタイムで自動検針し、通信機能も備えた電力メーターのことをいいます。

第3節 再生可能エネルギーの導入目標

1 目標設定の考え方

再エネの導入目標は、第4章第3節に示した国の「第6次エネルギー基本計画」や県内の再エネ導入実績等を踏まえて、再エネの発電出力と熱利用等に大別して設定します。

2 導入目標

(1) 再エネの発電出力

本県の再エネの発電出力の導入目標は、以下のとおりとします。

なお、再エネの発電出力とは、太陽光発電、風力発電、中小水力発電及びバイオマス発電の出力の合計値です。

表 5-4 導入目標

区分	単位	2013年度 (基準年度)	2021年度 (現状)	2030年度 (目標年度)
再エネの発電出力	kW	547,057	1,776,835	3,000,000

(2) 再エネの熱利用及びその他エネルギーの高度利用

本県の再エネ熱利用及びその他エネルギーの高度利用⁴²の導入目標は、以下のとおりとします。

燃料電池等の燃料や再エネの利活用におけるエネルギー貯蔵媒体としての水素の利用や駆動用バッテリーを活用したエネルギー貯蔵媒体(蓄電池)としてのEVの利用が見込まれます。

表 5-5 導入目標

区分		単位	2013年度 (基準年度)	2021年度 (現状)	2030年度 (目標年度)
熱利用	太陽熱利用	件	13,095	17,588	25,000
	地中熱利用	件	253	284	350
その他 エネルギー の高度利用	ガスコージェネレーション システム ⁴³	台	734	2,875	5,200
	燃料電池自動車等の導 入台数	台	—	35	700
	EV保有台数	台	634	1,721	20,000

⁴² エネルギーの高度利用:天然ガスコージェネレーション、燃料電池等の再エネには含まれないものの、再エネの普及、エネルギー効率の飛躍的向上、エネルギー源の多様化に資する技術です。

⁴³ ガスコージェネレーションシステム:ガスの燃焼や燃料電池技術により発電しながら給湯もできる高効率なシステムのことです。

第4節 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定に関する環境配慮基準

地球温暖化対策推進法第21条第6項の規定に基づく地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)の設定における県基準を別冊「促進区域の設定に関する基準」において定めることとします。なお、別冊「促進区域の設定に関する基準」では、主に県基準に係る次の項目を定めることとします。

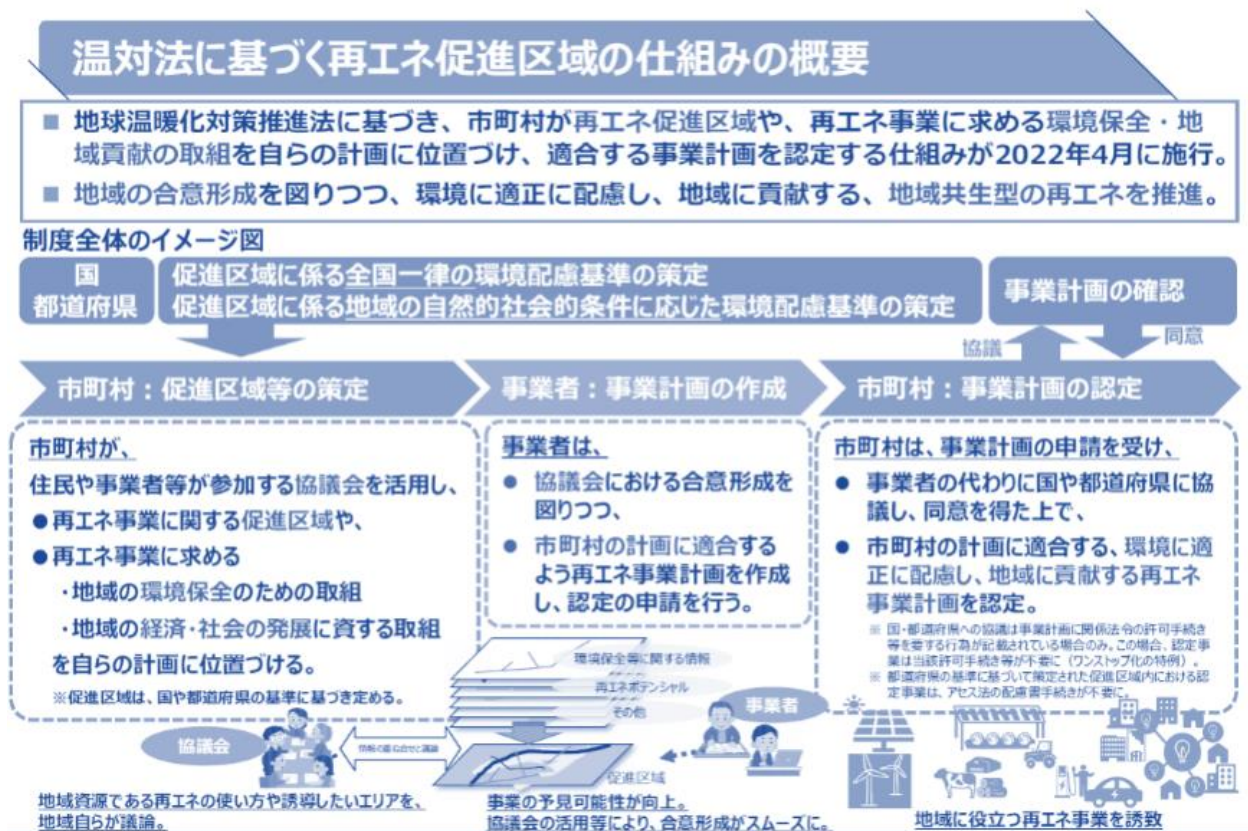
1 基本的事項

- (1) 基準策定の趣旨
- (2) 県基準の位置づけ

2 基準

- (1) 県基準の基本的考え方
- (2) 対象となる地域脱炭素化促進施設及び県基準

3 基準の見直しについて



出典：再生可能エネルギー発電設備の適切な導入及び管理のあり方に関する検討会提言(案)(環境省)

図 5-3 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度の概要

第1節 各主体の取組の方向性

地球温暖化は、県民一人ひとりの日々の生活から事業者を中心とした社会経済活動に至るまで、あらゆる活動が関係しています。

このため、国の地球温暖化対策計画等の温室効果ガス削減目標に関する施策に呼応し、県の温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて、県民、事業者、NPO等民間団体、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に密接に連携・協働して、総合的かつ計画的に対策を推進していくことが重要です。

また、地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動を向上させる観点から、エネルギーを効率よく使う「省エネルギー」や、再エネなどの自ら電気や熱を創る「創エネルギー」、蓄電池等にエネルギーを貯蔵して必要な時に活用する「蓄エネルギー」の組み合わせにより、地域内のエネルギー利用の最適化を図る「省エネルギー・創エネルギー・蓄エネルギー（以下「省・創・蓄エネ）」の取組が重要です。

脱炭素社会の実現に向けて、それぞれの立場が、「知る」「気づく」「実践する」「継続・発展する」という視点で、脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着を図るとともに、省・創・蓄エネ設備やEV等を多角的に利活用し、地域全体として温暖化対策を拡充・展開することが求められています。

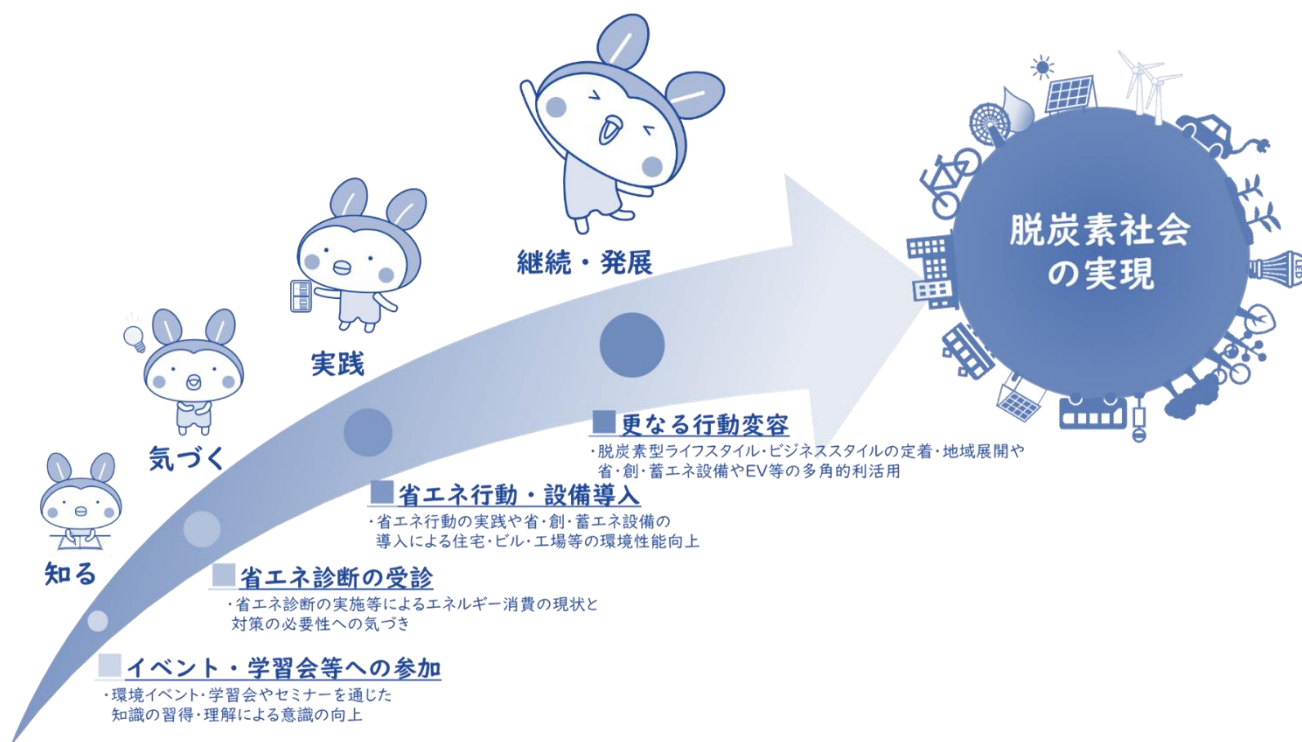


図 6-1 脱炭素社会の実現に向けたイメージ

1 各主体の基本的な取組の方向性

各主体の基本的な取組の方向性は、次のとおりです。

1 県民

県民は、地球温暖化対策への関心と理解を深め、積極的に省エネ・節電等の実践行動や再エネ等の環境配慮技術の活用などライフスタイルの脱炭素化に取り組むとともに、地球温暖化防止活動への参加など各主体と連携した取組を実施します。

2 事業者

事業者は、自らの社会的責任を認識し、省エネ・再エネなどの環境配慮技術の開発・活用や自らの製品・サービスのライフサイクル全体（資源採取から生産、流通・消費、廃棄・リサイクル）の定量的な評価など、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減とビジネススタイルの脱炭素化に取り組むとともに、従業員に対する地球温暖化対策教育の実施に努めます。

3 NPO等民間団体

NPO等民間団体は、地域の人と人、組織と組織をつなげる重要な機能を有しており、社会状況や県民のニーズに適した手法により、県民及び事業者に対し、地球温暖化対策に資する実践行動を促すための普及啓発等に取り組めます。

4 行政

(1) 市町

市町は、地域住民に身近な基礎自治体として、地域の実情に応じたきめ細かな対策を実施します。また、各市町の地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、自らが率先的な取組を行うとともに、県、山口県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員等と連携し、市町民や事業者の活動促進に向けた支援を行います。

(2) 県

県は、区域内の温室効果ガスの排出削減や気候変動への適応を推進するため、山口県地球温暖化対策実行計画を策定し、緩和策と適応策を両輪とする総合的かつ計画的な施策を推進するとともに、市町、山口県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員等と連携し、県民や事業者等の活動促進を行います。

また、県庁の事務・事業から発生する温室効果ガスの削減等を推進するため、山口県庁エコ・オフィス実践プランに沿った自らの率先的な取組を強化します。

2 各主体に期待される取組

具体的には、各主体の次のような取組が期待されます。

(1) 県民(家庭)

家庭では、一人ひとりが、電力、ガス、灯油、ガソリン等のエネルギー消費量やごみ排出量の削減、節水等の取組に対し、意識した行動をすることが大切です。

■ 省エネ行動の実践や省エネ家電への買換え

家電製品は、日々、効率化、省エネ化が進み、また、多様化しており、これらの使用による快適な生活を維持しつつ、エネルギー消費量を削減するためには、省エネ行動や省エネ家電への買換えが有効です。フロンガスが使われている冷蔵庫やエアコンなどの買換えの際には、古い家電を正しく処分することで、フロンガスの漏れも防ぐことができます。

すぐにできる省エネ

- ・2050ゼロカーボン・チャレンジ～ぶちエコやまぐち県民運動～への参加
- ・省エネ情報の積極的な入手や省エネ・節電の実践
- ・地場製品、耐久性に優れた製品の長期使用や詰替え商品の購入、簡易包装の選択
- ・廃棄物の発生抑制・資源の再使用・再生利用(3R)の推進
- ・できるだけ少ない配達回数での荷物の受取りなど、物流の負荷低減に向けた協力
- ・リサイクル運動、森林づくりなど地域の環境イベントや環境学習への参加 等

タイミングに合わせた省エネ家電の導入や家電の適切な取り扱い

- ・買換え時などにおける省エネ家電や高効率給湯器、LED照明、ノンフロン製品の選択
- ・冷蔵庫やエアコンなど、フロン類を含む製品の適正な取扱い 等

■ 環境負荷の少ない家づくりや再エネの利活用

家づくりやリフォームの段階から、エネルギー使用の削減に取り組むことが有効です。省・創・蓄エネ設備の導入や断熱性能を高めることによる住宅性能の向上により、災害に強く、健康で快適に暮らせる家づくりにもつながります。また、県産木材を建材等として利用することで、適度に森林が更新され、CO₂の吸収量が増加します。

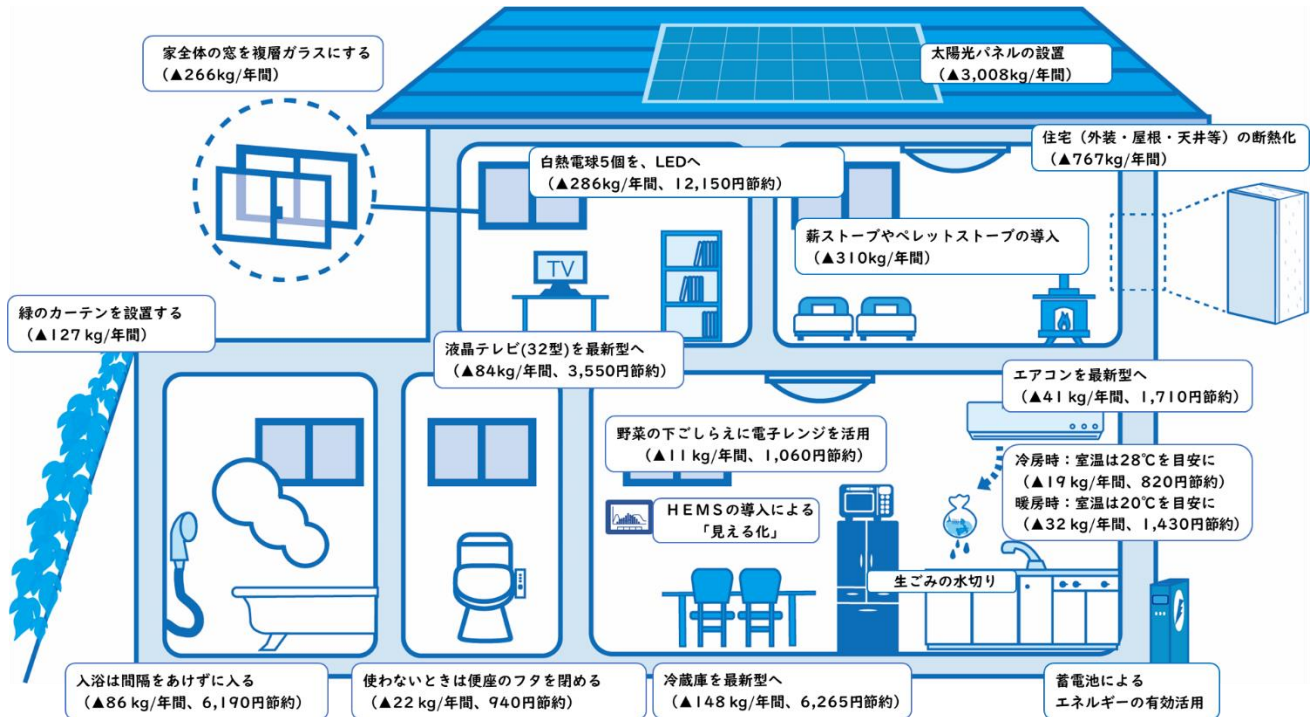
- ・新築時のZEH等の選択や省エネ住宅への改修の実施
- ・太陽光、太陽熱等の再エネの導入
- ・蓄電池等によるエネルギーの有効活用やHEMS導入による節電行動の促進
- ・再エネ由来電力の選択
- ・住宅の木造化等による県産木材の利用 等

■ 自動車に関する取組

自動車と徒歩や自転車、公共交通機関などを上手に使い分けることにより、移動時のCO₂の排出を抑えることができます。自動車の運転時は、エコドライブを心がけることも必要です。

- ・公共交通機関や自転車の積極的な利用、エコドライブの実施
- ・買換え時などにおける電動車の選択 等

《県民の省エネ取組例と効果》



出典：資源エネルギー庁省エネポータルサイト、経済産業省「省エネ性能カタログ2019年版」、環境省「しんきゆうさん」、板ガラス協会「住宅窓断熱化による省エネルギー効果（LOW-E複層ガラスによるCO₂排出量削減）」、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編」、横浜市環境科学研究所「緑のカーテンによる省エネ及びCO₂削減効果の試算」一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター「エネルギー消費性能計算プログラム」を参考に作成

図 6-2 家庭の省エネ取組例 (CO₂削減効果及び節約効果)

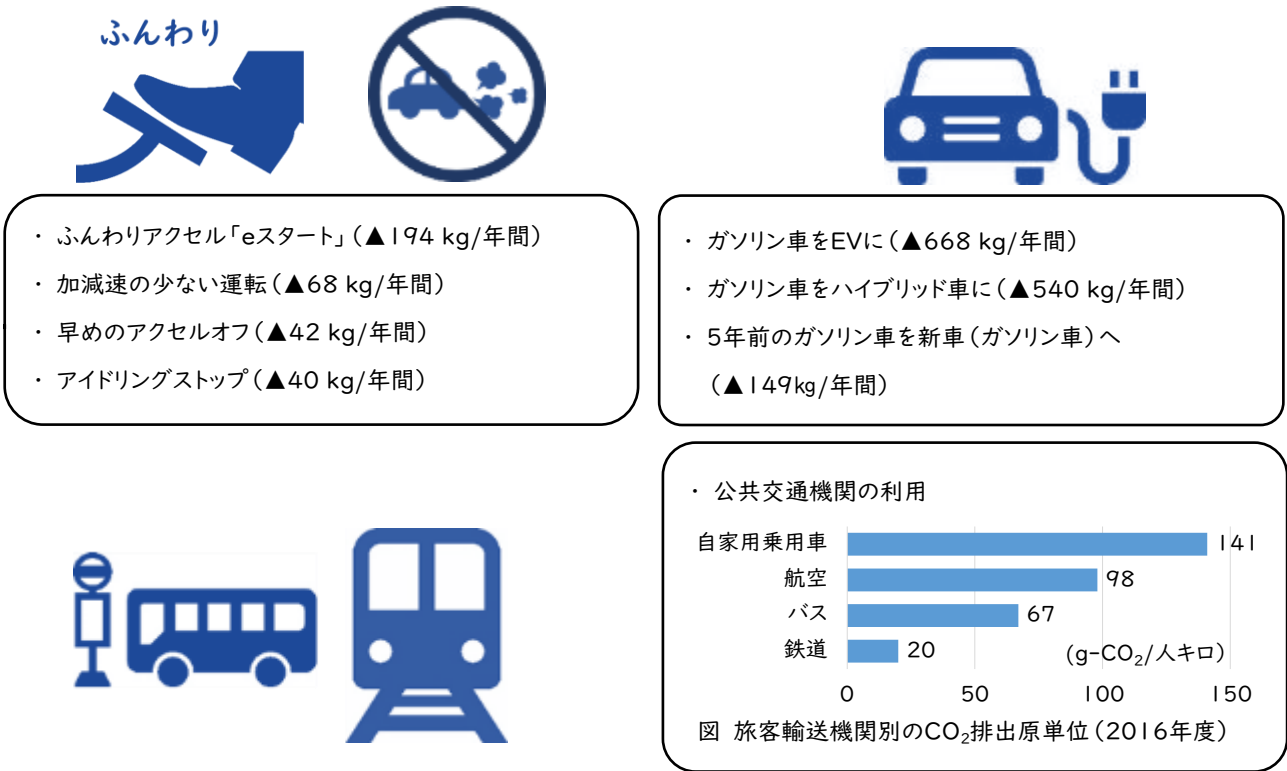


図 6-3 移動の省エネ取組例 (CO₂削減効果)

出典：資源エネルギー庁省エネポータルサイト、国土交通省「自動車燃費一覧」、自動車メーカーHP

(2) 事業者(事務所、工場、店舗、施設)

事業所などでは、電力や化石燃料の消費量削減等に取り組むことが大切です。

■ 省エネ行動の実践や省エネ機器・設備への買換え

事務所や店舗、施設では、高効率の給湯・空調設備への更新、工場では、使用する設備・機器類の省エネ機器への更新、工程の見直しによる生産効率の向上などによる取組があります。

すぐにできる省エネ

- ・2050ゼロカーボン・チャレンジ～ぶちエコやまぐち県民運動～への参加(ぶちエコやまぐち宣言事業所への登録等)
- ・従業員などへの呼びかけ・オンラインなどを活用した地球温暖化対策教育
- ・環境マネジメントシステム等の導入やエネルギー管理の徹底
- ・省エネ診断の受診による取組状況や省エネ余地の把握
- ・廃棄物の発生抑制・資源の再使用・再生利用(3R)の推進
- ・製品製造時の環境配慮設計の推進等

タイミングに合わせた省エネ設備の導入や未利用エネルギー・再エネの利活用

- ・建築物の改修時における照明や空調などの設備の高効率化の実施
- ・買換えなどにおけるトップランナー制度対象機器の採用など省エネ設備の導入
- ・複数の施設・建物における電力、熱などのエネルギー融通や熱エネルギーを温度帯に応じ、様々な用途に段階的に使用する等の未利用エネルギーの活用
- ・再エネ由来電力やJ-クレジット等の認証制度の利用等

■ 建築物に係る性能の向上や環境負荷低減の取組

建物の設計段階から、エネルギー使用の削減に取り組むことが重要です。省・創・蓄エネ設備の導入や断熱性能の向上などにより、建築物性能の向上や災害時への対応強化にもつながります。また、県産木材を建材等として利用することで、適度に森林が更新され、CO₂の吸収量が増加します。

- ・ZEB等、高性能建築物の選択や省エネ改修
- ・太陽光パネル、地中熱等の再エネの導入
- ・蓄電池等によるエネルギーの有効活用やBEMS導入による節電行動の促進
- ・敷地内緑化の推進
- ・店舗や事務所等の非住宅建築物の木造化等による県産木材の利用等

■ 自動車に関する取組

エコドライブを心がけるとともに、電動車などへの転換を図ることが重要です。製品輸送をトラック等から環境負荷の小さい鉄道・船舶へ転換したり、トラック輸配送の共同化や輸送網の集約等で物流を効率化することも有効です。

- ・エコドライブの習慣化や買換えなどにおける電動車の選択
- ・ノーマイカーデーの実施(自家用車通勤者の公共交通利用や自転車活用の呼びかけ)
- ・製品輸送のモーダルシフトや共同輸配送等、輸送の効率化

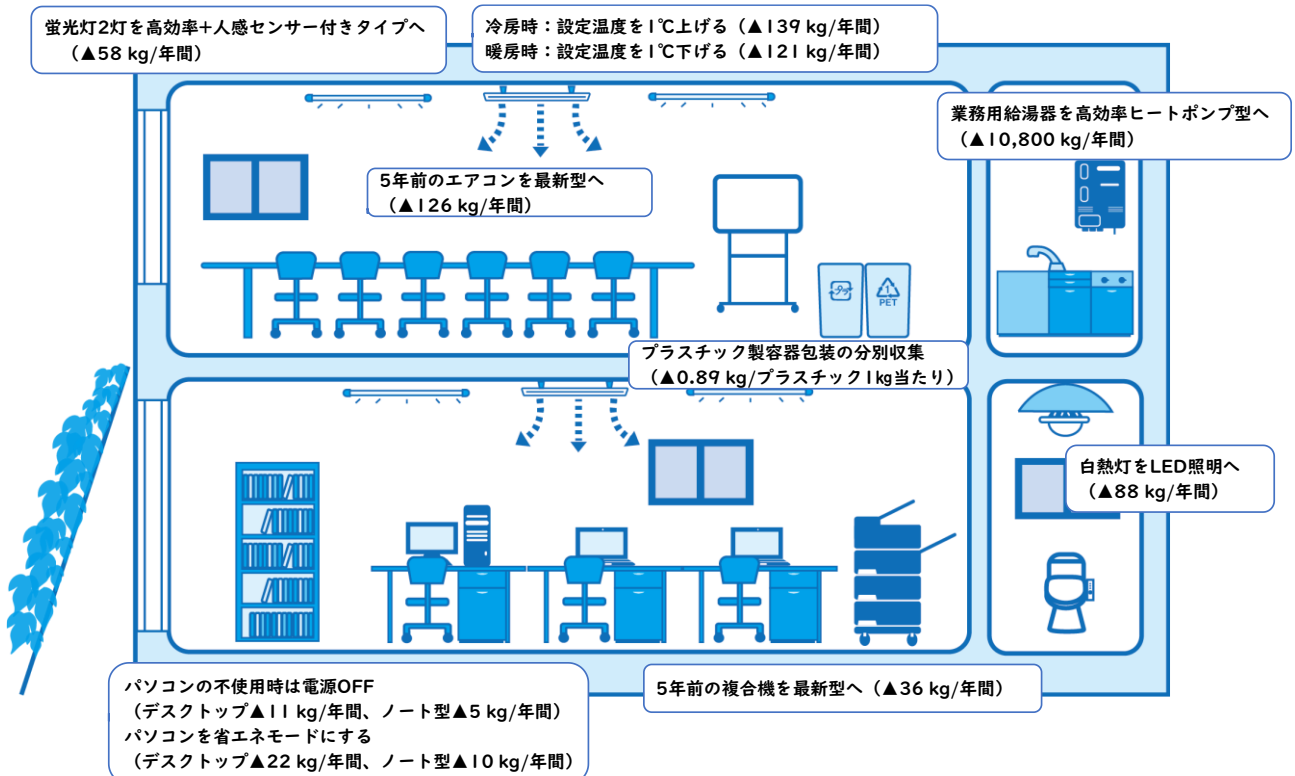
■ フロン類の排出抑制の取組

フロン類は業務用冷蔵・冷凍機器やエアコン(自動車を含む)などに使用されており、大気中に漏れいしないよう、フロン排出抑制法等に基づき適正に管理又は廃棄等することが定められています。

- ・ノンフロン製品の選択

・業務用冷蔵設備やエアコンなどのフロン類使用製品の適正な取扱い

《事業者の省エネ取組例と効果》



出典：環境省HP「みんなで節電アクション」、メーカーHP、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編」、一般社団法人日本照明器具工業会パンフレット「照明器具リニューアルのおすすめ」、資源エネルギー庁HP「省エネ性能カタログ」を参考に作成

図6-4 事業者（オフィス）の省エネ取組例（CO₂削減効果）

表 6-1 事業者（工場等）の省エネ取組例

省エネ対策項目		内容	コスト	CO ₂ 排出削減効果
組織体制	組織体制の整備	省エネ担当者の配置、目標や方法の設定、取組状況の点検	-	-
	エネルギー等の消費量の把握	電力会社等の請求書等の前年度との比較検証	-	-
運用対策	照明・空調設備	こまめなON/OFF、冷暖房温度の推奨値設定	-	少
	産業設備	5S（整理整頓）の実施	-	少
	生産設備全般	運転方法ルール化と不使用時停止	-	少
	コンプレッサ設備	吐出圧力適正化	-	中
	ボイラ設備	不要系統への蒸気供給停止	-	少
	給排水設備	水道メーター等での漏水点検	-	少
保守管理	生産設備	動力伝達部の定期的な点検	-	少
	空調設備	フィルターの定期的な清掃・点検	小	中
	コンプレッサ設備	空気系統エア漏れ補修	小	大
	ボイラ設備	蒸気系統の蒸気もれ補修	小	大
設備導入	設備導入	高効率照明・空調、インバーター等の採用	大	大
	配管設備	蒸気系統の保温	中	中

出典：東京商工会議所「省エネ実践ガイドブック」

(3) NPO等民間団体

社会全体での温室効果ガスを着実に削減するため、県民及び事業者に実践行動を促すよう普及啓発等に取り組むことが大切です。

- ・2050ゼロカーボン・チャレンジ～ぶちエコやまぐち県民運動～への参加・理解促進
- ・NPO等民間団体や所属する個人の率先した省エネ行動の実施や取組効果の情報発信
- ・県民が取り組みやすい省エネ活動の創出や取組の定着・普及・拡大
- ・地域社会の課題の共有や解決に向けたアイデアの提供・実現による対策強化などへの支援 等

(4) 行政

① 市町

市町民及び事業者の実践行動を促すため、自ら率先実行するとともに、普及啓発等に取り組むことが重要です。

- ・地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定及び推進による率先実行
- ・市町の事務事業全般にわたる先進的な温暖化対策、環境マネジメントシステムの実施
- ・公共建築物の木造化等の推進
- ・公共施設等における再エネの率先導入
- ・公用車として電動車等の率先導入
- ・地域脱炭素促進事業に関する事項を定めた地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定及び推進による地域の脱炭素化の推進
- ・地域脱炭素ロードマップに基づく、地域特性に応じた脱炭素先行地域の創出など、積極的な地域の脱炭素化の推進
- ・地域の環境イベントの実施や2050ゼロカーボン・チャレンジ～ぶちエコやまぐち県民運動～への参加・理解促進活動
- ・スマートコミュニティ等の地域内エネルギーの有効活用の推進・支援
- ・広報誌による情報提供や地球温暖化防止活動推進員と連携した啓発活動
- ・脱炭素型の地域交通ネットワークの整備
- ・ノーマイカーデーや移動時の公共交通機関の積極的利用、公用車運転時のエコドライブの実施
- ・市町民や事業者、関連団体と協働した温暖化対策の仕組みづくり 等

② 県

県民及び事業者の実践行動を促すため、自ら率先実行するとともに、関係者との連携・協働による普及啓発等に取り組むことが重要です。

- ・山口県地球温暖化対策実行計画の策定及び推進による率先実行
- ・県の事務事業全般にわたる先進的な温暖化対策、環境マネジメントシステムの実施
- ・公共建築物の木造化等の推進
- ・公共施設等における再エネの率先導入
- ・公用車として電動車等の率先導入及びゼロカーボン・ドライブの実施
- ・2050ゼロカーボン・チャレンジ～ぶちエコやまぐち県民運動～の展開
- ・地域の環境イベントや環境学習の支援・実施
- ・山口県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した啓発活動
- ・市町、地球温暖化対策地域協議会等と連携した情報発信やノウハウの共有
- ・県民への温暖化診断の実施や省・創・蓄エネ設備への補助などによる温暖化防止対策の推進
- ・地球温暖化防止活動や3R⁴⁴活動などに取り組む団体、個人、事業所の表彰
- ・「ぶちエコアプリ」などのICTを活用した省エネ活動支援の実施
- ・事業者への省エネセミナーの実施や省エネ対策に関する専門家派遣の実施
- ・事業者の再エネ電力の利用拡大に向けた支援の実施
- ・県産業技術センターなどでの地球温暖化対策に関する調査・研究
- ・市町における地球温暖化対策実行計画の策定に向けた情報提供 等

⁴⁴ 3R(スリーアール):リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)の言葉の頭文字Rをとって3R(スリーアール)といいます。

第2節 各主体の取組指標

温室効果ガス排出量を削減するには、各主体が自主的に削減への取組や役割に関心を持ち、行動していくことが重要です。

このため、各主体の省エネ等の取組状況を把握し、具体的な行動を促すため、取組の目安となる指標を設定します。

1 取組指標設定の考え方

取組指標は、県民（家庭）及び事業者（事務所、工場等）の各主体について、それぞれが省エネ等の取組状況を把握し、具体的な行動を実践できるよう、主体ごとに設定します。

指標は、電力等の排出係数による影響を除いた、分かりやすく、取組の効果を実感しやすい「1世帯当たりのエネルギー消費量」などを用います。

2 取組指標

各主体の取組指標ごとの2030(令和12)年度の目安となる削減率(2013(平成25)年度比)を以下のとおり設定します。

表 6-2 各主体の取組指標と2030年度の削減率(目安)

主体	取組指標	単位	目安となる削減率※1
県民	1世帯当たりのエネルギー消費量	GJ/世帯	44%削減 (39 → 22)
	乗用車1台当たりのガソリン燃料消費量	L/台	46%削減 (768 → 412)
	1人1日当たりの家庭排出ごみ量※2	g/人・日	17%削減 (556 → 462※3)
事業者	業務用延べ床面積当たりのエネルギー消費量	GJ/m ²	31%削減 (1.8 → 1.3)
	製造業の付加価値額※4当たりのエネルギー消費量※5	GJ/百万円	33%削減 (190 → 126)
	乗用車1台当たりのガソリン燃料消費量【再掲】	L/台	46%削減 (768 → 412)

※1 2013年度及び2030年度における数値を下段()内に記載しています。

※2 家庭から排出されるごみのうち、資源回収されるものを除いたごみ量を1人1日当たりに換算します。

※3 山口県循環型社会形成推進基本計画(第4次計画)での2025年度の目標値であり、2030年度の目標値は、山口県循環型社会形成推進基本計画(第5次計画)で設定する予定です。

※4 企業が事業活動によって生み出した価値です。

※5 経済状況や為替等の影響による変動幅が大きいため、3年間の後方移動平均で算出します。

※6 四捨五入の関係で、目安となる削減率と合わない場合があります。

■各主体と部門ごとの温室効果ガス排出量の関係

国や県で毎年度公表している温室効果ガス排出量は、各主体の区分とは異なり、部門別に示されています。

例えば、県民の日常生活に関するエネルギー消費は「家庭部門」に、自家用車を含めた自動車などによる輸送や交通に係る排出は「運輸部門」に、ごみに係る排出は「廃棄物部門」に振り分けて計上されます。

各主体と部門の関係は以下のとおりです。

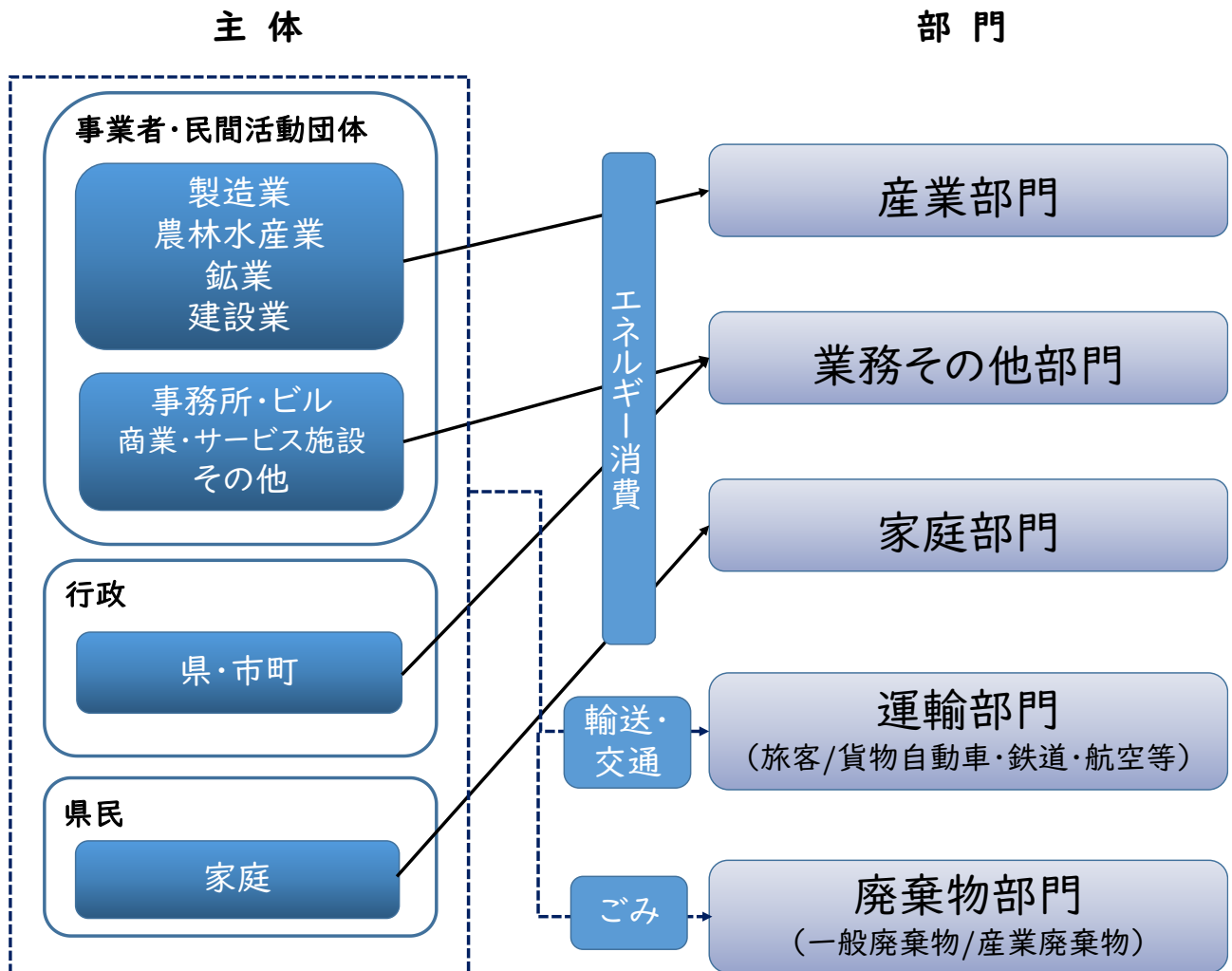


図 6-5 各主体と部門ごとの排出の関係

第3節 施策の展開

1 施策の体系

本県では、緩和策について、次の施策体系に沿って取り組んでいきます。

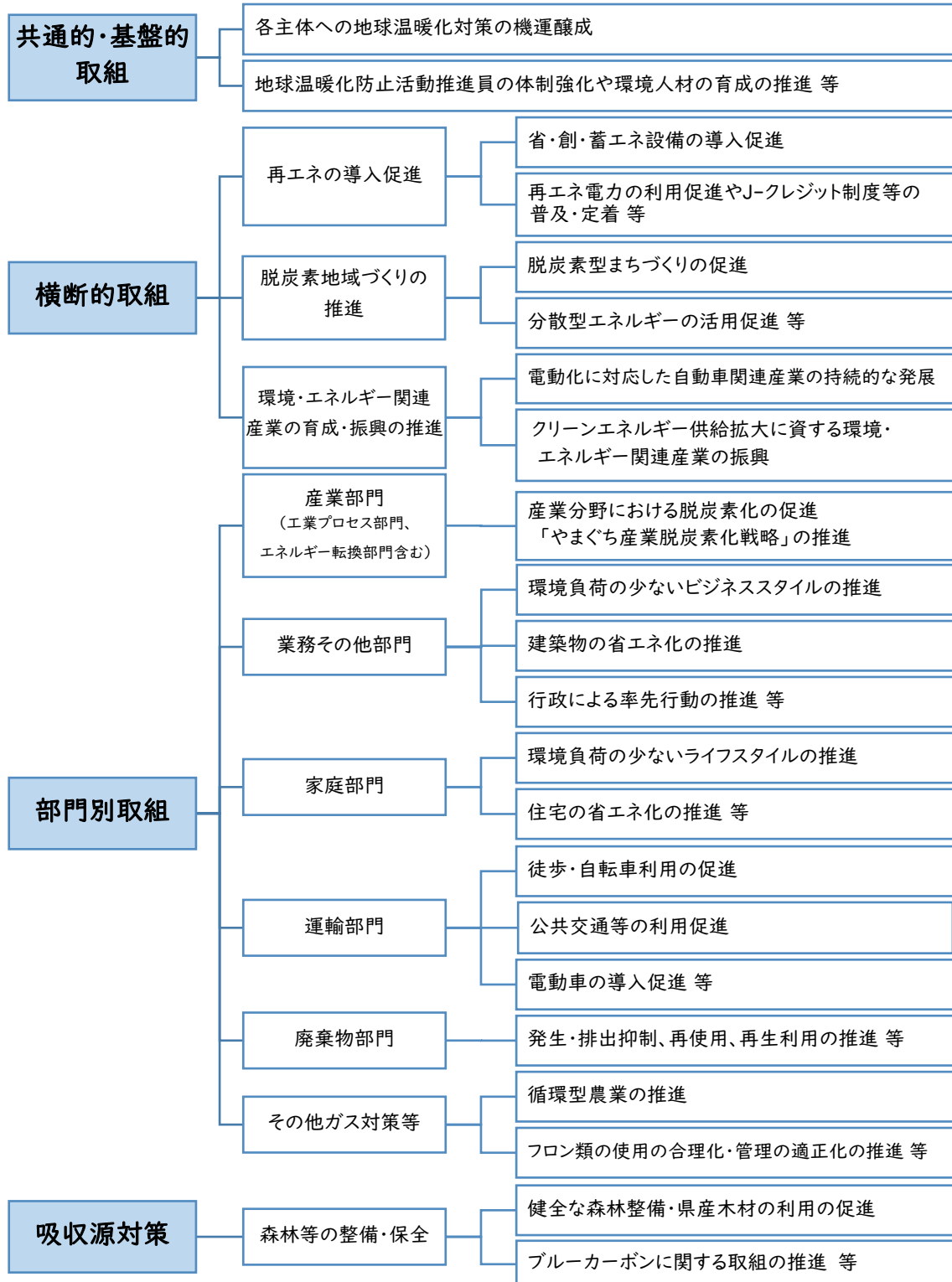


図 6-6 施策体系(緩和策)

2 温室効果ガスの排出削減対策と吸収源対策

本計画では、前回計画の対策を継続しつつ、ICT技術の進展等、社会状況に応じたアプローチにより対策を強化するとともに、あらゆる部門に寄与するIoTやAI⁴⁵を活用した地域内エネルギーの有効利用に向けた基盤整備などを推進し、地域全体の脱炭素化を図ります。

(1) 共通的・基盤的取組

○ 各主体への地球温暖化対策の機運醸成

- ・ 大幅な省エネの実現に向けた、脱炭素社会づくりに貢献する「製品」「サービス」「ライフスタイル」の賢い選択(COOL CHOICE)を推進する国民運動を踏まえ、地域や家庭、職場、学校等における省エネ・節電等の実践行動を促すため、県民・NPO等民間団体・事業者・行政で構成される「環境やまぐち推進会議⁴⁶」と連携・協働し、「ぶちエコやまぐち」を合言葉とした県民運動として、2050ゼロカーボン・チャレンジの情報発信を行うことにより取組の普及・定着を図ります。
- ・ 地球温暖化に係る情勢や最新技術の動向、県内の温室効果ガスの排出量などの情報を的確に把握し、多様な情報発信ツールを用いてわかりやすく提供することにより、県民や事業者の地球温暖化問題に対する理解の定着を図ります。
- ・ 事業者と連携・協働した情報発信等により、環境負荷の少ない実践活動の促進を図ります。

○ 地球温暖化防止活動推進員の体制強化や環境人材の育成の推進

- ・ 山口県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員の地域での活動支援や研修機会の拡充、人材の発掘等により、温暖化防止活動を促進します。
- ・ 未来を担う子ども・若者に対して、ICT等を活用し、学年や年代に応じた環境学習・環境教育を行うことや、「ぶちエコサポーター⁴⁷」制度の運用により、将来世代の環境への意識を高め、省エネ行動を促進します。
- ・ 事業者や教育機関、地域等と連携し、環境普及活動をサポートする人材の育成を図り、それぞれのコミュニティ内での地球温暖化問題の理解や実践的な活動を推進します。

○ 国際協力の推進

- ・ 中国や韓国を中心とするアジア地域に対し、技術研修員の受け入れや指導員の派遣、本県の地球温暖化防止などの環境保全技術や情報の提供に努めるとともに、日韓海峡沿岸8県市道による共同事業の実施など、国際交流を進めます。
- ・ 事業者、大学等と連携し、国際協力に関する情報の収集・提供に努め、各主体の国際的な環境保全活動を促進します。

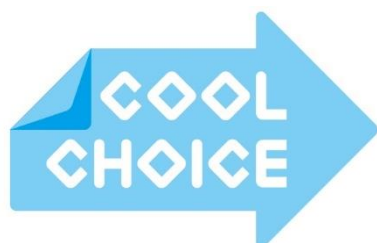


図 6-7 COOL CHOICEのロゴマーク

未来の
ために、
いま選ぼう。



図 6-8 「2050ゼロカーボン・チャレンジ
(ぶちエコやまぐち)」のロゴマーク

⁴⁵ AI: Artificial Intelligence (人工知能)の略。学習・推論・判断などの人間の知能をもつ機能を備えたシステムのことで。

⁴⁶ 環境やまぐち推進会議: 事業者、NPO等民間団体、大学、市町地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、行政機関などで構成される県民運動の推進母体です。

⁴⁷ ぶちエコサポーター: 学生や子育て世代を含む若者世代等で、自らの地球温暖化問題や省エネ等の知識や理解を深めながら実践を行う県が募集するメンバーです。

(2) 横断的取組

① 再エネの導入促進

県内の豊富な日射量や風況、森林資源などの自然特性に加え、再エネに関する県内産業の技術力を活かし、省・創・蓄エネの組み合わせによる多様な再エネの導入に向けた取組を推進します。

○ 省・創・蓄エネ設備の導入促進

- ・ 「県産品」として登録された省・創・蓄エネ設備の導入支援などを行うことで、住宅や事業所、施設への設備導入と県内関連産業の活性化を図ります。
- ・ 環境に関する高度な知識を有する「環境アドバイザー」の派遣等による省・創・蓄エネ設備の導入効果や支援制度に係る情報提供を行うとともに、助成制度による導入支援等を行います。

○ 行政による率先行動の推進

- ・ 県及び市町の地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、行政が率先して省資源・省エネの推進、環境に配慮した電気の調達や電動車の導入検討などによるグリーン購入⁴⁸の推進、省・創・蓄エネの導入検討などによる建築物の建設・管理等における配慮、廃棄物の減量化・リサイクルの推進などに取り組みます。
- ・ 省エネに加えて、エネルギーの「地産地消」や災害時の自立分散型電源の確保、産業振興等の観点から、公共施設、防災拠点施設等への省・創・蓄エネ設備の普及拡大を図ります。
- ・ 公共施設等におけるゼロカーボン・ドライブの実施及び普及啓発拠点の整備により、分散型エネルギーシステム⁴⁹の構築を促進します。

○ 再エネ電力の利用促進やJ-クレジット制度等の普及・定着

- ・ 水力発電による県産CO₂フリーの付加価値を付与した電力の供給を通じ、県内企業のCO₂削減の取組を後押しします。
- ・ 県内の多様な主体による省エネ設備の導入や再エネの活用等による排出削減対策及び健全な森林管理による吸収源対策を引き続き推進していくため、「やまぐち再エネ電力利用事業所認定制度」やカーボン・オフセット⁵⁰等に活用できるクレジットを認証する「J-クレジット制度」等の普及・定着を促進します。
- ・ 需要家に対し、再エネ電力提供事業者に関する情報提供を行い、活用を促進します。

○ 太陽光発電の普及拡大

- ・ 蓄電池やEV等との組み合わせによる太陽光発電の自家消費を促進します。
- ・ 住宅や事業所への導入促進のため、PPA事業等の情報発信により普及を図ります。
- ・ 発電量の変動に対応するため、蓄電池やEV等による調整力の活用検討を進めます。
- ・ 県Webサイト等により、関係法令等に関する情報を提供するとともに、規模に応じた法令手続きの実施を通じて、事業者による周辺環境への配慮や地域との調整等を踏まえた導入を促進します。

○ 風力発電の導入促進

- ・ 事業者による周辺環境への配慮や地域との調整等を踏まえた導入を促進します。

○ 中小水力発電の設置促進等

- ・ 平瀬発電所の着実な建設の推進と運転開始に取り組みます。
- ・ ダムの未利用落差等を活用した小水力発電所の整備に取り組みます。
- ・ 既設水力発電所の計画的なリニューアル⁵¹・リパワリング⁵²に取り組みます。
- ・ 小水力発電の開発に取り組もうとする市町や地域の団体等に対する技術支援等を行います。

⁴⁸ グリーン購入：商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく、「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入することをいいます。

⁴⁹ 分散型エネルギーシステム：省エネの推進や再エネの普及拡大、エネルギーシステムの強靱化に貢献するとともに、コンパクトシティや交通システムの構築等、まちづくりと一体的に分散型エネルギーの導入が進められることをいいます。

⁵⁰ カーボン・オフセット：自ら排出する温室効果ガスの量を認識するとともに、自ら削減することが困難な部分について、他の場所で実現した温室効果ガス排出削減量(クレジット)を購入すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいいます。

⁵¹ リニューアル：発電設備全体の老朽化が進んでいる水力発電所について、水車発電機を含む電気設備全体の更新工事を行うことで

す。

⁵² リパワリング：既設水力発電所の更新時期において、水車ランナや発電機コイルの部分改造等により発電効率を改善し、出力の増強等を図る取組のことです。

- ・ 水力発電の役割、重要性に関する県民の理解促進を図る、水力発電の魅力発見につながる取組を実施します。
- ・ 農業用水利施設などを活用した小水力発電導入の支援を行います。

○ 木質バイオマス⁵³発電・熱の利用促進

- ・ 林業の担い手育成や、ICTを用いた森林施業集約の効率化・省力化により、未利用森林バイオマスの活用や、森林バイオマスの安定した供給と量の拡大を図ります。
- ・ 県内で稼働している石炭火力発電所での木質バイオマス混焼等における森林バイオマス（間伐材等）の利用の拡大を図り、中山間地域の活性化や雇用創出に資する森林バイオマスの活用を促進します。
- ・ 公共建築物での木質バイオマスボイラー等の導入に努め、森林バイオマスを活用した木質燃料による熱利用を推進します。

○ 廃棄物由来バイオマス熱等の利用促進

- ・ 廃棄物由来の熱利用等を活用した廃棄物3Rに係る実用化技術の事業化を支援します。
- ・ 廃棄物由来の未利用エネルギーの利活用に係わる施設整備を支援することにより、循環型社会の形成を支援します。

○ 熱利用の促進

- ・ 地域に普遍的に存在し、エネルギー効率が高く、設備費用が比較的安価な太陽熱や、夏期は外気温度よりも低く、冬期は外気温度よりも高いという特性を活かした地中熱を利用し、家庭や事業所の給湯・冷暖房のエネルギー使用量の抑制を図ります。
- ・ 工場などで発生する排熱等の地域内利用や施設園芸への利用等、有効活用を推進します。

② 脱炭素地域づくりの推進

地域内から排出されるCO₂の削減に向け、地域循環共生圏やSDGsなどの新たな国の動きを踏まえた社会システムの構築促進を行います。

○ 脱炭素型まちづくりの促進

- ・ 自家用車から公共交通への転換や、再エネの活用などを図るとともに、都市機能を集約し、持続可能なまちづくりを推進します。
- ・ 車中心から人中心のまちなかを目指し、ウォークアブルな空間づくりを推進します。

○ 道路交通の円滑化

- ・ バイパス整備や交差点改良等による渋滞対策の推進、交通管制システムの高度化や交通情報の提供等による交通の円滑化を図ります。

○ スマートコミュニティ⁵⁴の推進

- ・ HEMSやBEMS、FEMS等のエネルギー管理システムや、エネルギーの有効利用に資する蓄電池やEV等の普及促進など、スマートコミュニティ構築に向けた基盤整備に取り組みます。
- ・ 工場・事業所での再エネの導入、廃棄物の焼却熱や工場排熱等の未利用エネルギーの有効活用・相互利用を推進します。

⁵³ 木質バイオマス：バイオマスのうち、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼び、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した残材、製材工場などから発生する端材や樹皮、のこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類があります。

⁵⁴ スマートコミュニティ：電気の有効利用だけでなく、熱や未利用エネルギーを含めたエネルギーを地域単位で総合的に管理し、交通システムや住民のライフスタイルの転換などの取組も複合的に組み合わせた地域社会の呼称です。

- **分散型エネルギーの活用促進**
 - ・ 地域の再エネや蓄電池、EV等の分散型エネルギーを自立分散型電源として活用し、域外からの化石燃料の使用削減や災害時の電源確保に活用するエネルギーの地産地消に向けた取組を推進します。
 - ・ EVの使用済みバッテリーを防災拠点等で定置型蓄電池として再利用する利活用方策の検討を行います。
 - ・ 県民、事業者、NPO等民間団体、行政が連携して、未利用エネルギー資源の地域における有効活用を推進し、地域内の資源循環を促進します。
 - **県産農林水産物等の地産・地消の推進**
 - ・ 食品輸送によるCO₂排出量の削減にも資する県産農林水産物等の「地産・地消」の取組を積極的に推進します。
 - **エシカル消費の普及啓発の推進**
 - ・ 地球温暖化対策にも資するエシカル消費の普及啓発を「やまぐちエシカル推進パートナー」と協力し、積極的に推進します。
 - **ネイチャーポジティブな多自然川づくり**
 - ・ 河川全体の自然の営みを視野に入れ、生物多様性を保全する多自然川づくりに取り組みます。
 - **公共工事における地産・地消の推進**
 - ・ 原材料輸送によるCO₂排出量の削減にも資する「地産・地消」の取組（コンクリート舗装等）を積極的に推進します。
 - **5GやAI等未来技術の活用による生産向上の取組促進**
 - ・ 5GやAI等未来技術に関する人材の育成や研究・実証等を通じて、県内企業の生産性向上に資する製造現場の高度化（スマートファクトリー）の取組を促進します。
 - ・ 建設現場の作業効率の向上によるCO₂排出量の削減にも資するICT（情報通信技術）活用工事の実施など、建設産業におけるDXを積極的に推進します。
 - **地球温暖化対策優良事業所の表彰**
 - ・ 温室効果ガスを一定以上排出している事業者の排出状況を把握するとともに、地球温暖化対策に積極的に取り組んでいる事業所を表彰します。
- ③ **環境・エネルギー関連産業の育成・振興の推進**
やまぐち産業脱炭素化戦略の先行プロジェクト〔第7章参照〕に基づき、産学公金連携による環境・エネルギー関連製品・技術の開発や事業化を促進します。
- **脱炭素社会の産業拠点となるカーボンニュートラルコンビナートの実現（先行プロジェクトⅠ）**
 - ・ 燃料転換等によるコンビナートのCO₂排出削減
 - ・ 次世代燃料⁵⁵（水素、アンモニア等）・素材の供給基地化
 - ・ カーボンニュートラルポート（CNP）⁵⁶の形成推進
 - **電動化等に対応した自動車関連産業の持続的な発展（先行プロジェクトⅡ）**
 - ・ 電動化シフトに向けた業態転換や新事業展開の促進
 - ・ 自動車のライフサイクル全体での低炭素化の促進
 - **クリーンエネルギー供給拡大に資する環境・エネルギー関連産業の振興（先行プロジェクトⅢ）**
 - ・ 省・創・蓄エネルギー関連分野のイノベーション創出等（設備・住宅・建築物、蓄電池等）
 - ・ 水素利活用の推進
 - ・ 次世代を担う資源循環型産業の強化
 - **脱炭素化社会においても「選ばれる企業」への成長促進・関連産業の集積（先行プロジェクトⅣ）**
 - ・ 県内企業・工場等における脱炭素化に向けた取組への支援
 - ・ 中小企業に対する普及啓発の促進、経営相談・研究開発等の支援機能の強化
 - ・ 脱炭素関連産業の新規立地・拡大投資の促進

⁵⁵ 次世代燃料：本計画では、脱炭素燃料、カーボンニュートラル燃料等、脱炭素社会に求められる燃料のことをいいます。

⁵⁶ 国際物流の結節点かつ産業拠点である港湾において、水素・燃料アンモニア等の大量・安定・安価な輸入や貯蔵を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携等を通じて温室効果ガスの排出を低減することを目指す港のことです。

(3) 部門別取組

① 産業部門(工業プロセス部門、エネルギー転換部門含む)

産業分野における脱炭素化を促進するため、やまぐち産業脱炭素化戦略の先行プロジェクト〔第7章参照〕に基づき、取組を推進します。

○ 脱炭素社会の産業拠点となるカーボンニュートラルコンビナートの実現(先行プロジェクトⅠ)

- ・ 燃料転換等によるコンビナートのCO₂排出削減【再掲】
- ・ 次世代燃料(水素、アンモニア等)・素材の供給基地化【再掲】
- ・ カーボンニュートラルポート(CNP)の形成推進【再掲】

○ 電動化等に対応した自動車関連産業の持続的な発展(先行プロジェクトⅡ)

- ・ 電動化シフトに向けた業態転換や新事業展開の促進【再掲】
- ・ 自動車のライフサイクル全体での低炭素化の促進【再掲】

○ クリーンエネルギー供給拡大に資する環境・エネルギー関連産業の振興(先行プロジェクトⅢ)

- ・ 発電事業等の脱炭素化の促進
- ・ 省・創・蓄エネ関連分野のイノベーション創出等(設備・住宅・建築物、蓄電池等)【再掲】
- ・ 水素利活用の推進【再掲】
- ・ 次世代を担う資源循環型産業の強化【再掲】
- ・ 県企業局の水力発電の供給力向上

○ 脱炭素化社会においても「選ばれる企業」への成長促進・関連産業の集積(先行プロジェクトⅣ)

- ・ 県内企業・工場等における脱炭素化に向けた取組への支援【再掲】
- ・ 中小企業に対する普及啓発の促進、経営相談・研究開発等の支援機能の強化【再掲】
- ・ 脱炭素関連産業の新規立地・拡大投資の促進【再掲】

○ 脱炭素化に貢献する農林産業の推進(先行プロジェクトⅤ)

- ・ 農業の自然循環機能の増進
- ・ 森林資源の循環利用の推進
- ・ バイオマスの活用推進
- ・ 水産資源の増殖とCO₂の吸収固定を担う藻場・干潟の保全・機能回復の促進

② 業務その他部門

○ 環境負荷の少ないビジネススタイルの推進

- ・ 省エネ・節電の実践を促す「ぶちエコやまぐち宣言事業所」の参加事業所を拡大し、環境負荷の少ないビジネススタイルへの転換を図ります。

○ 省エネ性能の高い機器・設備の導入促進

- ・ 中小企業における省エネ診断の実施促進、J-クレジット制度やESCO⁵⁷事業などの活用支援等により、省エネの実践や省エネ性能の高い機器・設備の導入を促進します。
- ・ 省エネ改修などの施設整備への融資制度等により、設備導入のインセンティブとします。
- ・ 国や県、市町の支援制度の情報収集や情報発信を行い、機器・設備の導入を推進します。
- ・ 県が管理する道路や公園、空港などの照明施設の更新において、LED照明や省エネ型製品の導入を推進します。

⁵⁷ ESCO(エスコ、Energy Service Company):工場、事務所、店舗、公共施設などの省エネやエネルギーの効率的な利用を支援し、それによって削除されたエネルギーコストの中から報酬を得る事業のことをいいます。

○ 建築物の省エネ化の推進

- ・ 高断熱化などで省エネに努め、かつ、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されるZEBに代表されるより高い省エネ水準の建築物の普及啓発などを図ります。

○ 省・創・蓄エネ設備の導入促進〔再掲〕

○ 行政による率先行動の推進〔再掲〕

○ 再エネ電力の利用促進やJ-クレジット制度等の普及・定着〔再掲〕

○ エコスクールの整備推進

- ・ 学校施設において、省エネ、再エネ、木材利用などを取り入れたエコスクール⁵⁸の整備を推進するとともに、この施設を用いた環境・エネルギー学習を支援します。

○ 環境マネジメントシステムの推進

- ・ 事業者自らが率先的に環境負荷低減を図るための仕組である「ISO14001⁵⁹」や「エコアクション21⁶⁰」の認証取得を促進します。
- ・ 事業者の自主的な脱炭素の取組を促進するため、再エネ導入促進等の情報提供を行い、国際的イニシアティブである「RE100」等への加盟など自主的な取組の促進を図ります。

③ 家庭部門

○ 環境負荷の少ないライフスタイルの推進

- ・ クールビズ・ウォームビズやノーマイカーなど、家庭での省エネや節電を促す取組の一層の強化・定着を図ります。
- ・ 各地域の地球温暖化防止活動のリーダーである地球温暖化防止活動推進員やNPO等民間団体を支援する山口県地球温暖化防止活動推進センターと協働し、家庭での温室効果ガス削減に資する実践的な取組を促進します。

○ 省エネ性能の高い家電製品の導入促進

- ・ 山口県地球温暖化防止活動推進センターが実施する温暖化診断や広報活動等により、家電製品の買換え時における省エネ型の製品やLED照明等の導入を促進します。
- ・ 省・創・蓄エネ設備への支援制度により、家庭への設備導入のインセンティブとします。

○ 住宅の省エネ化の推進

- ・ ZEHをはじめとしたより高い省エネ水準の住宅の普及のため、支援や啓発等の取組を推進します。
- ・ 既存の住宅・建築物の改修・修繕時における、複層ガラスや断熱サッシ等の導入など、省エネ性能向上に資する取組を推進します。
- ・ 再エネやエネルギーの自家消費を効率的に行うための蓄電池等の導入を促進します。
- ・ 県営住宅の整備にあたっては、省エネルギー性能の一層の向上や太陽光発電設備等の再エネの導入を推進します。

○ エネルギー使用の「見える化」による省エネ行動の促進

- ・ 「ぶちエコアプリ」などを活用してエネルギー使用量の「見える化」を図るとともに、エコポイントを活用したインセンティブの付与やエネルギー使用の削減の工夫などの情報発信により、脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促進します。

⁵⁸ エコスクール：環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設を整備して、環境学習の教材として活用するものです。これにより、学校が児童生徒だけでなく地域にとっての環境・エネルギー教育の発信拠点になるとともに、地域における地球温暖化対策の推進・啓発の先導的な役割を果たすことが期待されています。

⁵⁹ ISO (International Organization for Standardization: 国際標準化機構) 14001: 環境マネジメントシステムに関する国際規格で、事業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減など、継続的な改善を図る仕組みを構築するための要求事項を規定したものです。

⁶⁰ エコアクション21 (EA21): 中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、ISO14001をベースに環境省が策定した環境マネジメントシステムのことです。

④ 運輸部門

○ 徒歩・自転車利用の促進

- ・ 自動車からのCO₂の排出削減を推進するため、通勤や買い物時における自転車利用を推進します。
- ・ 「やまぐち健幸アプリ」と連携した普及啓発を実施するなど、徒歩による移動を推進します。

○ 公共交通等の利用促進

- ・ 鉄道やバスの利便性向上の取組や交通系ICカード導入支援、パーク&ライド、サイクル&ライド⁶¹、カーシェア等のサービスとの連携やノーマイカー運動の実施など、公共交通の利用を促進します。
- ・ 交通空白地における持続的な移動手手段の確保に向けた取組や、新たな技術やサービスの活用による公共交通の利便性向上に向けた取組を推進します。

○ 環境に配慮した自動車利用の推進

- ・ 燃料消費量を低減するふんわりアクセルやアイドリングストップ等のエコドライブを推進します。

○ 電動車の導入促進

- ・ 自家用車や商用車(バス、タクシー、カーシェア等)への電動車の導入を促進します。
- ・ 観光や地域での電動車の活用を推進します。
- ・ 電動車の環境面、防災面、経済面などの多面的機能をイベント等で啓発します。
- ・ エネルギー効率の優れた電動車を行政機関で率先導入します。

○ 宅配便等の再配達削減の推進

- ・ 宅配便の再配達によるCO₂の排出を抑制するため、宅配ロッカーなど自宅以外での受取場所の情報提供など、多様化する受取方法の啓発に努めます。

○ モーダルシフト等の輸送の効率化の促進

- ・ 輸送トラック車両の大型化の促進や、荷主と輸送事業者が連携した物流拠点の集約化、地域内での共同輸配送等の効率化を図ります。
- ・ トラックなどの自動車輸送から、環境負荷の小さい鉄道・船舶輸送に転換するモーダルシフト⁶²を促進します。

⑤ 廃棄物部門

循環型社会形成に向けたごみ減量化の推進に当たっての優先順位は、3R(発生抑制、再使用、再生利用)、熱回収、適正処分の順となっていることを踏まえ、3Rが優先される取組を推進します。

○ 発生・排出抑制の推進

- ・ 商品の購入時において、環境負荷の低い代替商品や量り売り、簡易包装製品を選択するなど、廃棄物の減量に繋がる消費行動への啓発や情報発信に努めます。
- ・ 2020(令和2)年7月に開始されたレジ袋有料化をきっかけとし、県民、事業者、関係団体、行政等の連携・協働によるマイバッグ持参運動などのプラスチックごみの削減を推進します。
- ・ 「山口県食品ロス削減推進計画」に基づき、「山口県食品ロス削減推進協議会」と連携・協働し、家庭や食品関連事業者等への食品ロス削減に関する普及啓発を推進します。
- ・ 産業廃棄物の多量排出事業者から提出される、廃棄物の減量化計画を公表するとともに、指導を強化し、減量化を促進します。

⁶¹ パーク&ライド、サイクル&ライド:最寄りの駅まで自動車や自転車で移動し、駐車場に駐車又は駐輪後、公共交通機関に乗り換え(ライド)し、目的地まで行くなど、公共交通機関と相互連携した交通システムのことです。

⁶² モーダルシフト:トラックなどの貨物輸送を、大量輸送機関である鉄道、船舶による輸送に転換するなど、輸送方式を切り替えることです。

○ 再使用の推進

- ・ リユース活動に関する情報提供に努めるとともに、イベントでのリユース容器のレンタルシステムやリターナブル容器等の導入を促進するなど、リユースの取組を推進します。

○ 再生利用の推進

- ・ 産業廃棄物税を活かし、産学公民連携による産業廃棄物の3R等に関する事業化に必要な技術、施設・設備の開発・研究を促進し、資源循環型産業を育成します。
- ・ 産業廃棄物の3Rに取り組み、成果を上げている県内事業所(エコ・ファクトリー)や県内で発生する循環資源を利用して製造加工された製品(リサイクル製品)の認定とその普及拡大を図ることでリサイクル産業を支援します。
- ・ 廃家電製品、パソコン等は各リサイクル法令に基づき、回収、リサイクル、適正処理を市町等と連携して促進します。
- ・ 「やまぐちエコ市場⁶³」による民間企業主体でのリサイクル市場の形成支援を推進します。
- ・ 公共工事において、建設リサイクル法に基づき、建設資材の再資源化を推進します。

⑥ その他ガス対策等

○ 下水汚泥や家畜排せつ物の有効活用(メタン)

- ・ 家畜排せつ物を利用した良質堆肥の製造・利用の取組を基本に、家畜排せつ物の有効活用を図ります。
- ・ 廃棄物や下水汚泥、家畜排せつ物等の多様なバイオマスから得られるエネルギーを活用した、発電や熱利用設備の導入を推進します。

○ 農業の自然循環機能の増進(メタン、一酸化二窒素)

- ・ 有機農業に活用可能なスマート農業機械等の普及や良質堆肥の製造・利用など、農業の自然循環機能を増進します。
- ・ 家畜排せつ物の農地還元を図るため、中山間地域等の遊休農地に牛を放牧し、除草等農地保全を行う「山口型放牧」の更なる普及に向けて積極的な取組を推進します。

○ コンクリート二次製品の利用(非エネルギー起源CO₂)

- ・ 「山口県認定リサイクル製品」によるコンクリート二次製品や混合セメントなどの利用拡大を推進します。

○ フロン類の使用の合理化・管理の適正化の推進(フロン類)

- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン充填回収業登録業者等への立入調査等による法の遵守を指導するとともに、回収量の把握に努めます。
- ・ 業務用エアコン及び冷凍・冷蔵庫等に使用されるフロン類について、適正な管理、充填、回収及び処理を徹底するよう指導を行います。
- ・ 温室効果の小さい冷媒やノンフロン製品への転換の促進を図ります。
- ・ 県内の大気環境中のフロン濃度調査を継続して実施し、実態の把握に努めます。

⁶³ やまぐちエコ市場:民間企業主体で2006(平成18)年に設立した環境・リサイクル総合市場であり、循環型社会の形成、地球温暖化対策の推進、地域経済の活性化などに積極的に取り組んでいます。Webサイトや展示会を中心とした情報発信・PRや企業等のマッチング・交流等による事業化支援などを推進する団体です。

(4) 吸収源対策

○ 健全な森林整備・県産木材の利用の促進

- ・ 森林整備事業や森林経営管理制度を活用することにより、間伐をはじめとした人工林⁶⁴の適切な保育整備を促進します。
- ・ 企業の自主的な森林づくりの活動促進のため、利水企業を中心とした企業ボランティアなど県民参加による枝打ちや除伐などの活動を支援します。
- ・ 木材生産⁶⁵から流通・加工までの情報の共有化の推進や、生産性の高い素材生産システムと低コスト再造林システムの構築を図ります。
- ・ 公共施設や民間住宅での県産木材利用によるCO₂固定量の認証制度を推進します。
- ・ 民間・公共建築物の木造化・木質化を進めるとともに、幅広い啓発や理解醸成を通じて県産木材の利用を促進します。

○ 都市緑化等の推進

- ・ 国の「緑の政策大綱」等に基づき都市公園、道路、河川、港湾等の公共施設における緑化の推進や、建築物の屋上などへの緑化空間の創出を推進します。
- ・ 都市緑化等の意義や効果を県民に幅広く普及啓発するとともに、県民、事業者、民間団体など幅広い主体の参画による新たな緑の創出を支援します。

○ 藻場・干潟の保全等、ブルーカーボンに関する取組の推進

- ・ 水産資源の増殖とCO₂の吸収固定を担う藻場・干潟の保全・機能の回復を促進します。【再掲】
- ・ ブルーカーボン（海洋生態系による炭素貯留）について、国の動向を踏まえながら、効果的な取組を検討します。

○ J-クレジット制度等の普及・定着【再掲】

- ・ 県内の多様な主体による省エネ設備の導入や再エネの活用等による排出削減対策及び健全な森林管理による吸収源対策を引き続き推進していくため、カーボン・オフセット等に活用できるクレジットを認証する「J-クレジット制度」等の普及・定着を促進します。

コラム 代替フロン類・ノンフロン

フロンは、冷蔵庫の冷媒用の気体として開発されましたが、当初使用されていた、クロロフルオロカーボン（CFC）等はオゾン層破壊効果が高いことから、「特定フロン」として、国際的に生産規制等が行われました。

その後、オゾン層破壊効果のないハイドロフルオロカーボン（HFC）などの「代替フロン類」が開発され、使用量が増加していますが、代替フロンはCO₂の数百倍～数万倍の温室効果を示すことから、地球温暖化対策の面で削減が必要です。

このような背景から、現在、オゾン層を破壊せず、かつ、温室効果の小さいアンモニアやCO₂等を冷媒に用いたノンフロン製品等、温室効果の小さい冷媒の開発・普及が進んでいます。



出典：環境省・経産省・国交省「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」

図 6-9 フロン類の温室効果及びオゾン層破壊効果

⁶⁴ 人工林：人の手によって植栽された森林のことで、保育や間伐等の森林整備を適切に実施することで維持されています。

⁶⁵ 木材生産：立木の伐倒、木寄せ・集材（伐倒木を道端まで引き寄せること）、造材（伐倒木から3m、4mなどの丸太を採材すること）、運搬（丸太をトラックが乗り入れ可能な山土場まで運搬すること）までの工程をいいます。

第4節 重点プロジェクト

前節の施策のうち、温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、特に重点的に取り組む内容として、次の6つを重点プロジェクトとして設定します。

また、取組には評価指標を設定し、取組状況の「見える化」を図ることにより進行管理を行います。

① 県民総参加による地球温暖化対策の推進

- ・ 2050ゼロカーボン・チャレンジ～ぶちエコやまぐち県民運動～の推進
- ・ ICT等を活用した環境学習・環境教育の推進

② 省・創・蓄エネの導入促進

- ・ 省・創・蓄エネ設備の導入促進
- ・ 多様なエネルギーの導入・利用促進

③ 移動・物流の脱炭素化の促進

- ・ 自転車や公共交通の利用など行動変容の促進
- ・ 電動車の導入促進

④ 健全な森林の整備と県産木材の利用促進

- ・ 森林整備の推進と県産木材の利用促進
- ・ 森林バイオマスの活用促進

⑤ 地域資源を活用した持続可能な地域づくりの推進

- ・ 分散型エネルギーの活用促進
- ・ 地域循環共生圏の構築推進

⑥ 産業分野における脱炭素化の促進

- ・ 「やまぐち産業脱炭素化戦略」に基づき、産業分野における事業者の脱炭素化の取組を促進

なお、重点プロジェクトは、施策体系を踏まえ、次のとおり設定しています。

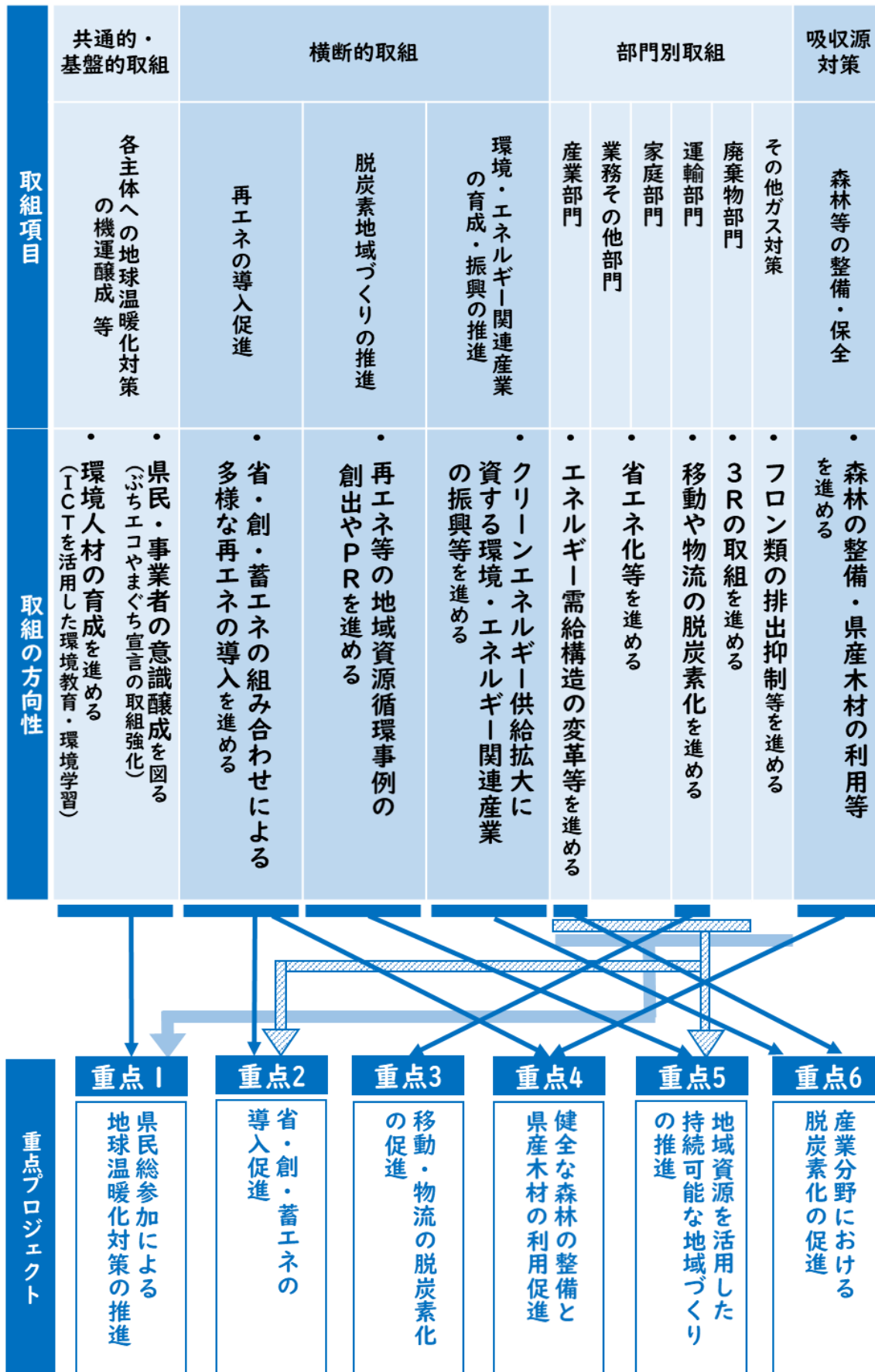


図 6-10 施策と重点プロジェクトの相関図

県民一人ひとりが地球温暖化の現状や既に顕在化している影響を認識し、自主的な脱炭素型ライフスタイルやビジネススタイル、事業活動での地球温暖化対策を推進するため、「環境やまぐち推進会議」等と連携・協働し、「ぶちエコやまぐち」を合言葉とした取組を推進します。

◇ 主な対象部門

産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門、その他ガス対策

◇ プロジェクトの概要

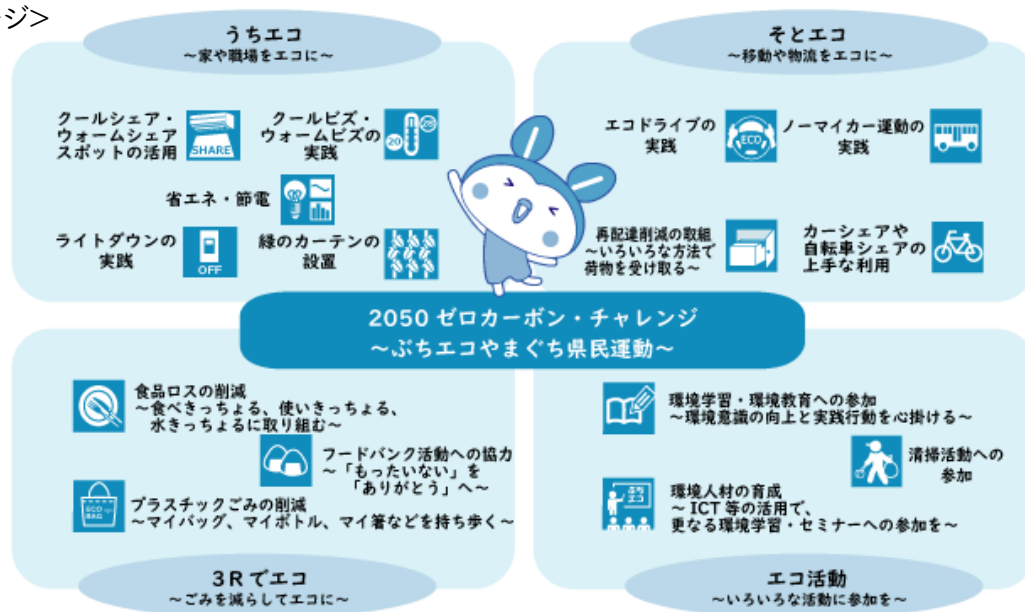
○2050ゼロカーボン・チャレンジ～ぶちエコやまぐち県民運動～の推進

- ・「環境やまぐち推進会議」との連携・協働による県内一斉キャンペーンの展開
- ・各主体と連携した県民や事業所における「ぶちエコやまぐち宣言」の取組拡大
- ・山口県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員、ぶちエコサポーター等と連携した温暖化診断の実施や「ぶちエコアプリ」などを活用した取組の「見える化」による実践行動の促進

○ICT等を活用した環境学習・環境教育の推進

- ・教育庁や環境学習推進センター等と連携したICT等を活用する地球温暖化対策に関する環境学習・環境教育の推進
- ・山口県地球温暖化防止活動推進センターと連携した地域での人材発掘等による活動の拡充の促進

<取組イメージ>



評価指標 現状値▶目安値 (2021年度) (2030年度)	ぶちエコやまぐち宣言数	家庭：6,632件	▶ 20,000件
		事業所：1,106件	▶ 2,000件
	家庭向け省エネ診断の受診件数(累計)	4,567件	▶ 10,000件
	ぶちエコサポーター数	29人	▶ 150人
	環境学習参加者数	47,798人/年	▶ 85,000人/年

県民、事業者、NPO等民間団体、市町等が連携し、地域の特性を活かした再エネの導入促進や再エネを自家消費する自立分散型電源の確保を進めるとともに、本県のエネルギー産業の振興に資する省・創・蓄エネ設備の普及を図ります。

◇ 主な対象部門

産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門

◇ プロジェクトの概要

○省・創・蓄エネ設備の導入促進

- ・「県産品」設備の登録・補助制度や中小事業者を対象とした省エネ診断の実施などによる家庭や事業所への省・創・蓄エネ設備の導入促進
- ・ZEH導入への支援や、より高い省エネ水準の住宅の普及
- ・ZEBに代表されるより高い省エネ水準の建築物の普及
- ・セミナーや専門家による助言などを通じたJ-クレジット制度等の活用促進

○多様なエネルギーの導入・利用促進

- ・再エネの自家消費に資する蓄電池やEV等の蓄エネ設備への導入支援
- ・自家消費型の創エネ設備の導入や再エネ電力の購入等による再エネの利用促進
- ・県が保有する既存施設(ダム等)を利用した小水力発電施設の設置の促進
- ・バイオマスの熱・発電利用の促進
- ・未利用資源のエネルギー利用等、有効活用の促進
- ・先進的な取組の情報提供や情報発信

<取組イメージ>



評価指標 現状値▶目安値 (2021年度) (2030年度)	事業所向け省エネ診断の受診件数(累計)	123件	▶	590件
	事業者への省・創・蓄エネ関連設備導入等の支援件数(累計)	65件	▶	230件
	ZEH等省エネ住宅への支援件数(累計)	1,488件	▶	2,500件
	J-クレジット制度等への登録件数	9件	▶	30件
	再エネ発電出力	178万kW	▶	300万kW
	再エネ電力利用事業所認定数	—	▶	150件

運輸部門の更なるCO₂排出量削減のために、通勤や通学、買い物などの日々の「移動」や「物流」を脱炭素型へ転換を促す取組を進めるとともに、環境性能に優れた電動車の導入を促進します。

◇ 主な対象部門

運輸部門

◇ プロジェクトの概要

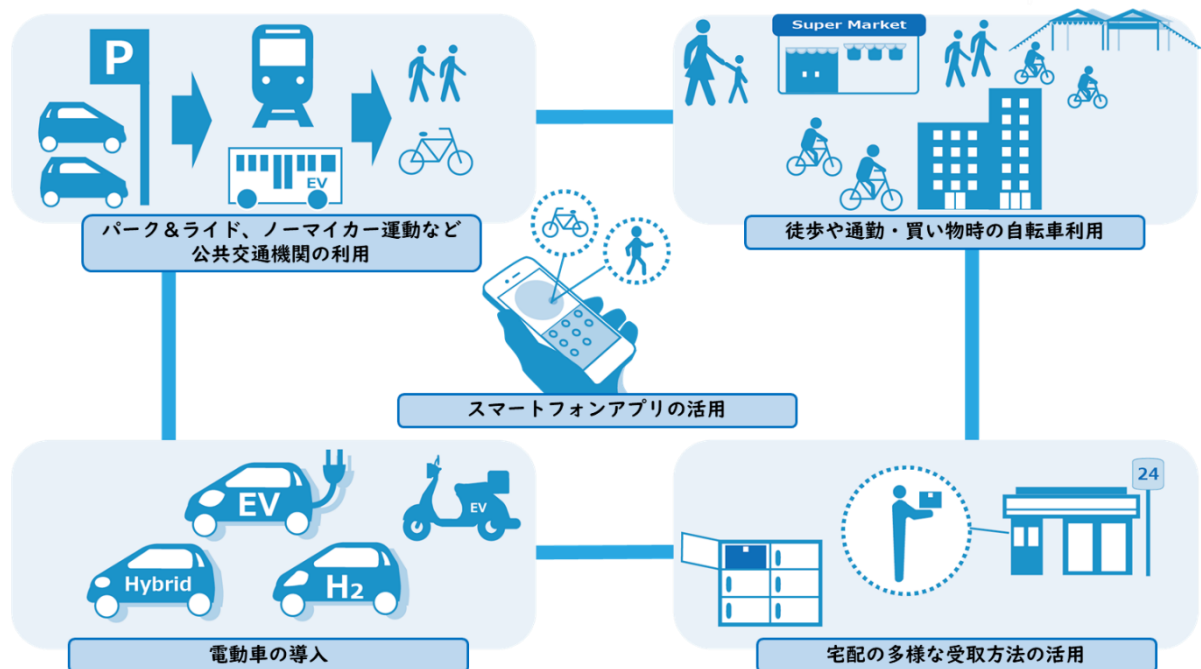
○自転車や公共交通の利用など行動変容の促進

- ・スマートフォンアプリを活用した普及啓発等による通勤・買い物時の徒歩や自転車利用の推進
- ・鉄道やバスの利便性向上の取組やパーク&ライド、サイクル&ライド、ノーマイカー運動による公共交通機関の利用促進
- ・事業者と連携した再配達削減のための多様な受取方法の普及啓発
- ・歩行者と自転車が適切に分離された自転車通行空間整備の推進

○電動車の導入促進

- ・自家用車や商用車(バス、タクシー、カーシェアリングサービス等)への電動車の導入促進
- ・産学公の連携・協働によるEV等の地域内での多面的利活用の検討

<取組イメージ>



評価指標

現状値▶目安値
(2021年度)(2030年度)

電動車の新車販売台数に占める割合
ぶちエコやまぐち宣言数(事業所)[再掲]

41.0%

1,106件

▶ 50%

▶ 2,000件

健全な森林の整備と県産木材の利用促進

森林によるCO₂吸収能力や水源かん養などの多面的な機能を維持するため、県民や事業者と連携した適切な森林整備を実施するとともに、県産木材の利用や森林バイオマスの活用を進め、森林の循環利用を推進します。

◇ 主な対象部門

産業部門、業務その他部門、吸収源対策

◇ プロジェクトの概要

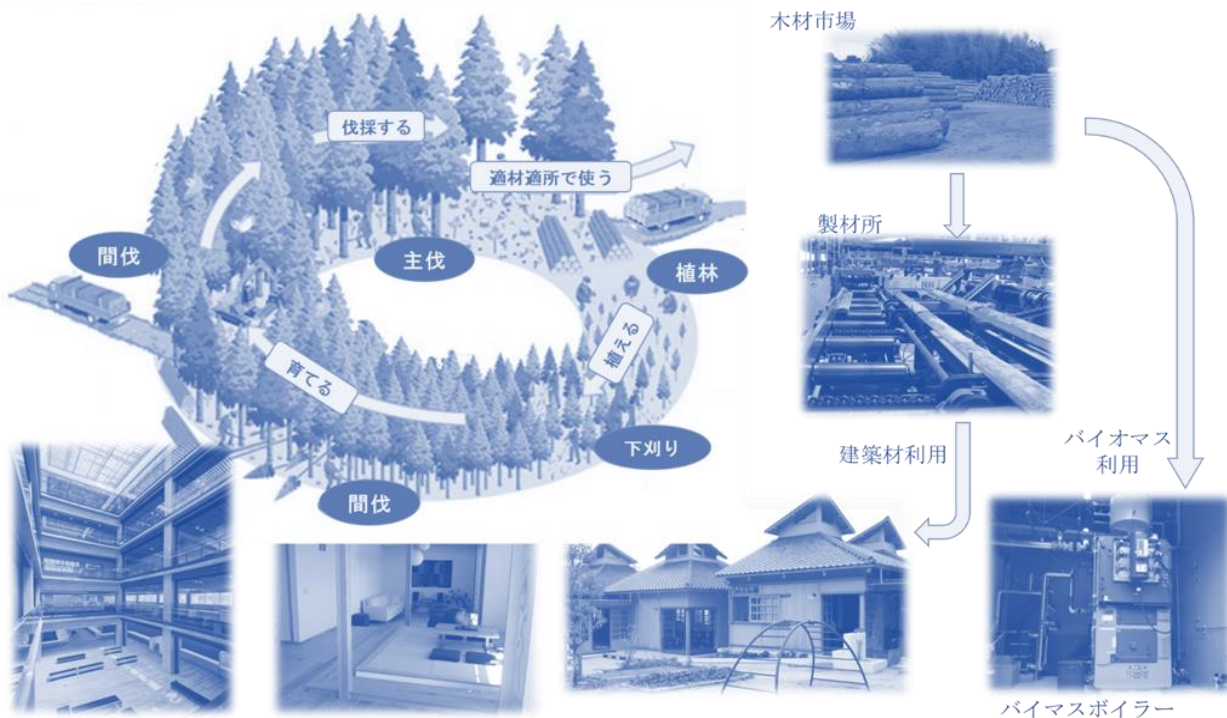
○森林整備の推進と県産木材の利用促進

- ・人工林の間伐等適切な保育施業や伐採跡地の確実な再生林の推進による健全な森林整備の推進
- ・CO₂削減認証制度や民間・公共建築物の木造化・木質化等による県産木材の利用促進

○森林バイオマスの活用促進

- ・低コストな素材生産システム構築による森林バイオマスの熱・発電利用の促進
- ・産学公連携による竹資源等の活用に向けた取組の推進

<取組イメージ>



出典：建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

評価指標 現状値▶目安値 (2021年度) (2030年度)	県産木材供給量	30.1万m ³ /年	▶ 47.5万m ³ /年
	再生林率	28.5%(2016~2020)	▶ 60%以上
	J-クレジット制度等への登録件数〔再掲〕	9件	▶ 30件
	森林バイオマス利用量(林地残材)	64,240t/年	▶ 94,000t/年

環境、経済、社会が統合的に向上した自立・分散型の社会を形成するため、地域内の循環資源や分散型エネルギーの最大限の活用により、持続可能な地域づくりを推進します。

◇ 主な対象部門

産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門

◇ プロジェクトの概要

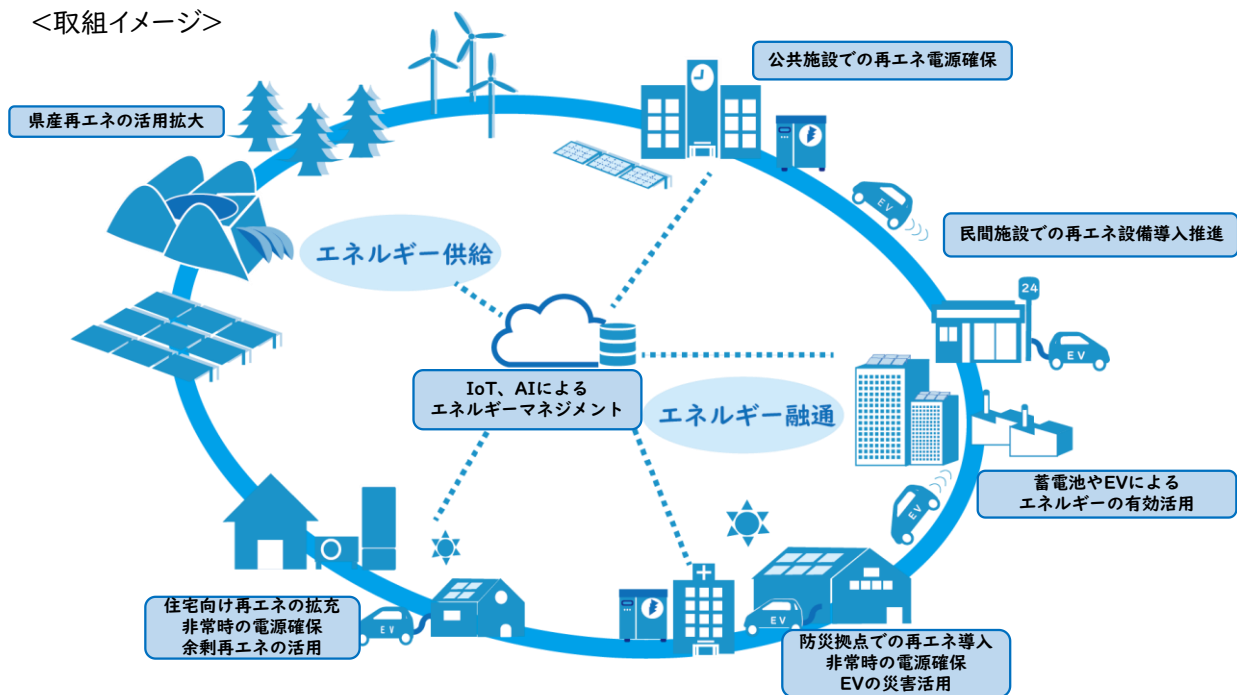
○分散型エネルギーの活用促進

- ・産学公によるエネルギーの「地産地消」の推進や災害時の自立分散型電源の確保、ゼロカーボン・ドライブの実施など公共施設等への分散型エネルギーの普及拡大
- ・IoTやAIを活用したエネルギー管理の推進による分散型エネルギーシステムの構築

○地域循環共生圏の構築推進

- ・県民、事業者、金融、NPO等民間団体、自治体などの各主体の連携・協働の取組の検討・推進
- ・先進的な取組事例の情報提供や事業化に向けた助言等を通じた取組の支援

<取組イメージ>



評価指標

現状値▶目安値
(2021年度) (2030年度)

再エネ設備導入公共施設等防災拠点施設数	191施設	▶ 225施設
地域内電力需要に占める再エネ割合	22.7%	▶ 37%

「やまぐち産業脱炭素化戦略」に基づき、産業分野における事業者の脱炭素化の取組を促進します。〔第7章参照〕

第7章

産業分野における脱炭素化の取組

第1節 産業分野における温室効果ガス排出量の削減目標〔再掲〕

表 7-1 2030年度の産業分野における温室効果ガス排出量等の目安

(単位:万t-CO₂)

部門・分野			2013年度 (基準年度) ①	2018年度 (現状)	2030年度排出量の目安				国の地球温暖化 対策計画で示され ている削減割合	
					現状 すう勢 ケース	国の地球温暖化対策 計画に対応した取組 の対策後 ②	②+県内の動 向等を踏まえた 対策後 ③	基準年度比 (③/①)× 100		
二 酸 化 炭 素	エネルギー 起源CO ₂	産業部門	2,076	2,221	2,101	1,651	(▲20.5%)	1,523	▲26.7%	▲38%
		エネルギー転換部門	365	307	318	240	(▲34.2%)	192	▲47.4%	▲47%
	非エネルギー 起源CO ₂	工業プロセス部門	705	705	692	691	(▲2.1%)	619	▲12.3%	▲15%

※ 四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

第2節 やまぐち産業脱炭素化戦略〔概要〕

1 基本的事項

(1) 戦略の位置づけ

産業分野における事業者の脱炭素化の取組を促進するものであり、また、その核となるものが「やまぐちコンビナート低炭素化構想」です。

(2) 戦略の構成

戦略の方向性(基本目標、先行プロジェクト等)を示した戦略本体と、具体的な取組や工程表を記載したアクションプランの2部構成となります。

(3) 戦略の期間

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた戦略とし、2030(令和12)年度を区切りとします。

なお、取組状況や環境変化を踏まえ、適宜必要な見直しを行います。

2 2050年カーボンニュートラルへ向けた課題

- (1) 温室効果ガス排出量の更なる削減
- (2) カーボンニュートラルに適應する業態転換・新事業展開
- (3) カーボンニュートラルに貢獻する産業の育成・確保
- (4) 連携した取組の促進や機運の醸成

3 戦略の方向性

(1) 基本目標

2050年カーボンニュートラルを原動力とした本県産業の成長・発展
～脱炭素という変革を乗り越え、産業の未来をリードする山口県を創造!～

(2) 基本目標達成に向けた取組方針等

次の【5つの視点】から、脱炭素化という困難な課題に果敢に取り組むとともに、こうした取組を本県経済の持続的成長につなげます。

【5つの視点】

I エネルギー需給構造の変革

IV 産学公金の緊密な連携

II イノベーションの加速・成長産業の創出

V 国の施策等の積極的な取り込み

III 攻めの業態転換・新事業展開

(3) 5つの先行プロジェクトと共通施策

I 脱炭素社会の産業拠点となるカーボンニュートラルコンビナートの実現

II 電動化等に対応した自動車関連産業の持続的な発展

III クリーンエネルギー供給拡大に資する環境・エネルギー関連産業の振興

IV 脱炭素社会においても「選ばれる企業」への成長促進・関連産業の集積

V 脱炭素化に貢献する農林水産業の推進

【共通施策】県民理解の醸成、人材育成、国への働きかけ

4 具体的な施策展開

表7-2 先行プロジェクトごとの県の取組内容及びKPI

先行プロジェクト	県の取組	取組内容		
		KPI		
		名称	基準	目標値
I 脱炭素社会の産業拠点となるカーボンニュートラルコンビナートの実現	①燃料転換等によるコンビナートのCO ₂ 排出削減	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携体制の構築・活性化 連携事業のコーディネート 連携事業への経済的支援等 規制関連のサポート 原材料の地元供給の促進 		
		コンビナートを構成する製造業のエネルギー起源CO ₂ の削減	1,960万t-CO ₂ (2018年度)	32%削減(2030年度)
	②次世代燃料(水素、アンモニア等)・素材の供給基地化	<ul style="list-style-type: none"> コーディネートや経済的支援等により、①と一体的に促進 		
		次世代燃料・素材の供給に向けた連携プロジェクトの着手件数(公表ベース・累計)	0件(2021年度)	3件(2030年度)
	③カーボンニュートラルポート(CNP)の形成推進	<ul style="list-style-type: none"> 将来の次世代エネルギー供給拠点港に向けた検討 港湾脱炭素化推進計画⁶⁶の策定 CNP形成に向けた港湾施設の機能高度化 		
		港湾脱炭素化推進計画の策定	0港(2021年度)	5港(2030年度)
II 電動化等に対応した自動車関連産業の持続的な発展	④電動化シフトに向けた業態転換や新事業展開の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地場サプライヤー等の業態転換支援 電動化に対応した新技術・新製品の創出支援 電動車生産体制の整備促進 		
		電動化に対応した新技術・新製品の研究開発等プロジェクト化件数(累計)	0件(2021年度)	8件(2030年度)
	⑤自動車のライフサイクル全体での低炭素化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 自動車関連企業への普及啓発 生産現場等の低炭素化支援 		
自動車関連企業の省・創・蓄エネ関連設備導入件数(累計)		- (2021年度)	80件(2030年度)	
III クリーンエネルギー供給拡大に資する環境・エネルギー関連産業の振興	⑥発電事業等の脱炭素化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域と共生した再生エネの導入に向けた環境整備の促進 		
		再生エネの発電出力	178万kW(2021年度)	300万kW(2030年度)
	⑦省・創・蓄エネ関連分野のイノベーション創出等(設備・住宅・建築物、蓄電池等)	<ul style="list-style-type: none"> 環境・エネルギー関連産業イノベーションの創出 地域中核企業等と県内大手企業とのマッチング機会提供 産学公連携による研究開発・事業化の促進 県産省・創・蓄エネ関連設備の普及啓発 		
		環境・エネルギー関連産業における事業化件数(累計)	76件(2021年度)	120件(2030年度)
		事業者への省・創・蓄エネ関連設備導入等の支援件数(累計)	65件(2021年度)	230件(2030年度)
	⑧水素利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 水素社会を見据えた新たな技術開発の促進による産業振興 先進的な水素利活用モデルの展開による地域づくり 水素利用の拡大に向けた基盤づくり 		
		燃料電池自動車等の導入台数(累計)	35台(2021年度)	700台(2030年度)
	⑨次世代を担う資源循環型産業の強化	<ul style="list-style-type: none"> 資源循環型産業の育成支援 リサイクル製品等の認定拡大 		
		山口県認定リサイクル製品数(累計)	506製品(2021年度)	614製品(2030年度)
	⑩県企業局の水力発電の供給力向上	<ul style="list-style-type: none"> 平瀬発電所の着実な建設と運転開始 既設発電所のリニューアル・リパワリングの推進、小水力発電所の開発 		
水力発電の供給力(最大出力)		51,652kW(2021年度)	53,000kW(2030年度)	

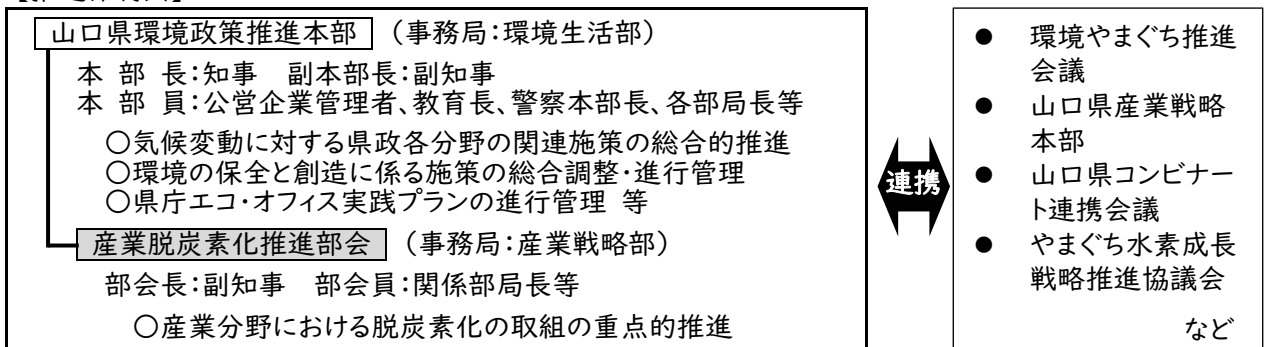
⁶⁶ 港湾脱炭素化推進計画カーボンニュートラルポート(CNP)の形成に向け、港湾管理者が官民連携による港湾における脱炭素化の取組を定める計画のことです。

先行プロジェクト	県の取組	取組内容				
		KPI				
		名称	基準	目標値		
IV 脱炭素社会においても「選ばれる企業」への成長促進・関連産業の集積	⑪ 県内企業・工場等における脱炭素化に向けた取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> 県内企業・工場等への脱炭素化に対する支援 脱炭素経営に取り組む中小企業への金融支援 「やまぐち維新でんき」による県内企業のCO₂排出削減を後押し 	事業者への省・創・蓄エネ関連設備導入等の支援件数(累計)【再掲】	65件 (2021年度)	230件 (2030年度)	
		⑫ 中小企業に対する普及啓発の促進、経営相談・研究開発等の支援機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> 山口県地球温暖化防止活動推進センターとの連携 経済団体等と連携した普及啓発 やまぐち産業振興財団、商工会議所等の支援機能の強化 金融機関と連携した普及啓発等 産業技術センターの技術支援の強化 	事業者の省エネ診断の受診件数(累計)	123件 (2021年度)	590件 (2030年度)
	中小企業経営革新計画件数(脱炭素化)		0件 (2021年度)	180件 (2030年度)		
	⑬ 脱炭素関連産業の新規立地・拡大投資の促進		<ul style="list-style-type: none"> 蓄電池や半導体等、グリーン関連分野の成長企業をターゲットにした強力な誘致活動の展開 脱炭素化に向けた取組を行う企業の設備投資への支援 	脱炭素に取り組む企業の誘致件数(累計)	25件 (2021年)※参考値	200件 (2023~2030年)
		V 脱炭素化に貢献する農林水産業の推進	⑭ 農業の自然循環機能の増進	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な農業の推進 良質堆肥の製造・利用 	有機農業面積	119ha (2020年度)
	⑮ 森林資源の循環利用の推進			<ul style="list-style-type: none"> エリートツリー⁶⁷等の活用 県産木材の利用促進 	県産木材供給量	30.1万m ³ (2021年度)
再造林率			28.5% (2016~2020平均)	60% (2030年度)		
⑯ バイオマスの活用推進			<ul style="list-style-type: none"> バイオマスの活用推進 	森林バイオマス利用量	64.2千t (2021年度)	94.0千t (2030年度)
	⑰ 水産資源の増殖とCO ₂ の吸収固定を担う藻場・干潟の保全・機能回復の促進		<ul style="list-style-type: none"> 藻場・干潟の保全や機能回復の促進 漁港施設を活用した藻場増殖等の取組 	漁港施設を有効活用した藻場造成箇所	- (2021年度)	7箇所 (2030年度)
【共通施策】		<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民理解の醸成 ○ 人材育成 ○ 国への働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 産業分野の脱炭素化の取組の重要性を広く周知 等 企業のニーズを踏まえた人材育成に必要な支援の実施 国の施策の取り込みや、新制度の早期構築等の適時適切な要望 			

5 推進体制等

戦略の積極的かつ着実な推進を図るため、知事を本部長とする山口県環境政策推進本部の下、産業分野における取組の重点的な推進に向けて設置した産業脱炭素化推進部会において、山口県産業戦略本部、山口県コンビナート連携会議など外部の知見も活用しながら適切に進行管理を行います。

【推進体制図】



⁶⁷ エリートツリー：形質や成長に優れた樹木を交配・育成した集団の中から特に優れたものとして選ばれた樹木のことをいいます。本県では、エリートツリーの中でもさらに厳しい基準をクリアし、農林水産大臣の指定を受けた品種を種子採取用母樹として使用していません。

第1節 背景

1 適応の必要性

「IPCC第6次評価報告書の第2作業部会報告書」では、「人為起源の気候変動はより頻繁で激しい異常気象を伴い、自然の気候変動を超えて、自然や人間に広範な悪影響と関連する損失や損害を引き起こしている。」とされています。

国内では、気温の上昇や大雨頻度の増加、降水日数の減少、海面水温の上昇等が現れており、高温による農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、気候変動の影響が既に顕在化し、これらの影響は、国の気候変動影響評価報告書（2020（令和2）年12月）により報告されています。

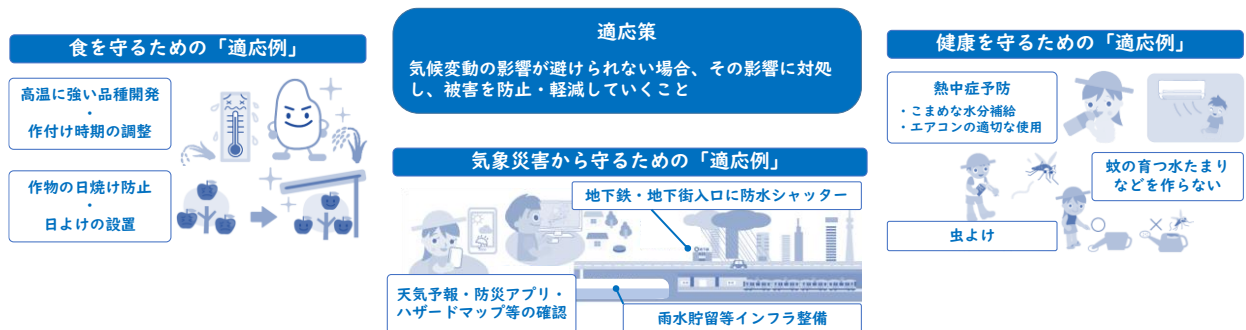
本県でも、時間当たり50mm以上の短時間強雨の増加や夏期の気温上昇による熱中症搬送者数の増加など、気候変動の影響と考えられる現象が既に現れてきています。

こうしたことから、地球温暖化による気候変動の影響に対して、これまで実施されてきた「緩和策」に加え、既に生じており、また、将来起こると予測される気候変動の影響による被害の防止・軽減等を図るための「適応策」を推進していくことも必要となっています。

このため、国では、2018（平成30）年11月に、「気候変動適応計画」を策定、同年12月に「気候変動適応法」を施行するとともに、国立環境研究所に気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供、地方公共団体や地域気候変動適応センターへの技術的助言や援助を行う「気候変動適応センター」を設立しています。

なお、2021（令和3）年10月に改定された国の「気候変動適応計画」では、最新の科学的知見を勘案しつつ、①農業、林業、水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災害・沿岸域、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦国民生活・都市生活の7分野で、影響評価と適応策の基本的な考え方及び施策を示しています。

本県においても、2021（令和3）年7月に気候変動適応法に基づき気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う「山口県気候変動適応センター」を山口県環境保健センター内に開設したところであり、今後、こうした取組に、気候変動の影響への適応の具体的な取組としての視点も加えた「適応策」が、事業者や県民などの多くの関係者に浸透していくことが求められています。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）をもとに県作成

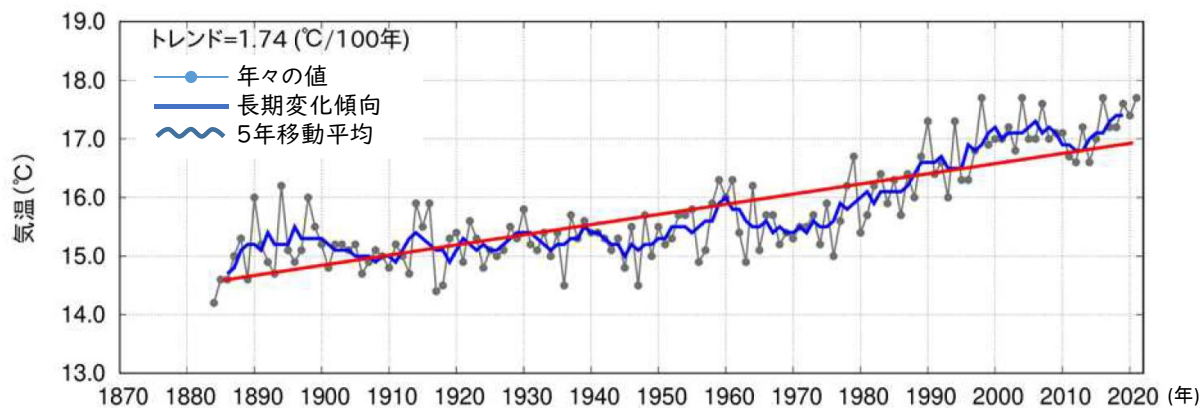
図 8-1 適応策の例

2 本県における気候変動の状況と将来予測

(1) 気候変動の状況

① 気温

過去100年当たりの年平均気温は1.74℃上昇しており、日本の平均1.28℃より上昇幅が大きくなっています。

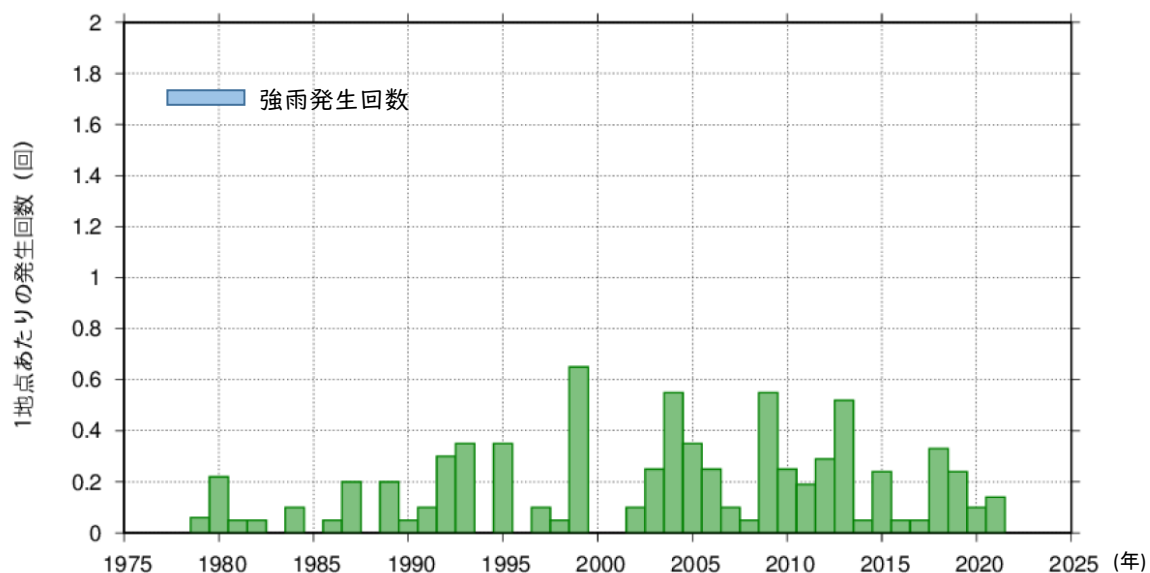


出典:福岡管区気象台「九州・山口県の気候変動監視レポート2021」

図 8-2 下関市の年平均気温の経年変化

② 降水量

過去100年当たりの降水量は、長期的には変化傾向は示されていません。一方、1時間降水量 50mm以上の年間発生回数は、1979(昭和54)年から1988(昭和63)年の平均回数(約0.07回)と比べて、2012(平成24)年から2021(令和3)年の平均回数(約0.20回)は約2.9倍に増加しています。



出典:福岡管区気象台「九州・山口県の気候変動監視レポート2021」

図 8-3 山口県の1時間降水量50mm以上の年間発生回数

(2) 気候変動の将来予測

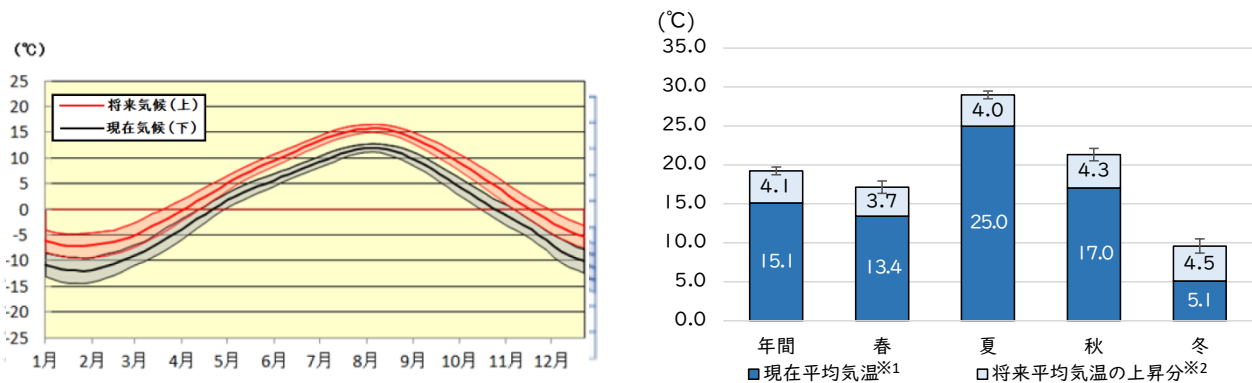
福岡管区気象台の「九州・山口県の地球温暖化予測情報 第2巻」を中心に、本県における気候変動の将来予測の概要を以下に示します。

なお、将来予測の前提条件は次のとおりです。

- ・20世紀末(現在気候:1980~1999年)から21世紀末(将来気候:2076~2095年)までの変化を予測
- ・気温等の将来予測は、温室効果ガスの排出量が最も大きくなるシナリオ「RCP8.5」をもとに予測

① 気温

21世紀末の年及び季節ごとの平均気温の差について、現在の気候と比較すると、年平均は約4.1℃の上昇が予測されています。また、季節別にみると、平均気温では冬の上昇が最も大きくなっています。



※ 縦軸は 現在気候の年平均値からの偏差として示しています。

※1 山口市における1980~1999年の年平均気温を平均した値

※2 将来平均気温は、山口県全域の平均上昇量を※1に加えた値

出典:福岡管区気象台「九州・山口県の地球温暖化予測情報 第2巻」

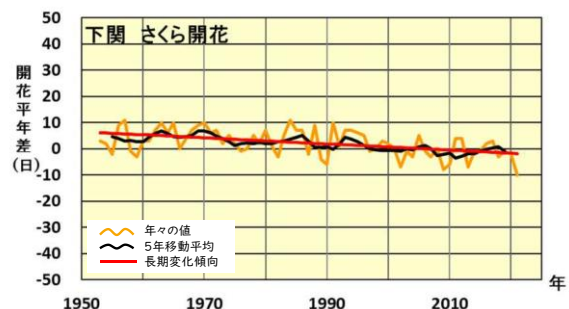
図 8-4 山口県の平均気温の変化 (現在気候の年平均との差)

コラム サクラの開花日

サクラの開花日の観測は、植物の状態が季節によって変化する現象を指標として、生物に及ぼす気象の影響、季節の遅れ・進みや気候の違いなど総合的な気象状況の推移を把握するために行われています。

本県のサクラの開花は、10年当たり約1.1日早くなっていますが、今世紀中~今世紀末の地域でのサクラの開花日は、冬季の気温上昇により、サクラの開花に必要な低温量が満たされず、西日本では、遅くなるのが予測されています。

また、全国的に、サクラの開花から満開までに必要な日数が短くなり、花見ができる日数の減少やサクラを観光資源とする地域への影響が予測されています。

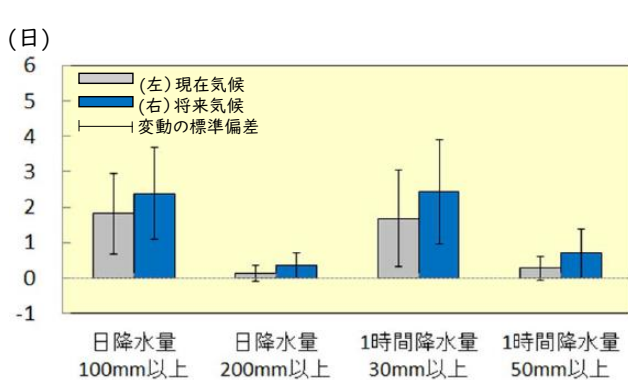


出典:福岡管区気象台「九州・山口県の気候変動監視レポート2021」

図 8-5 サクラ開花日経年変化傾向
(観測地点:下関市)

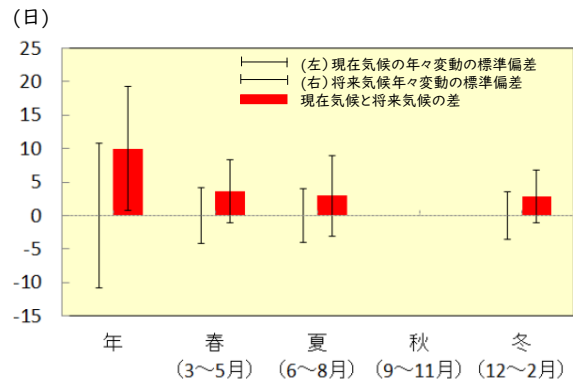
② 降水量

21世紀末の年間降水量については、短時間強雨の発生回数が増加することが予測されています。一方、無降水日は、年間で約10日間増加することが予測されています。



出典:福岡管区気象台「九州・山口県の地球温暖化予測情報 第2巻」

図 8-6 山口県の大雨・短時間強雨の発生頻度の変化



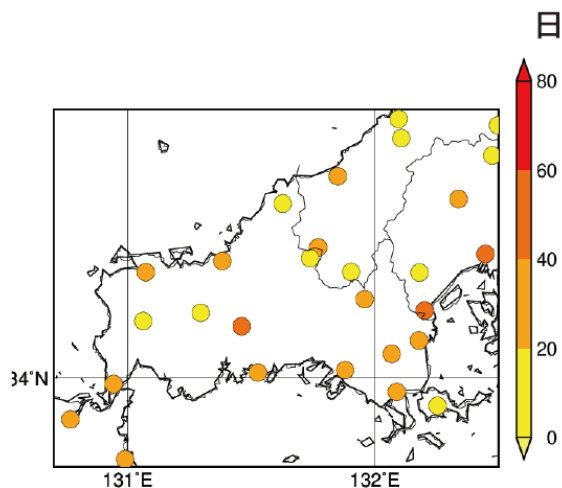
※ 秋の結果は、4種類の海面温度変化パターンによる傾向が一致していないため、データを表示していません。

出典:福岡管区気象台「九州・山口県の地球温暖化予測情報 第2巻」

図 8-7 山口県の無降水日数の変化 (将来気候と現在気候との差)

③ 猛暑日

21世紀末の猛暑日については、県全体では年間で約26日増加することが予測されています。

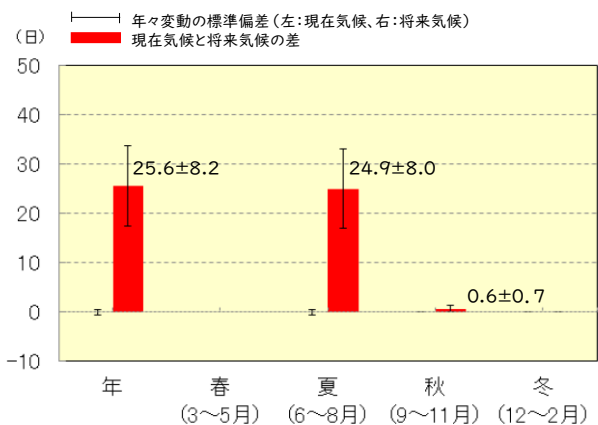


猛暑日の年間日数の変化(山口県)

今世紀末と20世紀末との差

出典:下関地方気象台「山口県の気候のこれまでとこれから」、福岡管区気象台「九州・山口県の地球温暖化予測情報 第2巻」

図 8-8 山口県の猛暑日の変化



※現在気候と将来気候で現象が発生していない場合、発生頻度が少なく信頼性が低い場合、または4種類の海面温度変化パターンによる予測計算結果の変化傾向が一致していない場合には、データを表示していません。

第2節 分野別の影響と適応の方向性

国の気候変動適応計画や影響評価結果のうち、本県にも影響の可能性のあるものや、既に把握している影響、現時点で想定される今後の適応の方向性について、国の気候変動適応計画に基づき、7分野に整理しました。

1 農業、森林・林業、水産業

近年、農産物や水産物などの高温による生育障害や品質低下など、農林水産業は気候変動の影響を最も受けやすい分野とされています。この分野は、食料の安定供給の確保、国土の保全等の多面的機能などを担っていることから適応の取組が重要とされています。

なお、農林水産省においては、気候変動影響の予測、評価等に関する最新の科学的知見及び食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する戦略を踏まえ、農林水産分野についてより具体的な適応な計画に関する計画を定めた「農林水産省気候変動適応計画」を策定しています。

(1) 気候変動の影響

○ 農業

高温により、内部が白濁する米の白未熟粒⁶⁸の発生やみかんの浮皮^{うきかわ}などの水稻や果樹の品質低下、干ばつによる大豆の落莢^{らつきょう}数の増加、花き類の開花遅延や斑点米の産出能力の高いイネカメムシの発生量増加などが確認され、将来的にも農作物の品質低下や病虫害の被害増加、多雨や渇水による農業生産基盤への影響が懸念されています。

○ 畜産業

暑熱による家畜への影響は、食欲の不振、繁殖力の低下、増体量の減少など多岐にわたり、暑熱による家畜全般の生産性の低下が懸念されています。

○ 森林・林業

時間当たり50mm以上の豪雨の発生頻度の増加が確認され、将来の降雨状況が厳しくなる面が予想される等、山地崩壊や人家に影響のある土砂災害も懸念されています。

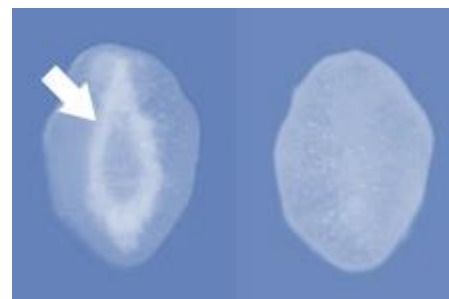
また、気温の上昇による森林病虫害被害の拡大や、シタケの原木栽培における病虫害発生地⁶⁸の拡大及び発生日数の増加による被害が懸念されています。

○ 水産業

気象庁によると日本海南西部の海面水温の上昇が確認されています。(上昇率 1.31 ± 0.3 °C/100年)

高水温が要因とされる魚類等の回遊性の変化から、回遊性魚介類についての漁獲量の減少や瀬戸内海等での南方系魚類の増加などが確認されています。冷水性カレイ類(マコガレイ等)の生息不適地となる可能性や有害プランクトンによる赤潮発生⁶⁸の長期化、藻場への影響などが懸念されています。

本県でも、海水温の上昇による環境変化等もあり、日本海側の重要魚種であるマアジ、ケンサキイカの来遊量や漁場形成が不規則となっています。また、2013(平成25)年度には、高水温による藻場の枯死が発生しています。



白未熟粒

正常粒

出典:農林水産省
「平成27年地球温暖化影響調査レポート」

図 8-9 水稻の品質低下(白未熟粒)の例

⁶⁸ 白未熟粒:農産物は、育成環境等により生育状況が変化し、農産物の形や色に影響を与えてしまいます。白未熟粒(高温により、デンプンの蓄積が不十分なまま成熟し、白く濁った粒)やカメムシ類による斑点米(吸汁加害されて変色した米)などの品質低下は、落等(検査等級の低下)による経済的な損失につながります。

○ その他

気候変動による積雪量減少や土地利用の変化によりニホンジカの増加が確認され、植生への食害・剥皮被害などが懸念されています。

(2) 適応の方向性

○ 農業

- ・大雨、台風等、干ばつ、防霜への対応に係る技術対策の情報提供
- ・高温耐性品種の導入や栽培技術の指導などの普及定着及び試験研究機関による研究開発
 - イネの高温耐性品種の導入や高温障害を軽減するための栽培技術(追肥、夜間灌漑^{かんがい}等)の指導
 - 温州みかんの浮皮対策(石灰資材やジベレリン等の散布)の指導・耐性品種導入の検討
 - 大豆の畝間^{うねま}かん水指導 など
- ・高温耐性等の奨励品種への選定・普及
- ・カメムシ類などの病虫害発生予報の発信や病虫害対策技術の確立や情報提供
- ・果樹共済制度を活用した、気象災害による減収の補填(セーフティーネット)
- ・防風ネットや多目的スプリンクラー、防霜ファン、強化果樹棚などの生産基盤の整備や気象情報を迅速に提供する体制づくりの推進
- ・生産や地域を支える基盤整備や防災力強化などの推進
- ・鳥獣被害防止対策の強化

○ 畜産業

- ・大雨、台風等への対応に係る技術対策の情報提供
- ・細霧システムや換気扇などの生産基盤の整備や暑熱対策手法の指導

○ 森林・林業

- ・治山施設の整備や森林整備の推進などによる森林の公益的機能の維持・向上
- ・山地災害防止に関する普及啓発
- ・森林病虫害及び鳥獣被害等防止対策の実施

○ 水産業

- ・調査船による海洋観測や水温の観測結果等の漁業者への情報提供
- ・漁業者の効率的な漁場探索を支援するため、調査船の観測データ等の解析による情報提供技術(漁場形成予測システム)の高精度化・運用
- ・温暖化に伴い増加した魚介類の生態、資源動向調査及び漁法、加工技術の開発
- ・海水温変化等を踏まえたアサリの増産技術やタイラギの養殖技術などの開発・定着化
- ・夏場の高水温による有害プランクトンや藻場への影響調査や漁獲物への影響防止技術の開発



出典:やまぐちお米通信

図 8-10 高温耐性米「恋の予感」



出典:山口県水産研究センター

図 8-11 タイラギ養殖技術の開発

【関係部局】環境生活部、農林水産部

2 水環境・水資源

気候変動による環境への影響として、水温の上昇以外に、降水量・降水パターンの変化に伴い、例えば、短期間に集中して強雨が降る発生頻度が増加することで急激に多量の汚濁物質の流入が発生すること、また、小雨による河川流量の減少により、瀬戸内海の水質に影響が生じること等が、一部の地域で想定されていることから、令和4年4月1日から施行された、改正瀬戸内海特別措置法には、新たに気候変動の適応の概念が加えられています。

(1) 気候変動の影響

○ 水環境

・公共用水域（河川・湖沼・海域）の水温の変化が確認されており、水質の変化、流域からの栄養塩類等の流出特性の変化による水域の富栄養化などが生じることが懸念されます。

○ 水供給

・短期間強雨の頻度が増加する一方で、降水日数は減少しており、渇水の発生の頻発化による取水制限や農業分野への影響も想定されます。

(2) 適応の方向性

○ 水環境

・公共用水域の水質モニタリングや結果の分析、情報提供、工場・事業場排水対策、生活排水対策などの流入負荷量削減対策の実施など

○ 水供給

・山口県土木防災情報システムによる情報提供
・渇水時の水の利用の調整、水源涵養機能の維持推進
・工業用水の安定供給体制の強化に向けた取組の推進など

【関係部局】環境生活部、土木建築部、農林水産部、企業局

3 自然生態系

気候変動に対して生態系は全体として変化するため、これを人為的な対策により広範に抑制することは不可能であることから、本分野での適応策の基本は、モニタリングによる生態系と種の変化の把握と気候変動などの要因によるストレスの低減や生態系ネットワークの構築により、順応性の高い健全な生態系の保全と回復を図ることとされています。

(1) 気候変動の影響

○ 陸域生態系

・積雪量の減少と耕作放棄地の増加によるニホンジカの生息適地の増加が懸念されています。

○ 淡水生態系

・水温の上昇による湖沼の鉛直循環の停止や貧酸素化などによる湖沼への影響、降水量の減少や湿原低下による湿地への影響が懸念されています。

○ 沿岸生態系

・海水温の上昇等によりサンゴの白化現象が発現しており、将来的にも熱帯・亜熱帯性のサンゴは、日本近海の生育域が消滅する可能性が危惧されています。また、沿岸域の生態系の変化は、沿岸水産資源となる種に影響を与えるおそれがあります。

・県内では、2013(平成25)年には、九州北部から山口県に至る約200kmの海岸線沿いで、高水温が要因と考えられるアラメやカジメなどの海藻の衰退現象が発生しています。

(2) 適応の方向性

- ・鳥獣被害防止対策の強化【再掲】
- ・公共用水域の水質モニタリングや結果の分析、情報提供【再掲】
- ・レッドデータブックや外来種リスト等を活用した希少種保護や外来種対策
- ・産官学民の協働・連携による森里川海を育む流域づくりの推進

【関係部局】環境生活部、農林水産部

4 自然災害・沿岸域

自然災害・沿岸域分野は、気候変動による大雨等の発生頻度や降水量の増加により生じる洪水や内水氾濫等の影響、また、沿岸域での海面上昇や台風等に伴う高潮・津波、海岸浸食等への影響が懸念されます。

このような水災害リスクの増大に備えるため、河川・下水道等の管理者が主体となって行う従来の治水対策に加え、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）までを一つの流域として捉え、流域に関わるあらゆる関係者（国、県、市町、企業、住民等）が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進めることとされています。

(1) 気候変動の影響

- ・短時間強雨の発生回数の増加などにより、今世紀末には現在に比べて浸水被害が1～3割増加する可能性もあるとされ、施設の能力を上回る水害の頻発が懸念されています。また、発生頻度は低いものの、施設の能力を大幅に上回る外力（災害の原因となる豪雨等の自然現象）による水害の発生や土砂災害の発生が懸念されています。
- ・気候変動により海面が上昇する可能性は高く、台風規模の強大化による沿岸地域の高潮被害の増大が懸念されます。
- ・県内では、直近10年間で2013(平成25)年、2014(平成26)年、2018(平成30)年の3度、豪雨による甚大な浸水被害が発生しており、災害廃棄物も発生しています。



出典：山口県防災危機管理課「やまぐち防災ガイドブック」

図 8-12 大雨による土砂災害

2014(平成26)年8月6日大雨災害(岩国市)



図 8-13 浸水被害

2018(平成30)年7月7日大雨災害(光市)

(2) 適応の方向性

○ 災害全般

- ・若い世代の防災活動への参画や自主防災組織間の交流などによる自主防災組織の活性化
- ・想定最大規模の高潮・洪水に対応した浸水想定区域の指定の推進及びハザードマップを活用した率先避難や呼びかけ避難など、住民の自発的な避難行動の促進
- ・高齢者や障害者などの避難行動要支援者の避難対策の促進
- ・防災やまぐち、山口県土木防災情報システムによる情報提供
- ・災害対応拠点となりうる廃棄物処理施設の強靱化や廃棄物処理体制の確保による災害廃棄物処理対策の推進
- ・保険・共済加入をはじめとした自然災害への備えについての普及啓発を行うことを目的とした「山口県地震等災害保険・共済加入促進協議会」の設立
- ・災害からの復興時に、より災害リスクを低減する土地への移動など、気候変動への適応をふまえた「適応復興⁶⁹」の推進

○ 水害

- ・浸水被害の軽減・最小化を図るため、市町による下水道（雨水）の整備、内水ハザードマップの作成・公表や防災訓練等を通じた住民のハザードマップの活用促進
- ・災害に強い都市の形成を図るため、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策を「都市計画区域マスタープラン」に盛り込むことによる都市防災の推進
- ・行政や気象台の連携による、減災に向けたハード・ソフト対策の一体的、総合的、計画的推進
- ・洪水浸水想定区域図の作成や市町の洪水ハザードマップの公表状況の情報提供

○ 高潮・津波

- ・市町の高潮・津波ハザードマップなどの公表状況の情報提供

○ 土砂災害

- ・土砂災害防止施設の整備、土砂災害警戒区域等の指定
- ・市町の土砂災害ハザードマップの公表状況の情報提供
- ・下関地方気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表
- ・山口県土砂災害ポータルによる情報提供
- ・災害リスクが特に高い地域の宅地開発等の抑制等、リスクを考慮した土地利用の促進



図 8-14 山口県土木防災情報システム

出典：山口県土木防災情報システム

【関係部局】総務部、環境生活部、土木建築部

⁶⁹ 適応復興：災害からの復興に当たって、単に地域を元の姿に戻すという原形復旧の発想に捉われず、将来のインフラのメンテナンスコストの抑制を図る観点も踏まえつつ、土地利用のコントロールや災害リスクの低い土地への住居・施設の移転など、気候変動の適応をふまえた復興のことをいいます。

5 健康

(1) 気候変動の影響

- ・熱中症患者の救急搬送者数は、一定の気温以上になると急激に増加するため、将来的にも熱中症や熱ストレスの増加などによる健康影響への低減に向けた措置が必要になっています。
- ・デング熱等の感染症を媒介する蚊（ヒトスジシマカ）の生息域が東北地方北部まで拡大しており、感染症リスクの増大も懸念されています。
- ・温暖化と大気汚染の複合影響について、気温上昇による生成反応の促進等により、粒子状物質などの汚染物質の濃度変化が報告されています。

(2) 適応の方向性

○ 熱中症

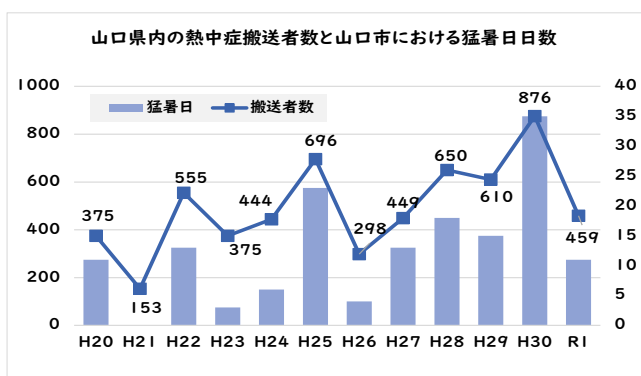
- ・熱中症救急搬送者数の把握や公表による注意喚起
- ・暑さ指数⁷⁰予報値の発信や熱中症予防対策の周知
- ・農作業中の熱中症の注意喚起や、教師、児童生徒に対する熱中症事故防止対策等の普及・啓発

○ 感染症

- ・蚊やダニが媒介する感染症に関する注意喚起やその他の感染症対策に関する啓発・情報提供

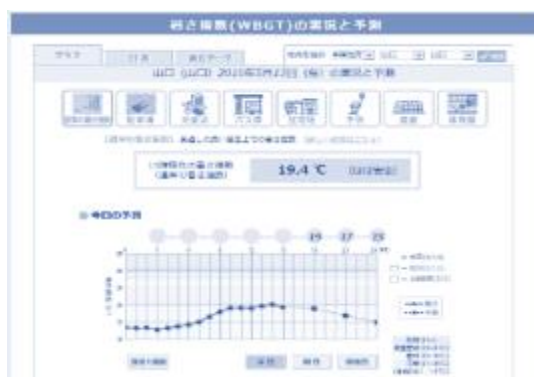
○ その他

- ・オキシダントや浮遊粒子状物質などの汚染物質のモニタリングの継続



搬送者数：各年の7～8月に発生した件数
 出典：山口県消防保安課、気象庁発表資料をもとに山口県環境政策課で作成

図 8-15 山口市における猛暑日数と
熱中症搬送者数



出典：環境省「熱中症予防情報サイト」

図 8-16 観測地点別予報値の掲載例

【関係部局】総務部、環境生活部、健康福祉部

⁷⁰ 暑さ指数 (WBGT)：湿球黒球温度 Wet Bulb Globe Temperature の略。人体と外気との熱のやりとり (熱収支) に着目し、人体の熱収支に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射 (ふくしゃ) など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標で、単位は気温と同じ摂氏度 (°C) で示されます。

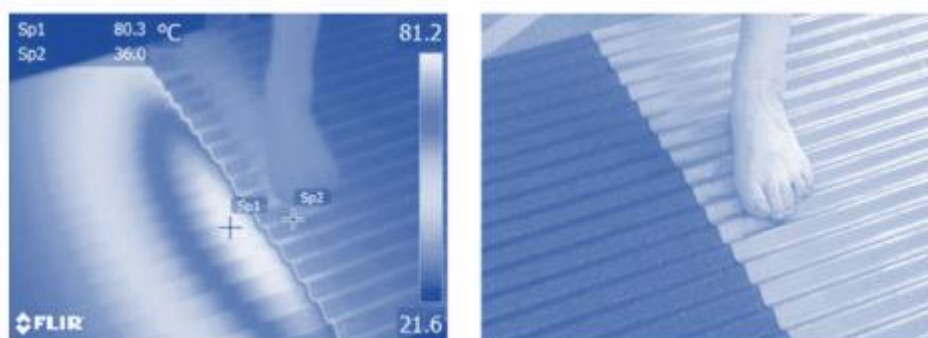
6 産業・経済活動

(1) 気候変動の影響

- ・平均気温の上昇により、企業の生産活動への低下、海面上昇や極端現象の頻度や強度の増加による生産設備等への被害の恐れなどが懸念されています。
- ・自然災害の発生による観光客の安全性への影響や風評による観光客の減少が懸念されています。
- ・一方で、気候変動の影響に対し、災害リスクを予測・評価するサービス、屋外作業員の熱ストレスを管理するサービス等、影響への適応をビジネスチャンスの拡大とする見方もあります。

(2) 適応の方向性

- ・大規模な自然災害等の発生に備え、観光関係機関による協議会の設置
- ・建設業等の屋外労働環境における暑熱対策の支援
- ・企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るためのBCP⁷¹ (Business Continuity Plan:事業継続計画)の策定支援
- ・観光旅行者の安心・安全の確保
- ・適応対策に関連する製品の開発や普及を支援する適応ビジネスの支援、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)事業活動に対して気候関連の情報開示の普及など



出典:気候変動適応情報プラットフォーム「適応ビジネスの事例」

図 8-17 適応製品の例(屋外遮熱塗装:トタン板)

～屋根材の温度が80℃になっても素足で歩ける屋根～

【関係部局】環境生活部、観光・スポーツ文化部

⁷¹ BCP:大規模な災害や事故、感染症の流行など緊急事態が発生した際において、いち早く事業の復旧を試み、ビジネスの継続を実現するための対策計画のことをいいます。

7 県民生活

(1) 気候変動の影響

○インフラ・ライフライン

- ・気候変動による短時間の豪雨・強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等による、インフラ・ライフライン等への影響が危惧されています。

○暑熱による生活への影響

- ・快適性の損失など暑熱による生活への影響や熱ストレスが懸念されています。

(2) 適応の方向性

○インフラ・ライフライン

- ・市町や関係団体等と連携した広域的な災害廃棄物処理体制の強化
- ・風水害等の災害に備え、応急対策協定等の協力体制の構築
- ・災害時の電源確保のための自立型電源の普及
- ・防災拠点への再エネを用いた自立・分散型電源設置の検討・推進
- ・山口県土地利用基本計画書等に基づく、グリーンインフラ⁷²の取組推進

○暑熱による生活への影響

- ・ZEHをはじめとしたより高い省エネ水準の住宅を普及
- ・ヒートアイランド対策材料の定量評価法に関する研究
- ・熱ストレスの予防対策の啓発やクールシェアの取組等による熱ストレス回避策の提供



出典：山口県環境政策課

図 8-18 山口県版シェアマップ

【関係部局】環境生活部、土木建築部

⁷² グリーンインフラ：社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるものです。

第3節 適応の推進

1 科学的知見の充実・リスク評価の促進

気候変動の影響は不確実性を伴うことから、適切なリスク評価やその評価に基づいた対策を実践していくため、科学的知見を充実させることが重要です。

現在、国においては、気候変動影響評価報告書を通じて、影響の程度、可能性等（重大性）、影響の発現時期や適応の着手・重要な意思決定が必要な時期（緊急性）、情報の確からしさ（確信度）の3つの点から評価を行っています。

こうした点から、本県においても、例えば、国の「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）」の活用や、国立環境研究所からの気候変動に関する観測・予測データ入手による最新情報の更新を行い、県内の試験研究機関や大学などの地域での研究成果も活用しながら、科学的知見の充実やリスク評価を促進していきます。

2 適応に関する普及啓発等

気候変動の影響への適応に対する具体的な取組を実施する上で、県民や事業者、NPO等民間団体、行政機関などの各主体が連携し、それぞれの主体に応じた普及啓発や情報提供を継続的に進めることが必要です。

また、農林水産や防災、健康増進などの多くの分野で、現在でも既に行われている取組も多くあります。今後は、必要に応じて、これらに「適応」の視点も加えて、より社会ニーズに即した持続可能性のある取組へ展開していくことが求められています。

こうしたことから、これまでも緩和策の普及啓発を行っている山口県地球温暖化防止活動推進センターや、地球温暖化防止活動推進員とも連携しながら、環境学習や関連セミナー等での啓発、チラシ、ホームページを活用した情報発信を行い、県民や事業者の適応の取組を促進します。

さらに、山口県気候変動適応センターにおける関係機関との連携や情報発信機能の強化及び人材育成のための研修機能の充実により、長期間にわたる気候変動適応に携わる体制の持続性を図ります。

また、気候変動に対する既存技術や、新たな技術開発や製品開発、それに付随する新たなサービスの創出は、ビジネスチャンスにもなり得る側面もあり、関連分野の市場（マーケット）を広げるような取組も今後は検討を行います。

3 適応の推進体制など

適応の取組は、長期にわたって実施することが重要であり、それらを推進するための体制整備が必要です。このため、気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターである「山口県気候変動適応センター」を中心に、庁内の関係部局と連携を図りながら、区域内での気候変動の影響や適応に関する情報の収集、整理、分析、提供等を行うこととします。

また、国立環境研究所が実施する各種研修への参加や、地域の大学等が主催する研究会への参画等、国、自治体、大学、研究機関等での適応に関する取組の共有と地域レベルでの適応の連携を図っていくこととします。

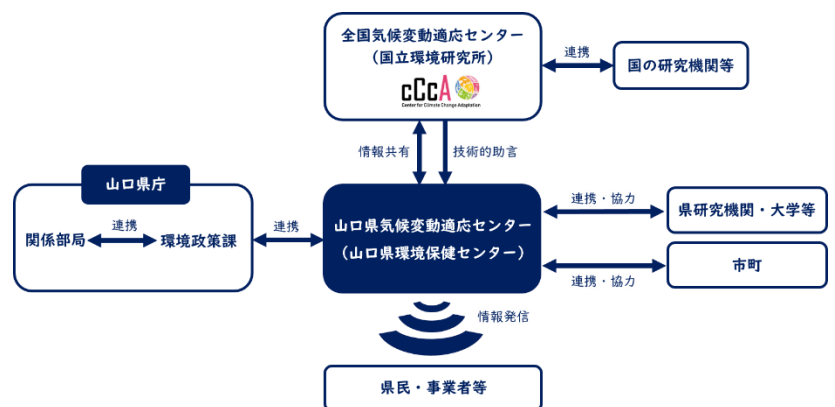


図 8-19 適応の推進体制

第9章 推進体制と進行管理

第1節 推進体制

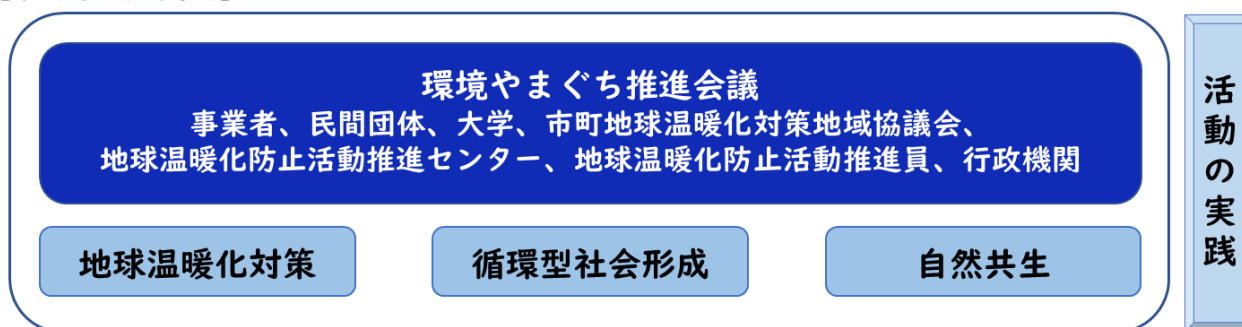
地球温暖化対策には、社会を構成するすべての主体が、それぞれの日常的な活動と環境との関わりを認識するとともに、自主的かつ積極的に取組を進める必要があります。

また、本県において、各主体が温室効果ガス排出量の削減目標の達成を目指し、持続可能な脱炭素社会を構築するためには、県民、事業者、NPO等民間団体、行政など、すべての主体がそれぞれの能力を活かし、緊密に連携を図りながら、総合的に取組を進めていくことが重要です。

県民運動の推進母体である「環境やまぐち推進会議」は、事業者、NPO等民間団体、大学、市町地球温暖化対策地域協議会、山口県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、行政機関など、各分野の委員から構成されており、それぞれの主体独自や、主体間の連携・協働による取組により、計画を推進していきます。

県庁においては、全庁組織である「山口県環境政策推進本部」において、脱炭素社会実現に向けた県政各分野の取組の総合的・計画的な推進に努めます。

【県民運動推進母体】



連携

【県庁内推進体制】

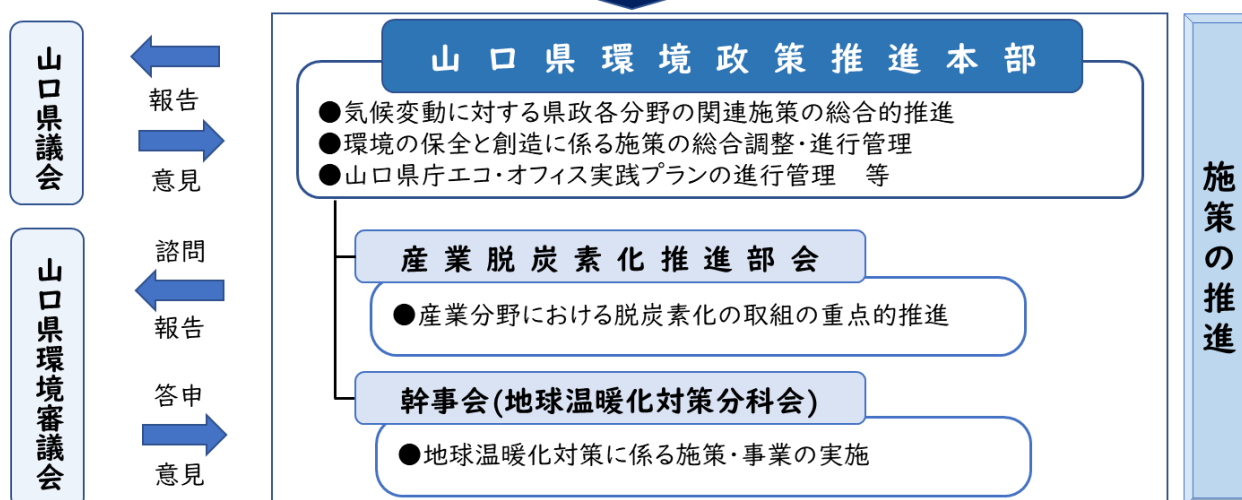


図 9-1 計画の推進体制

第2節 進行管理

1 計画の進捗状況の把握

計画を着実に推進し、実効性のあるものとするために、PDCAサイクルを活用し、取組の実施状況や目標等を把握します。

2 他の行政計画との調整

本計画は、「山口県環境基本計画（第4次計画）」を始め、「山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）」等、その他関連する計画との調整や相乗効果を図るため、定期的な情報交換を行いながら計画を推進していきます。

また、国の温暖化対策や社会情勢の変化、脱炭素技術の研究開発や普及状況を踏まえつつ、必要に応じて見直しを行います。

3 進捗状況等の公表

温室効果ガスの排出状況や取組の実施状況、目標等の進捗状況は、毎年度、「環境白書」や県のホームページ等で公表し、県民への周知を図るとともに、山口県議会や山口県環境審議会への報告を行い、得られた意見を施策や事業の改善へ反映していきます。

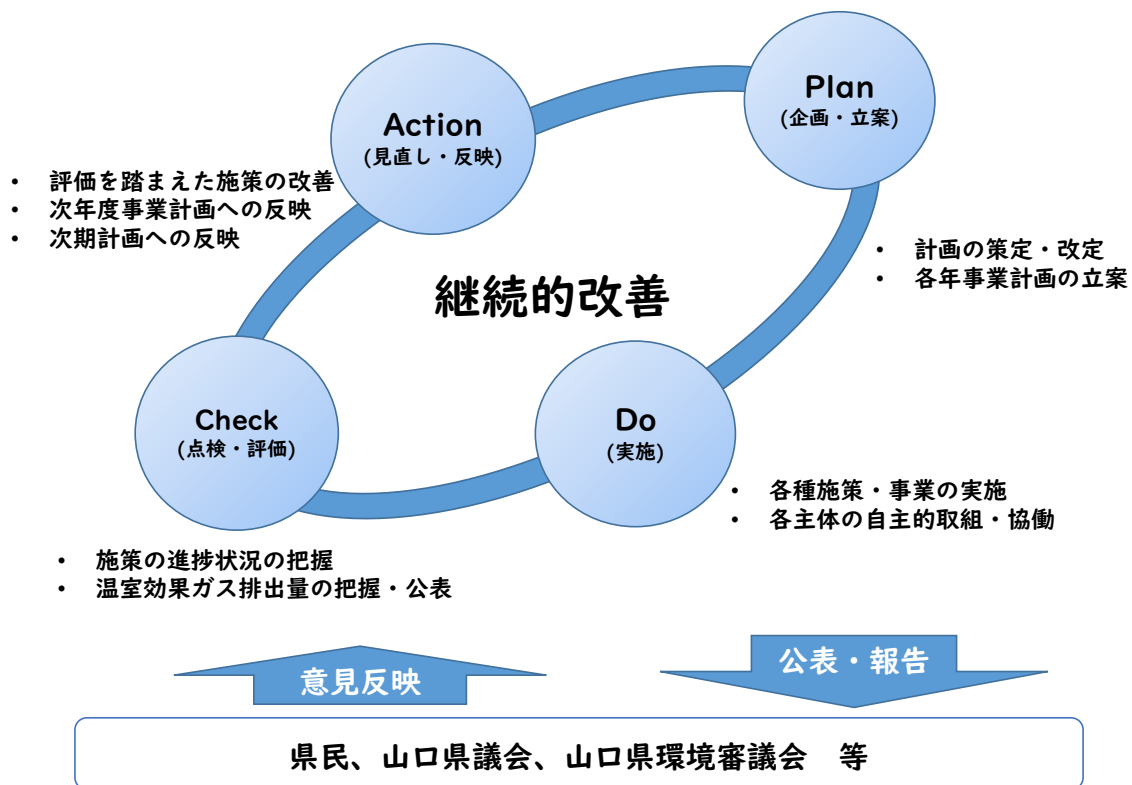


図 9-2 計画の進捗管理

第10章 県庁の温室効果ガス排出量の削減の取組(エコ・オフィス実践プラン)

第1節 基本的事項

1 計画の目的

県自らが大規模な事業者・消費者であるとの認識の下、行政事務・事業の実施に際し、地球温暖化防止に向けた取組を実行することにより、県の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出抑制等を図ることを目的とします。

2 計画の期間

2021(令和3)年度から2030(令和12)年度までとします。

なお、本計画は、今後の国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

3 計画の基準年度

基準年度は、2013(平成25)年度とします。

4 計画の対象

(1) 対象とする温室効果ガス

CO₂、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボン類を、本計画の温室効果ガス排出量の算定対象とします。

その他の温室効果ガスであるパーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素については、発生源の設置状況等から排出量が少ないと推定され、また、排出実態の把握が困難であることから、算定の対象外としました。

(2) 対象範囲

対象範囲は、県が実施する事務・事業全般とします。

(3) 対象機関

対象機関は、本庁及び出先機関並びに指定管理者制度に基づく指定管理施設とします。

第2節 温室効果ガス排出量の現況

2021(令和3)年度の県の事務・事業に伴う温室効果ガスの総排出量(CO₂換算)は、24,120 t-CO₂となっています。

温室効果ガスの排出量をCO₂換算で物質別にみると、CO₂が全体の92.5%と大部分を占め、次いでメタンの5.1%、一酸化二窒素の2.3%となっています。

また、発生原因別の温室効果ガス排出割合は、電気の使用が61.8%と最も大きく、次いで自動車の走行が15.5%、自動車・船舶を除く燃料の燃焼が11.7%と、これら3種類で全体の約89.1%となっています。

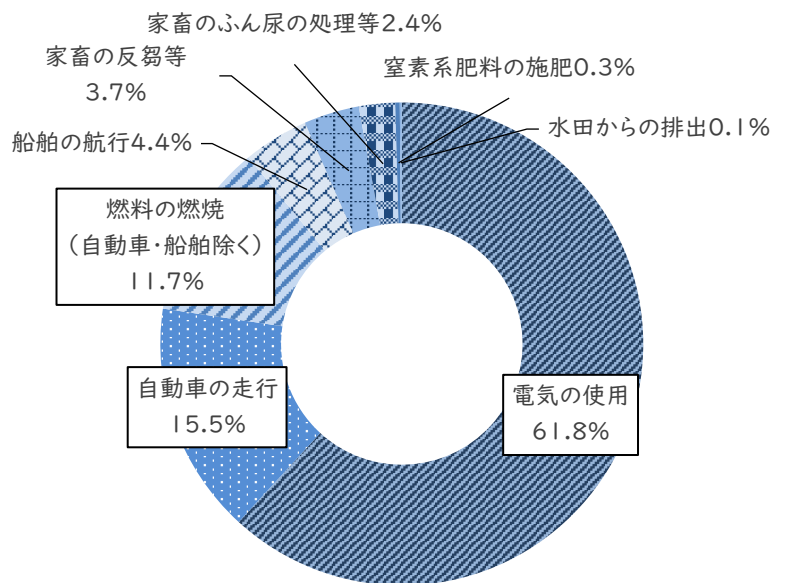
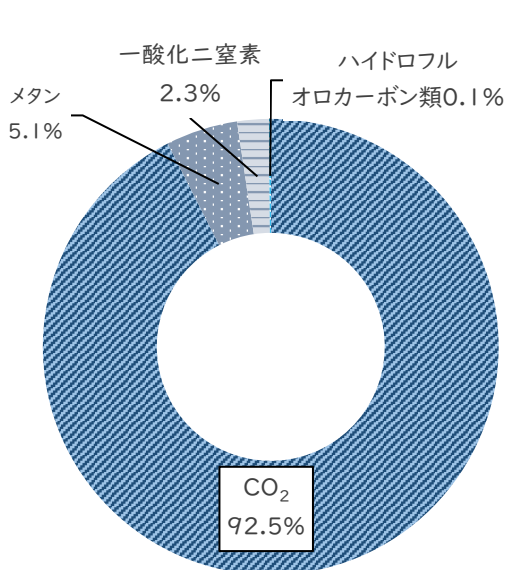


図 10-1 物質別の温室効果ガス排出割合

図 10-2 発生原因別の温室効果ガス排出割合

表 10-1 温室効果ガス排出量 (CO₂換算:t-CO₂)

区分	二酸化炭素 CO ₂	メタン CH ₄	一酸化二窒素 N ₂ O	ハイドロフルオロカーボン類 HFCs	合計
電気の使用	14,907	0	0	0	14,907
自動車の走行	3,567	8	144	28	3,749
燃料の燃焼(自動車・船舶除く)	2,799	16	9	0	2,824
船舶の航行	1,045	3	9	0	1,057
家畜の反芻等	0	895	0	0	895
家畜のふん尿の処理等	0	276	308	0	584
窒素系肥料の施肥	0	0	73	0	73
水田からの排出	0	32	0	0	32
合計	22,319	1,229	543	28	24,120

※ 温室効果ガスの排出係数は、原則として地球温暖化対策推進法施行令第3条に示す係数を利用

第3節 目標と主な削減取組

1 目標

温室効果ガス排出量の削減目標を、以下のとおり設定します。

県の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量を2030(令和12)年度において、2013(平成25)年度レベルの53%削減を目指します。*

- 2013(平成25)年度における実績排出量 36,229t- CO₂
- 目標年度(2030(令和12)年度)における目標排出量 17,028t- CO₂
- 削減率(削減量) 2013(平成25)年度に対し53%(19,202t- CO₂)

※ 国の動向等を踏まえ、必要に応じて目標値を見直します。

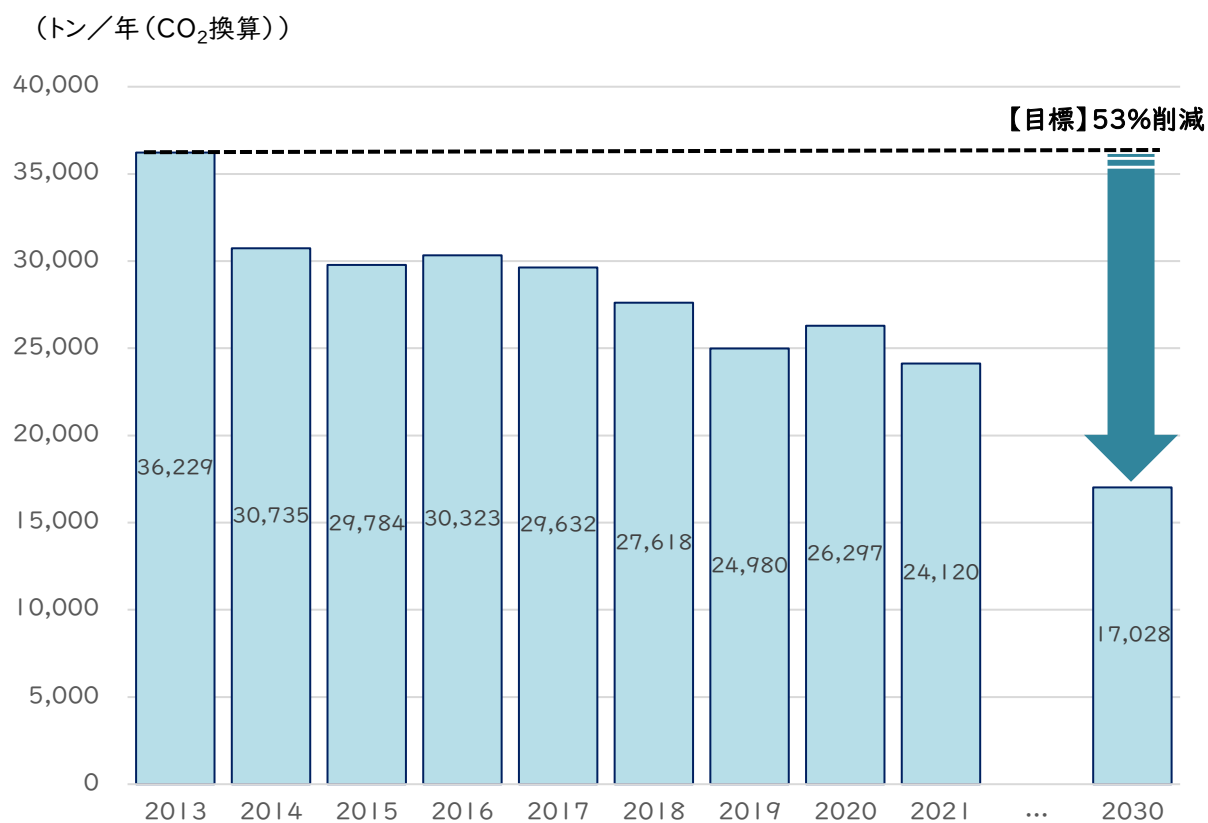


図 10-3 温室効果ガス排出量の推移及び削減目標

2 主な削減取組

県では、「山口県庁エコ・オフィス実践プラン推進委員会」による活動等を通じ、電気や水、コピー用紙の節減、再生紙の利用、古紙回収、ノーマイカー運動など、環境負荷の低減に向けた様々な取組を推進してきました。

本節では、これらの取組を体系化し、より一層効果的なものとするため、業務効率を向上させる良好な執務環境の確保に配慮しつつ、引き続きすべての職員が、それぞれの事務・事業を進めるに当たり、より環境に配慮した効果的かつ積極的な取組の実践に努めることとします。

表 10-2 環境負荷の低減のための取組項目及び項目ごとの目標

取組項目		目標
大項目	中項目	
(1) 省資源・省エネの推進	① 電気使用量の削減	・現状より削減(年1%以上)
	② 燃料等の使用量の削減	・現状より削減(年1%以上)
	③ 水使用量の削減	・現状より削減
	④ 公用車の利用合理化等	・公用車の利用合理化を図る ・徒歩や自転車利用に努める
	⑤ 通勤時の自動車利用の削減	・ノーマイカー通勤を2回/月実施 ・テレワーク等の実施
	⑥ 用紙類の使用量の削減	・現状より削減
	⑦ 物品等の長期使用等	・物品等の長期利用に努める
(2) 環境に配慮した製品等の購入・使用(グリーン購入等の推進)	① 省エネ型電気製品、OA機器等の購入、使用	・省エネ機器の購入、使用に努める
	② 再生紙の使用促進	・古紙/パルプ配合割合等が可能な限り高いものの使用に努める
	③ 環境負荷の少ない製品、原材料等の使用	・環境負荷の少ない製品の購入、使用に努める
	④ 環境に配慮した電気の調達	・再エネ電力への切り替えに最大限取り組む
	⑤ 電動車の導入	・代替可能な電動車がないなど、支障がある場合を除き、新規導入・更新する公用車は、電動車の導入に努める
(3) 建築物の建設・管理等における配慮	① 環境配慮型の施設への転換	・再エネ等の利用 ・太陽光発電設備の最大限導入 ・省エネ設備等の導入 ・県が整備する建築物の木造化、内装や外構等の木質化の推進 ・公共建築物の建築時のZEB化検討
	② 敷地内の緑化や周辺の自然環境の保全等	・敷地内の緑化や周辺自然環境の保全等に努める
	③ 県有施設に係るフロン対策の推進	・県有施設に係るフロン対策を推進
	④ 適切な処理施設等の設置、管理	・適切な処理施設の設置、管理に努める
	⑤ 施工時の環境負荷の低減及び建設廃棄物の削減と再利用	・環境負荷の少ない施工作业の実施及び建設副産物の削減と再利用に努める
(4) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進	① 廃棄物の減量化	・現状より削減
	② 廃棄物のリサイクル	・ごみのリサイクル率 本庁:75%以上 出先:現状より向上 ・古紙リサイクル率 本庁:75%以上 出先:現状より向上
(5) 県主催イベント等の環境配慮の取組	大規模イベント等の環境配慮の取組	・県主催の大規模イベント等の環境配慮の取組を進める
(6) 職員の環境保全意識の向上	① 環境に係る研修及び情報提供	・環境に係る研修及び情報提供に努める
	② 環境保全活動への職員の参加の促進	・環境保全活動への職員の参加を促進する

第4節 推進と点検評価

1 推進体制の整備

知事を本部長とする「山口県環境政策推進本部」により、計画の推進・調整・進行管理を行います。

各部局の主管課及び地域行政連絡協議会（各1名）の「エコ・オフィス推進委員」による、「エコ・オフィス推進委員会」により、計画の点検、指導、取りまとめを行います。

各課及び各出先機関の「エコ・オフィス推進指導員」（正副2名）による、「エコ・オフィス推進指導員会議」により、各所属における取組の点検、指導を行います。

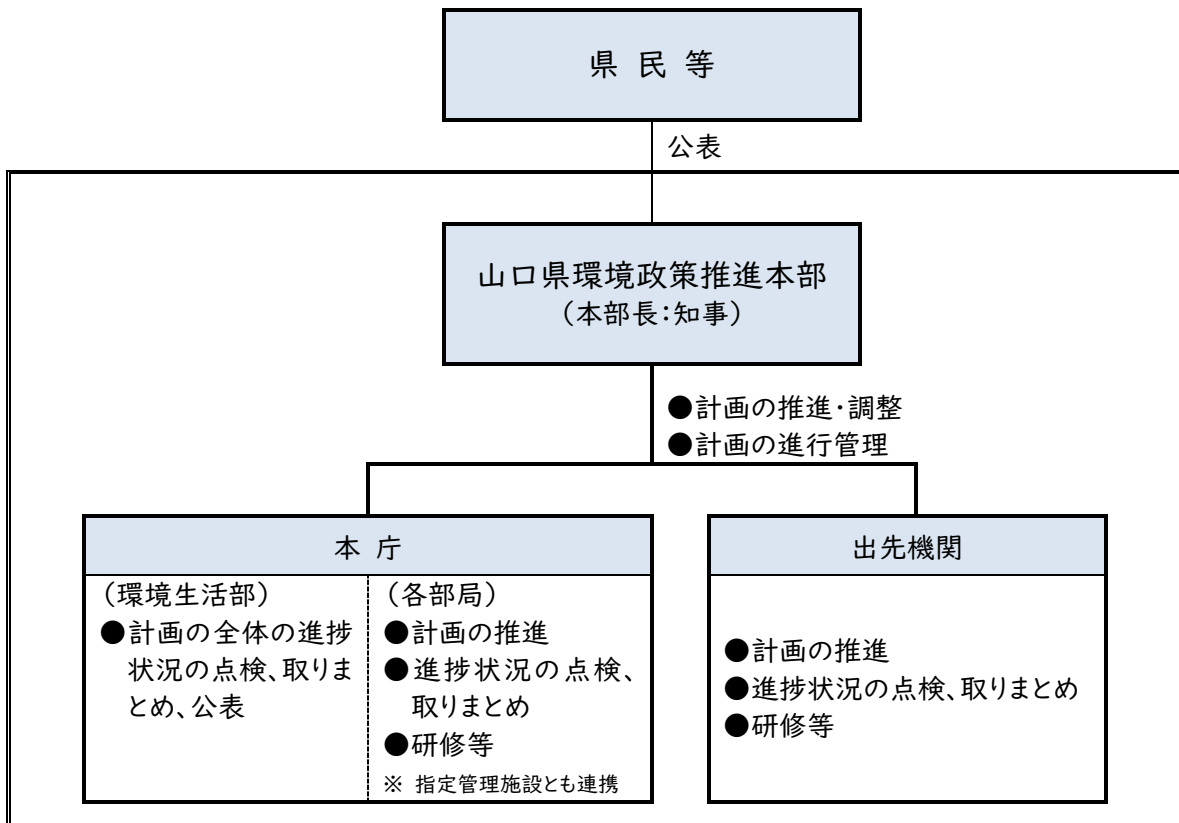


図 10-4 計画の推進体制

2 取組結果の点検と公表

温室効果ガスの排出量を毎年把握するとともに、エコ・オフィス活動の内容については、実践行動チェック表の作成等により、年度ごとの取組状況を把握し、それらの結果は環境白書等を通じて、県民等に公表します。

**山口県地球温暖化対策実行計画
(第2次計画)※改定版
別冊**

促進区域の設定に関する基準

**2023年(令和5年)2月
山口県**

第1章 基本的事項

I 基準策定の趣旨

2022(令和4)年4月に施行された地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）の一部を改正する法律では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度が導入されました。

この制度において、市町村は、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、対象となる区域（以下「促進区域」という。）、促進区域において整備する施設の種類及び規模、施設の整備と併せて実施すべき事項（地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組）などを定めるよう努めることとされています。

（地球温暖化対策推進法第21条第5項）

また、都道府県は、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保される事項など、市町村が促進区域を設定する場合の基準を定めることができるとされています。（地球温暖化対策推進法第21条第6項及び第7項）

これらを踏まえ、県内の市町が円滑に促進区域等を策定し、地域脱炭素化促進事業を進めることができるように、促進区域の設定に関する基準（以下「県基準」という。）を定めることとしました。



図 1-1 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度の概要

2 県基準の位置づけ

県基準は、地球温暖化対策推進法第21条第6項及び第7項に基づき定める、促進区域の設定に関する基準として位置付けます。

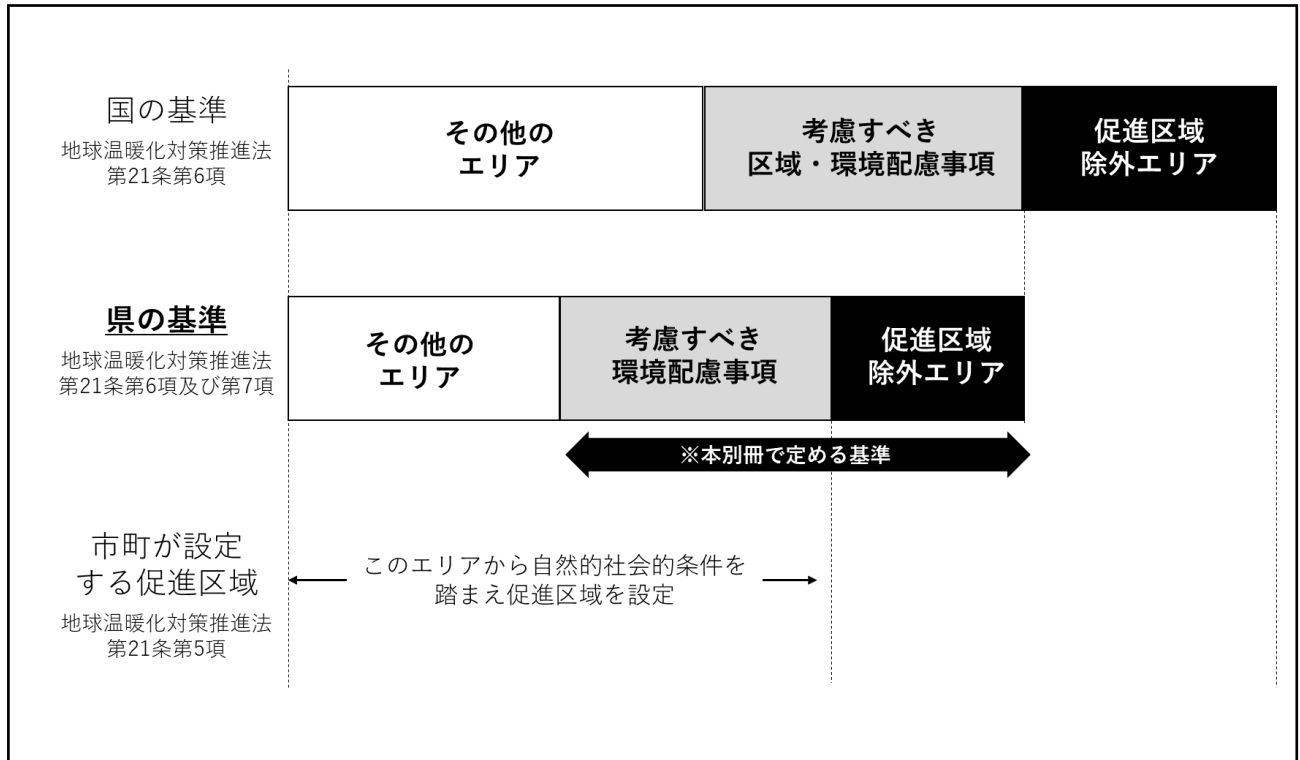


図 1-2 県基準の位置づけ

第2章 基準

1 県基準の基本的考え方

県基準は、再生可能エネルギーの導入に当たって望ましい立地や環境配慮の考え方について、個別事業計画の立案段階に先立ち、本県における再生可能エネルギー導入の政策方針として明確にするもの（いわゆる戦略的環境アセスメントの一種）として、以下の考え方に基づき設定しました。

- ・ 計画段階から、工事、供用、事業終了後にわたり、地域住民等にとって安心・安全な再生可能エネルギーであることを基本とする。
- ・ 本県の健全で恵み豊かな環境の保全を図るとともに、脱炭素社会を創出する再生可能エネルギーを推進する。
- ・ 多彩で豊かな自然環境や、歴史的な建造物・まちなみ、培われてきた伝統文化など、本県の良好な景観と調和するよう再生可能エネルギーの導入が図られるものとする。

2 対象となる地域脱炭素化促進施設及び県基準

(1) 太陽光発電

「ア 促進区域に含めることが適切でない認められる区域」（表 2-1）及び「イ 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項」（表 2-3）を県基準とする。

ただし、環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号）別表第 1 の第 2 欄及び第 3 欄に掲げる要件に該当しないもので、以下で示すものは、県基準（表 2-1、2-3）の考慮を要しないものとし、国基準（表 2-2、表 2-4、表 2-5）を県基準とする。

- ・ 建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物であって、当該建築物の屋根、屋上又は壁面に太陽光パネルを設置するもの
- ・ 都市計画法第 9 条第 13 項に規定する工業専用地域内に設置するもの

ア 促進区域に含めることが適切でない認められる区域

表 2-1 に掲げる区域については、促進区域に含めないこと。

表 2-1 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（県基準）

環境配慮事項	区 域	区域の設定根拠
・土地の安定性への影響	・砂防指定地	・砂防法
	・急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	・地すべり防止区域	・地すべり等防止法
	・山地災害危険地区	・林野庁長官通達
	・土砂災害危険箇所	・国土交通省通達
	・土砂災害特別警戒区域	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	・保安林	・森林法
・動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 ・植物の重要な種及び重要な群落への影響 ・地域を特徴づける生態系への影響	・ラムサール条約湿地	・ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）
	・県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	・保護水面	・水産資源保護法 ・山口県漁業調整規則
	・生息地等保護区※	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	・生息地等保護区※	・山口県希少野生動植物種保護条例
	・自然環境保全地域※ ・緑地環境保全地域 ・自然記念物	・山口県自然環境保全条例
	・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立/国定公園の特別地域
・県立自然公園の特別地域		・山口県立自然公園条例
・風致地区		・都市計画法
・特別緑地保全地区		・都市計画法 ・都市緑地法
・歴史的風致維持向上計画で定める重点区域		・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
・重要文化的景観の選定範囲		・文化財保護法
・伝統的建造物群保存地区		・文化財保護法

※は、策定時点において、県内での指定なし

なお、地球温暖化対策推進法施行規則第 5 条の 2 第 1 項で規定される国基準は、表 2-2 のとおり。

表 2-2 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（国基準）

区 域	区域の設定根拠
・原生自然環境保全地域※ ・自然環境保全地域※	・自然環境保全法
・国立公園/国定公園の特別保護地区・海域公園地区 ・国立公園/国定公園の第1種特別地域	・自然公園法
・国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区※	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
・生息地等保護区のうち管理地区※	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

※は、策定時点において、県内での指定なし

イ 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項

表 2-3 に掲げる「環境配慮事項」について、「収集すべき情報及びその収集方法」に基づき、必要な情報を収集し検討を行った上で、促進区域を設定すること。

また、地域脱炭素化促進事業において、「適正な配慮のための考え方」が講じられることが確保されるよう、地方公共団体実行計画（区域施策編）に定める「地域の環境の保全のための取組」に位置づけること。

表 2-3 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項（県基準）

環境配慮事項	環境配慮事項の検討に当たって 収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域 の設定に当たって「地域の環境の保全 のための取組」として位置づける、環 境の保全への適正な配慮を確保する 適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項			
・騒音による影響	・学校、病院その他環境の保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況 ・住居の分布状況	・教育委員会 Web サイト ・やまぐち医療情報ネット ・地図情報 ・その他関係部局に聴取	・造成等の施工による影響を、回避又は極力低減する措置を講じること ・騒音による影響が懸念される場合は、パワーコンディショナ等への囲いや、保全対象施設等との境界部に壁等を設置するなどの防音対策を講じること
	・家畜飼養施設及び放牧地の分布状況	・市町の畜産主務課に聴取	
・水の濁りによる影響	・水道原水取水地点の状況	・市町の水道部局に聴取	・造成等の施工による一時的な水の濁り等による環境影響を、回避又は極力低減する措置を講じること ・排水先の河川等に水道原水取水地点や漁業権の設定、農業用水の利用等が認められる場合は、沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じるとともにその管理を徹底すること ・濁水等による河川・地下水への影響については、必要に応じて調査を行い、措置を講じること
	・排水先の利用状況（漁業権、農業用水、山水・地下水の飲用利用等）	・県水産振興課 Web サイト ・山口県ため池マップ ・関係部局等に聴取	
	・家畜飼養施設の分布状況	・市町の畜産主務課に聴取	
	・河川等の公共用水域の環境基準、水質状況	・山口県環境白書参考資料集	

環境配慮事項	環境配慮事項の検討に当たって 収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方(促進区域 の設定に当たって「地域の環境の保全 のための取組」として位置づける、環 境の保全への適正な配慮を確保する 適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
・重要な地形及び地 質への影響	・世界文化遺産の構成資産・ 構成要素 ・国・県・市町が指定する地 形、地質に関する天然記念 物	・EADAS ・山口県文化 財保存活用大 綱 ・市町の担当 部局に聴取	・原則として当該場所を避けた事業 計画にすること
	・ジオパークの地形・地質学 的重要性を有するサイトや 景観	・ジオパーク Web サイト ・ジオパーク 推進協議会に 聴取	・ジオパークの運営団体であるジオ パーク推進協議会から聴取し、原則と してそのサイトへの設置や景観を損 なうことがないよう配慮するととも に、ジオパーク認定への影響を与え ることがないよう措置を講じること
・土地の安定性への 影響	・土砂災害警戒区域	・山口県土砂 災害ポータル Web サイト(山 口県土砂災 害警戒区域等 マップ)	・当該区域は、土砂災害が発生するお それがあることから、土砂災害に備え た適切な事業計画にすること
	・災害履歴	・市町の関係 部局に聴取	・事業区域内及びその周辺において、 降雨などによる地すべり、崩壊、土石 流等の災害が過去にあった場合には、 その土地の特性を十分に認識すると ともに、土地の安定性について適切 に必要な調査を行い、事業実施に伴い 再度災害を誘発させないように、適 切な整備を行うこと
・反射光による影響	・学校、病院その他環境の保 全についての配慮が特に必 要な施設の分布状況 ・住居の分布状況	・教育委員会 Web サイト ・やまぐち医 療情報ネット ・地図情報 ・その他関係 部局に聴取	・事業地の周囲に植栽を施すこと、太 陽光の反射を抑えた仕様のパネルを 採用すること、又はアレイの配置又は 向きを調整することなど、保全対象 施設や住宅の窓、畜舎等に反射光が 差し込まないように措置を講じること
	・家畜飼養施設及び放牧地 の分布状況	・市町の畜産 主務課に聴取	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項			
・動物の重要な種及 び注目すべき生息 地への影響 ・植物の重要な種及 び重要な群落への 影響 ・地域を特徴づける 生態系への影響	・国指定鳥獣保護区※ ・県指定鳥獣保護区	・県自然保護 課 Web サイ ト	・当該区域の改変面積をできる限り 小さくした事業計画にすること
	・植生自然度の高い地域(植 生自然度 9,10) ・特定植物群落 ・巨樹・巨木林	・EADAS	・原則としてその生育場所を避ける とともに、その周辺の生育環境の保 全に必要な条件(水象、日照等)を 確保した事業計画にすること
	・国・県・市町が指定する天 然記念物	・山口県文化 財保存活用大 綱 ・市町の担当 部局に聴取	・事業区域内に希少動植物種の繁殖 や重要な生息地、群落が存在する 場合は、原則として当該場所を避 けるとともに、その周辺の生息・ 生育環境の保全に必要な条件を 確保した事業計画にすること

環境配慮事項	環境配慮事項の検討に当たって 収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方(促進区域 の設定に当たって「地域の環境の保全 のための取組」として位置づける、環 境の保全への適正な配慮を確保する 適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 ・植物の重要な種及び重要な群落への影響 ・地域を特徴づける生態系への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動物種の生息状況 ・県指定希少野生動植物種 ・環境省レッドリスト、県レッドリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省レッドリスト ・山口県レッドリスト 2018 ・レッドデータブックやまぐち 2019 ・中国四国地方環境事務所、県自然保護課に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内に希少動植物種の繁殖や重要な生息地、群落が存在する場合は、原則として当該場所を避けるとともに、その周辺の生息・生育環境の保全に必要な条件を確保した事業計画にすること <p>(促進区域の設定に当たり、当該区域内に希少野生動植物種の生息・生育地がないか、市町から関係機関への聴取が必要)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・重要里地里山 ・重要湿地 ・重要海域 ・藻場の分布状況 ・生物多様性重要地域 ・昆虫類の多様性保護のための重要地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・中国四国地方環境事務所に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に先立ち、配慮を必要とする対象の現況と保全措置について聴取するとともに、必要に応じて調査を行い、措置を講じること
	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生の対象となる区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生協議会に聴取 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ジオパークの生物学的重要性を有するサイトや景観 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジオパーク Web サイト ・ジオパーク推進協議会に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジオパークの運営団体であるジオパーク推進協議会から聴取し、原則としてそのサイトへの設置や景観を損なうことがないよう配慮するとともに、ジオパーク認定への影響を与えないよう措置を講じること
人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立/国定公園の普通地域 ・県立自然公園の普通地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・県自然保護課 Web サイト 	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望点や稜線、斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避け、やむを得ずそのような場所を選定する場合は、事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は低反射や低明度・低彩度のパネルや付帯設備にすることなど、周辺景観との調和に配慮すること
	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の景観計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の景観計画との整合を図ること
	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物 ・景観重要樹木 ・景観重要公共施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町担当課 Web サイト 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画に定められた指定の方針等を踏まえ、その良好な景観に損なわれないよう、必要な措置を講じること
	<ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財 ・有形民俗文化財 ・記念物 	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県文化財保存活用大綱 ・市町の担当部局に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護されている文化財に影響がないか関係機関と事前協議し、必要な措置を講じること

環境配慮事項	環境配慮事項の検討に当たって 収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方(促進区域 の設定に当たって「地域の環境の保全 のための取組」として位置づける、環 境の保全への適正な配慮を確保する 適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
・主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観への 影響	・ジオパークの歴史・文化 的重要性を有するサイトや 景観	・ジオパーク Web サイト ・ジオパーク 推進協議会に 聴取	・ジオパークの運営団体であるジオ パーク推進協議会から聴取し、原則と してそのサイトへの設置や景観を損 なうことがないよう配慮するととも に、ジオパーク認定への影響を与え ることがないよう措置を講じること
・主要な人と自然と の触れ合いの活動 の場への影響	・長距離自然歩道	・EADAS	・当該場所の改変を避けた、又は改変 面積をできるだけ小さくした事業計 画にすること
	・自然海浜保全地区	・県自然保護 課 Web サイト	・当該区域の改変を避けた、又は改変 面積をできるだけ小さくした事業計 画にすること
その他、地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の種類の、規模その他の事項に応じて環境の保 全への適正な配慮が確保されるように特に考慮が必要と判断する事項			
・その他	・地区計画の区域	・市町の都市 計画図	・事業区域が地区計画の区域内であ る場合には、地区計画で定められた 目標・方針及び地区整備計画に従い、 適切な配慮を行うこと
	・農用地区域内農地 ・甲種農地 ・第1種農地	・市町の担当 部局、市町の 農業委員会に 聴取	・農業振興上支障とならないよう留 意すること
	・地域森林計画対象森林	・県森林企画 課 Web サイト	・森林法に定める地域森林計画対象 森林において開発行為を行う場合は、 土砂災害の防止、水害の防止、水の確 保、環境の保全の観点から、必要な 措置を講じること
	・津波災害警戒区域 ・高潮浸水想定区域 ・洪水浸水想定区域	・県河川課 Web サイト	・事業区域内に左記区域が含まれる 場合は、設備の浸水リスクがあるこ とを考慮すること
	・要措置区域及び形質変更 時要届出区域の指定の有無 (土壌汚染対策法)	・県環境保健 所、下関市環 境政策課に聴 取 ・県環境政策 課 Web サイト	・要措置区域又は形質変更時要届出 区域において工事を行う場合、人の健 康被害の発生を防止するため、汚染の 除去等の必要な措置を講じること
	・設置後の維持管理計画及 び事業終了後の処分計画の 有無		・検討した環境配慮の対策について定 期的に状態を確認するなど、適切な維 持管理計画及び体制を検討すること また、事業終了後の設備の放置や不法 投棄を防ぐため適切な撤去・処分・リ サイクル等について計画すること

※は、策定時点において、県内での指定なし

EADAS：環境アセスメントデータベース (Environmental Impact Assessment DAtabase System)

<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

なお、地球温暖化対策推進法施行規則第5条の2第2項及び第3項で規定される国基準は、それぞれ表2-4及び表2-5のとおり。

表2-4 考慮すべき区域（国基準）

国立公園/国定公園の普通地域を除き、県基準の促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（表2-1）に規定（国立/国定公園の普通地域は、表2-3に規定）

概要	区域	区域の設定根拠
環境保全の支障を防止する観点から再エネ設備の立地のために環境保全の観点から一定の基準を満たすことが法令上必要な区域について、立地場所や施設の種類・規模等が当該区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること	・国立公園/国定公園（特別保護地区・海域公園地区、第1種特別地域を除く）	・自然公園法
	・生息地等保護区のうち監視地区※	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	・砂防指定地	・砂防法
	・地すべり防止区域	・地すべり等防止法
	・急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	・保安林(航行目標保安林を除く)	・森林法

※は、策定時点において、県内での指定なし

表2-5 考慮すべき事項（国基準）

概要	考慮すべき事項
環境保全の支障を防止する必要性が高いものの性質上区域での規制がなじまないため区域での規制が行われていない事項について、環境の保全の支障を及ぼすおそれがないと認められること	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第4条第3項に基づく国内希少野生動植物種の生息・生育への支障
	・騒音その他の生活環境への支障

第3章 基準の見直しについて

本計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに本県の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、県基準の見直しを適宜行うものとします。

なお、示した国基準（表2-2、表2-4、表2-5）は参考情報であり、適宜、最新情報の確認が必要です。

